

# 1-1 健康づくりの推進

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画（H29-31）における新規事業

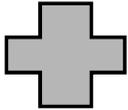
(1) 健康づくりの支援	
① 毎日の健康づくりの支援	○健康寿命の延伸プロジェクト ☆若い世代に向けた健康づくり
② 健康づくり支援の環境整備	
③ 介護予防・地域支援事業の推進	

(2) 保健・医療体制の充実	
① 地域医療システムの整備	
② 地域保健活動体制の充実	
③ 早期発見・早期治療体制の充実	
④ 安全で健康的な生活環境の確保	

## 区民とともに

### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- 生活習慣病を正しく理解し、日頃から栄養・運動・休養の調和のとれた生活習慣を身につける。
- 日常生活の中で楽しみながら、毎日の歩数や体重の記録等に関心を持ち、健康づくりの意識を高める。
- 定期的に健診や検診を受ける。
- 保健医療関係団体、企業、事業者やNPO等は、区民の生活習慣病の予防や健康づくりの支援を働きかける。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会はかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及の定着に向けて取り組む。



## 北区基本構想

だれもが、生涯を健康で明るく暮らすには、日頃から、自らの健康に関心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけて生活することが重要です。区民一人ひとりの心と体の健康づくりを支援するとともに、区民の健やかな生活を支える保健・医療体制を充実します。

## 重点施策

- ★毎日の健康づくりの支援  
⇒糖尿病やがんをはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むとともに、若い世代が健康づくりを意識するきっかけづくりや、健康を意識した行動の習慣化に向けた取組みを継続的に支援する。
- ★地域医療システムの整備  
⇒かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着を図る。
- ★早期発見・早期治療体制の充実  
⇒身近な地域で日常的に受診・相談等ができるよう、特定健診、がん検診等の充実を図り、疾病の予防・早期発見につなげる。

## 区（行政）の役割

- 生活習慣病やバランスの良い食習慣に関する知識を普及啓発する。
- 運動をはじめとした健康を意識した行動の習慣化に向けて取り組む。
- 健診や検診の重要性を啓発し、受診しやすい体制を構築する。
- 地域に密着する保健師を中心とした健康づくりの支援を行う。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着を支援する。
- 在宅療養を支える医療・介護関係者のさらなる連携推進を図る。

## (1) 健康づくりの支援

### 区民の健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を図る

#### 【基本計画2015の実績評価】

毎日の健康づくりの支援：平成25年度からの3年間、新型栄養失調予防の調査研究に協力し、研究成果に基づき、新型栄養失調予防講演会や高齢者あんしんセンター（※1）における講座など普及啓発に取り組んできた。

介護予防・地域支援事業（※2）の推進：住み慣れた地域で、元気で自立した生活を送れるように、要支援の認定を受けた方等に対して訪問・通所サービスを行うなど地域の実情に応じたサービスを提供するとともに、NPO・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体と協力して、おたっしや教室を通じた自主グループの創出や支援など高齢者を支える体制を整備した。

また、高齢者自身が地域や社会の中で役割を持ちながら、いきいきとした生活ができるよう介護予防リーダーの養成やいきいきサポーター制度（※3）等を推進している。



65歳健康寿命（※4）は、ほぼ横ばいとなっており、東京都の平均を下回っている。全身の栄養状態を示す血清アルブミンの基準値は、3.9~5.1g/dlである（65歳以上高齢者）。

北区の目標は4.2g/dl以上としているが、男女とも7割強と高くなっている。

健康寿命のさらなる延伸に向け、区民が自らの健康づくりに取り組めるよう支援し、栄養・運動・休養・社会参加というさまざまな視点から、引き続き健康づくり支援事業を実施する。

#### 【社会動向】

【国】健康寿命延伸に向けた取組みとして「次世代の健やかな生活習慣形成等（健やか親子施策）」、「疾病予防・重症化予防（がん対策・生活習慣病対策等）」、「介護・フレイル予防（介護予防と保健事業の一体的実施）」を重点取組分野としている。

【区】他の保健、福祉計画との整合を図り、「北区ヘルシータウン21（第二次）（平成26年3月）」の後期5か年計画改定を行っている。

⇒データヘルス計画（※5）をはじめ、様々なデータが分析され、さらにデータに基づく数値目標や地域の健康課題に対する対応が求められる。

#### 【今後の課題】

①65歳健康寿命はほぼ横ばいとなっており、健康寿命のさらなる延伸につながる生活習慣の獲得・改善への啓発が必要である。

②地域における健康課題を解決するため、区及び関係機関等が、健康づくりに関する取組みを実施できる、地域コミュニティの育成が必要である。

③高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、長く健康で自立した生活を続けられるよう、介護予防や健康づくりに関心のある方が参加できる場所を身近な地域に増やしていくことや、地域や社会の中で役割を持って生活できるように支援することが必要である。

#### 【各種調査結果から】

【国民健康・栄養調査（平成28年）】

○糖尿病が強く疑われる者（糖尿病有病者）、糖尿病の可能性を否定できない者（糖尿病予備群）はいずれも約1,000万人と推計される。  
⇒糖尿病を中心とした生活習慣病発症予防と重症化予防に取り組む必要がある。

【健康づくりに関する意識・意向調査（平成30年3月）】

○運動習慣の有無では、「週2日以上」が4割強。若い世代ほど、運動習慣のある割合が少ない。  
⇒若い時から健康に関心を持ち、健康を意識した行動が習慣化することが必要である。

○1日当たりの野菜摂取量（目標：350g）は、140g以下が6割台半ばを超えている。  
⇒野菜の摂取量を増やすため、区と関係機関が一体となって取り組む必要がある。

#### 【基本計画2020に向けて】

健康づくりは自らの意識と行動が基本であることから、区民が自らの健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、若い時から健康に関心を持つきっかけをつくり、健康を意識した行動が習慣化するための継続支援を行う。区民一人ひとりの健康づくりの充実と地域共生社会（※6）の実現をめざして、健康寿命の延伸を図る。

#### 【施策の方向性】

##### ①毎日の健康づくりの支援

健康寿命の延伸のため、糖尿病を中心とした生活習慣病予防と重症化予防、若い世代からの健康づくりの支援について、各種データを活用して重点的に取り組む。

日常生活のなかで「気軽にできる健康づくり」を推進し、生活習慣改善のきっかけづくりを推進する。

##### ②健康づくり支援の環境整備

地域において健康づくりや保健福祉に関する活動を通して地域のつながりを強化し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会の実現をめざす。

保健師の地域活動を通して、区民の健康づくりの支援を行い、様々なデータを活用して地域の課題を分析し、保健施策の立案・実施等につなげる。

##### ③介護予防・地域支援事業の推進

自立支援、介護予防・重度化防止の取組みに沿った事業を展開して、高齢者のだれもが自らの意思で活躍できる場を地域の身近な場所に増やすなど、地域の中で支え合うしくみづくりを構築する。

#### 【取組み例】

①バランスの良い食事と野菜摂取量を増やす普及啓発や身体活動量を増やす取組みを推進する。予防から治療までの一貫した糖尿病対策を進め、誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制の整備を推進する。若い世代から健康づくりを意識するきっかけと、健康を意識した行動が習慣化するための継続支援により、健康づくりの意識を高める。

②健康支援センターの保健師が中心となって、横断的・包括的に区民や地域に関わり、地域全体の健康課題について、区民と協働しながら分析、共有する。  
地域の健康づくりを応援する活動に取り組む区民を支援する。  
保健師が、区民や関係機関とのネットワークを生かした地区活動を行う。

③介護予防の各種教室を開催し、生活支援コーディネーター（※7）の配置や協議体の設置を通じて、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備する。

#### 【重点施策】

##### ★毎日の健康づくりの支援

⇒糖尿病やがんをはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むとともに、若い世代が健康づくりに意識するきっかけづくりや、健康を意識した行動の習慣化に向けた取組みを継続的に支援する。

## (2) 保健・医療体制の充実

区民が健康で過ごす時間が増加する

### 【基本計画2015の実績評価】

休日診療、子ども夜間緊急事業については、安定的に事業を実施した。

乳幼児健診を計画的に実施し、併せて子育て世代包括支援センター事業（はびママたまご面接）（※8）では、対面の面接を基本に、全妊婦に対して保健師等の専門職が関わるよう努めた。

特定健診、がん検診等の健診等事業については、受診率向上に向け、実施機関との協力体制の下、各種健診等を実施した。

予防接種事業については、乳幼児、高齢者を対象に概ね計画どおり実施した。

多職種連携研修会及び顔の見える連携会議については、概ね計画どおり実施し、医療・介護関係者の関係づくりを進めた。



休日診療、子ども夜間緊急事業の安定的な運営により、一定数の利用者があった。乳幼児健診等、特定健診やがん検診、予防接種、食品衛生指導等の事業の継続的・安定的な実施が区民生活の安全安心につながった。

健康施策はそれぞれの事業が密接に関連し、連携することによって効果を上げている部分が多いため、こうした点を十分に踏まえ、健康施策に対する区民ニーズ等を把握し、より効果的な実施方法を検討のうえ、着実に実施してきたところであり、今後も安定した事業運営を行っていく。

### 【社会動向】

【国】「健康日本21（第二次）（平成30年）」に示された基本的な方向の中間評価（素案）において、53項目の目標中32項目で改善とした。項目の一つである「健康格差対策に取り組む自治体の増加」については改善とされた。

受動喫煙対策として平成30年度に健康増進法を改正した。

【東京都】受動喫煙対策として、国の法律改正を受けた新たな条例を制定した。

【区】国と東京都の動向を受け「北区ヘルシータウン21（平成26年3月）」の中間の見直しを行っている。

⇒区民生活の安全安心に向け、既存事業の安定的な実施と並行して、受動喫煙防止対策や新たな健診等のニーズへの対応、既存の健診等事業の見直し、地域医療関係者及び関係機関の連携推進に向けた取り組み等が求められている。

### 【今後の課題】

①乳幼児、高齢者、障害者を含めたすべての区民が身近な地域で必要な医療を適切に受けられるよう、保健医療や在宅療養を支える体制整備、医療環境の充実が求められている。

②子育て世代等が地域社会において安心して生活できるよう、行政と医療機関等の連携の下で必要なサービスが提供できる体制を構築する必要がある。

③疾病の予防・早期発見のため、受診率が低いがん検診等の受診率向上に向けた取り組みや健診受診後のフォロー事業（がん精密検査や特定保健指導）の充実が求められている。

④東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なイベントを契機として、受動喫煙などの観点から生活環境整備を見直していく気運が高まっている。

### 【各種調査結果から】

【健康づくりに関する意識・意向調査報告書（平成30年3月）】

○かかりつけ医がいる人は43.8%と前回（平成25年）より4.7ポイント下がっており、東京都の平均を下回っている。

⇒かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着等の課題に引き続き取り組む必要がある。

○健診等を受けていない理由は、忙しいが22.6%と2番目に高い割合を示している。

⇒区民の利便性を高め、各種健診等を身近な区内の医療機関で受けられるようにすることが求められている。

### 【基本計画2020に向けて】

健やかに安心して生活するため、保健・医療体制の充実に向け、関係機関等が連携し、区民のライフステージに合わせた事業を展開する。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着に向けた取り組みを引き続き実施するほか、医療・介護関係者が連携して対応できるよう、土台となる関係者の顔の見える関係づくりや、ICTを活用した情報共有支援等に取り組む。

### 【施策の方向性】

#### ①地域医療システムの整備

身近な地域で日常的に受診、相談等ができるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及と定着を図るほか、病院と診療所との連携も含めて、在宅療養を支える医療・介護のさらなる連携推進を図る。

夜間や休日の急病等も適切な医療が受けられる体制整備や区内医療環境の充実にあたっての地域課題や区民ニーズの把握に取り組む。

#### ②地域保健活動体制の充実

医師、歯科医師、保健師等の専門職が連携して地域保健活動に適切に関与できる体制を構築する。

#### ③早期発見・早期治療体制の充実

区民の健康寿命を延ばすため、各種健診等の受診率向上を図り、地域の中で、各種健診等の実施から疾病の治療に至るまで対応できる医療システムの強化を図る。

#### ④安全で健康的な生活環境の確保

感染症予防や食品衛生指導等の事業を着実に実施することに加え、受動喫煙等の新たな課題に対して適切に対応することにより、区民の安全で健康的な生活環境を守る。

### 【取組み例】

①かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着に向けた啓発活動等を推進する。

多職種連携研修・顔の見える連携会議、ICTを活用した情報共有支援等により、在宅療養を支える医療・介護関係者の更なる連携推進を図る。

休日診療事業等を引き続き実施する。

区民が望む医療環境を把握するための区民アンケート調査等により、課題の把握と解決に向けた検討を行う。

②子育て世代包括支援センター事業において妊娠期からの切れ目のない支援により妊産婦が安心して出産子育てできるよう、地域の中で各種健康相談等を実施する。

③かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局において特定健診やがん検診等を実施し、受診率向上に向けた受診勧奨事業を充実させる。各種健診等から治療まで対応できる地域医療体制の強化を図る。

④予防接種や衛生知識の普及啓発等の事業を実施する。

受動喫煙防止に向けた国や自治体の新たな動きにも着目した対応策を検討する。

### 【重点施策】

#### ★地域医療システムの整備

⇒かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着を図る

#### ★早期発見・早期治療体制の充実

⇒身近な地域で日常的に受診・相談等ができるよう、特定健診、がん検診等の充実を図り、疾病の予防・早期発見につなげる。

## 1-2 地域福祉推進のしくみづくり

基本計画 2020 における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画 2015 における計画事業  
☆中期計画（H29-31）における新規事業

### （1）区民主体の福祉コミュニティづくり

①	地域で支えあうしくみづくり	○地域見守り支えあい事業 ○コミュニティソーシャルワーカーの配置
②	地域活動等への参加促進・支援	

### （2）利用者本位のサービスの提供

①	多様なニーズに対応する良質なサービスの提供	
②	身近な地域の相談体制の確立	
③	総合的なサービスの提供	

### （3）権利擁護のしくみづくり

①	権利擁護の推進	
②	人権を守る体制の充実	

#### 区民とともに

##### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・地域活動やボランティア活動等に積極的に参加し、役割を持って主体的に活動して、地域のコミュニティづくりを進める。
- ・自らが生活する地域での課題を見つけ、区等が主催する様々な会議の場において関係機関への引継ぎと連携を図る。
- ・あいさつや声かけ等により高齢者や障害者を見守り、孤立化防止と虐待防止につなげる。



#### 北区基本構想

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。また、だれもが安心して必要なときに、適切なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。さらに、サービス利用者などの権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

#### 重点施策

##### ★地域で支えあうしくみづくり

⇒あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のコミュニティづくりを進めることを通じ、複雑化する地域課題に連携して対応していけるように、地域共生社会の実現に向けて事業を推進する。

##### ★身近な地域の相談体制の確立

⇒高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療等、様々な面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターを中心とした身近な地域での相談体制を充実する。

##### ★権利擁護の推進

⇒財産の管理や日常生活等に支障がある人を地域全体で支え合うしくみづくりを構築するため、成年後見制度の利用の促進を図る。

#### 区（行政）の役割

- ・地域のコミュニティづくりのために、必要な施策を実施し、関係機関との連携を強化する。
- ・相談体制の充実を図るとともに、地域との情報共有を図り、連携して課題を解決する。
- ・成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人等の地域における権利擁護の担い手となるためのしくみをつくる。
- ・虐待防止センターを中心に、虐待事案に迅速かつ適切に対応できる体制を充実する。

## (1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

あらゆる住民が役割を持ち、主体的に活動できるようにする

### 【基本計画2015の実績評価】

地域ケア会議(※9)の開催や、おたがいさまネットワーク(※10)、コミュニティソーシャルワーカー(※11)の配置など社会資源ネットワークの構築に向けた事業を推進した。

・地域ケア会議の開催

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備を同時に進めていくため、3層(※12)からなる会議及び協議体を設置し、地域課題の解決・発見、社会資源の把握、情報共有等を図った。

・おたがいさまネットワーク

高齢者虐待の防止、認知症の早期発見、一人暮らし高齢者への見守り等、関係機関が連携して重層的な見守り活動を行った。

・コミュニティソーシャルワーカーの配置

地域や関係機関と連携しながら、住民が主体となって地域課題を解決できる仕組みづくりを進めた。



関係機関と連携を深めることで、さまざまな地域課題の把握や情報共有を図ることができた。また、地域の担い手育成や支え合いの仕組みづくりを推進することで、見守り体制が充実し、社会資源ネットワークの構築につながった。

高齢者あんしんセンターを中心とした社会資源ネットワークの構築をはじめ、地域の中の連携と協力を一層深めて、互いに支えあう地域のきずなづくりを進めていくうえで、地域連携の仕組みづくりに向けて実施している事業は一定の成果が出ている。

### 【社会動向】

【東京都】「東京都高齢者保健福祉計画(平成30年度～平成32年度)」では「地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京」を計画の理念としており、高齢者一人ひとりの自立と選択を支援するなど、地域の活力による取り組みに重点を置いている。

【区】高齢化率が23区で一番高い。平成29年には後期高齢者人口が前期高齢者人口をはじめて上回り、今後も上昇する見込み。

⇒高齢者人口が増加していくなかで、高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、本人や家族の力や、公的な支援やサービスだけでは十分ではなく、地域の力を活かした取り組みが重要になってくる。

### 【今後の課題】

①高齢者をめぐるさまざまな課題に対処するにあたって、地域の力の支えていく重要性がますます高まっている。

また、高齢者だけでなくあらゆる地域住民が役割を持ち、ネットワークにより支え合い自分らしく活躍できる地域のきずなづくりを進める必要がある。

②地域の支え手となる新たな担い手が不足している。地域活動に参加していない人をどのように活動に引き込むかが大きな課題である。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】  
○高齢者のための重点施策として「高齢者の就労の場や機会の拡大」を選んだ方が32.8%と最も高かった。  
⇒就労や、高齢者いきいきサポーター制度、おたがいさまネットワークの声かけサポーター等のボランティア活動の機会を提供することが必要である。

【人口推計調査(平成29年度)】  
○高齢者人口の割合が引き続き高い水準を維持していく。  
⇒高齢者施策の充実が必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

あらゆる地域住民が役割を持ち、地域と連携し、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のコミュニティづくりを進めることを通じ、複雑化する課題に地域と連携して対応する。また、高齢者自身が主体的に活動できるようにするための意識づくり、しくみづくりに取り組む。

### 【施策の方向性】

#### ①地域で支えあうしくみづくり

地域の見守り・支え合い体制の充実や、社会資源ネットワークにより、互いに支え合うことができる地域包括ケアシステムの構築を推進する。

社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員、商店街、NPO・ボランティア団体などによる地域で支えあうしくみづくりの構築に取り組み、福祉コミュニティづくりを推進する。

#### ②地域活動等への参加促進・支援

ボランティア活動等への参加を促進し、地域活動の担い手を育成し、地域の見守り・支え合い体制の充実を図る。

### 【取組み例】

①高齢者あんしんセンターを中心に、町会・自治会、民生委員・児童委員、商店街、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体等、あらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深める。

地域ケア会議を拡充し、専門職の助言者の参加を得て開催するなどして、さまざまな課題解決を図る。

生活支援体制整備事業(※13)における協議体「おたがいさま地域創生会議」(※14)にて、関係機関と連携を図り、地域課題の発見、社会資源の集約及び活用等の取組みを行う。

コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域住民とともに関係機関・団体と連携して地域の福祉課題に対応する

②おたがいさまネットワークを中心として、町会・自治会や民生委員、声かけサポーター、民間企業とのより一層の連携を図る。  
いきいきサポーター制度等によるボランティア活動を通じた社会参加を促進する。

### 【重点施策】

#### ★地域で支えあうしくみづくり

⇒あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のコミュニティづくりを進めることを通じ、複雑化する地域課題に連携して対応していけるように、地域共生社会の実現に向けて事業を推進する。

### 【単位施策の変更】

②NPO・ボランティア活動への参加促進・支援→②地域活動等への参加促進・支援へ変更

## (2) 利用者本位のサービスの提供

### 利用者の立場に立った総合的な支援体制を整備する

#### 【基本計画2015の実績評価】

高齢者あんしんセンターの整備では、機能強化を図るため、2か所増設、1か所移設し、17か所とした。

平成29年度から各高齢者あんしんセンターのサービスの質の向上、公正・公平な運営の確保を図るため、各高齢者あんしんセンターの事業評価を開始した。

介護と医療の連携推進では、在宅介護医療連携推進会議や在宅療養相談窓口事業、多職種連携研修会など国の定める8事業項目に基づく事業を実施した。



高齢者あんしんセンターは年々相談件数が増加しており重要な役割を担っている。多職種連携研修会や顔の見える連携会議の実施により、地域の医療・介護関係者や関係団体との連携が活発となり、参加者の増加、地域における「顔の見える連携づくり」につながった。

高齢者あんしんセンターの担当地域の再編、事業評価により、利用者が質の高いサービスを受けやすい体制を整備することができた。介護と医療の連携推進については、在宅介護医療連携推進会議の開催や多職種連携研修会等、関係団体との連携により、概ね計画通り推進している。

#### 【社会動向】

【国】国は、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を行う「地域共生社会」の実現を目指している。

【東京都】「東京都高齢者保健福祉計画（平成30～32年度）」では、地域包括支援センターの機能強化に向けた取組みへの支援を充実していくとしている。

【区】高齢者あんしんセンターの担当地域の見直しをおこない、17か所で運営している。

⇒地域包括ケアシステムの中心を担う高齢者あんしんセンターの役割がますます重要になってくる。

#### 【今後の課題】

①地域包括ケアシステムの中心を担う高齢者あんしんセンターの役割がますます重要になってくる。また、介護職員をはじめとした福祉人材の確保は喫緊の課題である。

②高齢者や障害者など支援を必要とする方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、本人や家族の力、公的な支援やサービスだけでは不十分である。  
高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、地域の力を生かした取組みがますます重要になってくる。

③高齢者、障害者、子どもなど、世代や分野を問わず、地域課題は複雑化してきている。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】  
○高齢者のための重点施策として「高齢者の保健・医療サービスの充実」等、医療や保健、介護サービスの充実を求める声が多い。  
⇒サービス提供体制の整備、充実を図る必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】  
○高齢者人口の割合が引き続き高い水準を維持していく。  
⇒高齢者施策の充実が必要である。

#### 【基本計画2020に向けて】

高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターの役割は大きく、今後もサービスの質の向上、各種事業の公正・公平な運営を確保し、機能充実を図っていくことで、利用者本位のサービスの提供を行う。

#### 【施策の方向性】

①多様なニーズに対応する良質なサービスの提供  
高齢者あんしんセンターを中心に、事業評価の実施等により質の高いサービスを提供する。  
サービス事業者の経営基盤向上を図るため、福祉人材の確保・育成を支援する。

②身近な地域の相談体制の確立  
高齢者やその家族をさまざまな面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターを中心に、あらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深めていき、身近な地域で支える体制を構築する。

③総合的なサービスの提供  
複雑化する課題に対処するために、世代や分野の垣根を超えた連携を推進する。

#### 【取組み例】

①高齢者あんしんセンターの事業評価等により、公正・公平な運営を確保し、質の高いサービスを提供する。  
福祉のしごと総合フェアの充実を図るとともに、介護福祉士資格取得のための研修、受験料の補助や、専門知識や技術の向上を図るための人材育成、研修事業を推進する。

②高齢者あんしんセンターを中心に身近な地域での相談体制の充実を図る。  
専門機関との連携や専門職の配置等により、障害者の自立支援、専門相談体制の充実を図る。

③世代や分野に関わらず、総合的な相談支援体制を構築できるように、関係機関との連携を進める。  
障害者については、自立支援協議会（※15）や専門部会の検討を踏まえ、基幹相談支援センター（※16）の設置をめざす。

#### 【重点施策】

★身近な地域の相談体制の確立  
⇒高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療等、様々な面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターを中心とした身近な地域での相談体制を充実する。

#### 【単位施策の変更】

①多様で良質なサービスの提供→多様なニーズに対応する良質なサービスの提供へ変更

### (3) 権利擁護のしくみづくり

だれもが地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを実現する

#### 【基本計画2015の実績評価】

北区社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしん北」では、高齢者や障害者等の福祉サービスの利用援助や金銭管理に関する相談の受付や成年後見制度のしくみ等、権利擁護に係る事業について啓発活動を行っている。

家族をケアする方向への虐待防止啓発講演会を毎年実施し、啓発を行っている。

虐待防止センターでは、高齢者及び障害者の虐待に関する通報や届出に、関係機関と連携しながら、相談支援を行っている。



成年後見制度の利用に関する相談をはじめとした、権利擁護センター「あんしん北」の相談件数が増加した。

高齢者及び障害者虐待防止啓発講演会の参加者数の増加や、虐待に関する通報件数が増加するなど、虐待の早期発見につながった。

区と社会福祉協議会が連携して、地域福祉権利擁護事業の活用や成年後見制度の普及啓発を図り、権利擁護センター「あんしん北」の活動が充実した。また、高齢者及び障害者虐待防止への啓発事業等を積極的に実施するとともに、虐待防止センターでの相談・支援体制の充実を図った。

#### 【社会動向】

##### 【国】

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年）」

「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年）」

「障害者虐待防止法（平成25年）」及び「高齢者虐待防止法（平成17年）」

「障害者差別解消法（平成28年）」

##### 【区】

高齢者虐待の相談・通報件数が、増加傾向となっている。

⇒成年後見制度の利用促進につながる支援体制の構築を行う必要がある。

高齢者や障害者に対する虐待への相談・支援体制の充実を図る必要がある。

障害を理由とする不当な差別的扱いの禁止、合理的配慮を実施する必要がある。

#### 【今後の課題】

①成年後見制度の利用促進に関する法律及び同基本計画により、区が成年後見制度の更なる利用の促進を図っていく必要がある。

また、判断能力が低下した人の契約支援やサービス利用支援など、日常生活における権利擁護の推進が求められている。

②北区や東京都においても、高齢者虐待の相談・通報件数が増加傾向で推移しており、虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応が求められる。

また、障害者差別の解消に向けて、区民や民間事業者に対する周知が必要である。

さらに、高齢者や障害者への介護負担が重いと感じている介護者や家族に対する心のケアと長期的な支援が求められている。

#### 【各種調査結果から】

##### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○障害の有無に関して差別を感じたと回答した方が43.4%であった。

⇒障害者等の人権及び権利擁護活動の充実が必要である。

【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査結果報告書（平成29年3月）】

○成年後見制度を知らなかったと回答した方が35.9%であった。

⇒成年後見制度の周知・啓発活動を充実する必要がある。

##### 【人口推計調査（平成29年度）】

○高齢者人口（65歳以上）は、平成40年まで減少を続け、その後は横ばいとなるが、平成45年以降は増加に転じる。⇒判断能力が低下した高齢者（認知症等）への対応、障害者とその家族の高齢化への対応、権利擁護及び虐待予防の活動の充実が必要である。

#### 【基本計画2020に向けて】

成年後見制度の利用促進につながる支援体制を構築するとともに、高齢者や障害者への虐待予防及び虐待対応の相談・支援体制の充実を図る。

#### 【施策の方向性】

##### ①権利擁護の推進

財産の管理や生活等に支障がある人の権利擁護を推進する。

社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業（※17）の活用と成年後見制度の利用促進を図る。

##### ②人権を守る体制の充実

虐待防止センターを中心に関係機関との連携を強化し、虐待事案に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図る。

障害者差別解消法の趣旨の普及啓発に努め、障害を理由とする差別のない共生社会の実現をめざす。

介護者や家族の介護負担の軽減を図るために相談・支援体制を整えるとともに、区民への認知症や障害がある人への理解を促進するための普及啓発活動を推進する。

#### 【取組み例】

①権利擁護事業や成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護センター「あんしん北」の活動強化や、成年後見制度の普及啓発を推進する。

②高齢者や障害者への虐待防止の取組みを推進する。具体的には、虐待防止センターの機能の強化や、高齢者及び障害者虐待防止講演会の実施、家族介護者教室の開催、介護に悩む家族に対応する心の相談室を実施する。

#### 【重点施策】

##### ★権利擁護の推進

⇒財産の管理や日常生活等に支障がある人を地域全体で支え合うしくみづくりを構築するため、成年後見制度の利用の促進を図る。

# 1-3 高齢者・障害者の自立支援

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策・単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画（H29-31）における新規事業

(1) 社会参加の促進	
① 就労・就業への支援	○元気高齢者支援事業
② 多様な社会参加への支援	
③ 教育、生活訓練の機会の確保	

(2) 在宅生活の支援	
① 地域包括ケアシステムの構築	○北区版地域包括ケアシステムの構築 ○地域密着型サービスの基盤整備 ○認知症在宅支援推進事業
② 障害者支援の充実	
③ 認知症対策の推進	

(3) 生活の場の確保	
① 多様な生活の場の確保	○特別養護老人ホームの整備・改修 ○介護老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備 ○障害者グループホームの整備

## 区民とともに

### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・事業者は、高齢者や障害者の就労に関する理解を深め、雇用を推進する。
- ・地域のイベント、健康づくり活動、ボランティア活動に積極的に参加する。
- ・高齢者あんしんセンターが中心となり、町会・自治会、民生委員・児童委員、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体など関係機関が連携し、高齢者やその家族を地域の中で支えていく。
- ・事業者等は、高齢者及び障害者福祉施設への理解を深め、将来的な福祉人材の育成と確保を推進する。

## 北区基本構想

高齢者や障害者が、いきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、住み慣れた地域で、明るく健康で充実した生活を送れるよう自立を支援します。

## 重点施策

### ★就労・就業への支援

⇒働く意欲のある高齢者・障害者のさらなる雇用促進及び就労支援を図る。

### ★多様な社会参加への支援

⇒元気な高齢者がいきいきと活躍できるように、また、障害者が自立した生活や社会生活を営むことができるように、多様な社会参加への支援を行う。

### ★教育、生活訓練の機会の確保

⇒心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図るとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保する。

### ★地域包括ケアシステムの構築

⇒北区の地域性に即した北区版地域包括ケアシステムを構築し、区民の主体的な取り組みや、様々な連携が図れるように、引き続き推進する。

### ★多様な生活の場の確保

⇒今後も高齢化率が高い水準で推移し、障害者の高齢化に伴う障害の重度化が進行することが見込まれるため、住み慣れた地域で安心して生活することができる場を確保するため、利用者ニーズや施設の入所状況、整備圏域のバランスなど様々な要因に留意し、施設の整備・誘導を行う。  
また、施設整備と併せ福祉人材の確保を推進することにより、効率的な施設運営が図られるよう取り組む。  
老朽化する区立特別養護老人ホームについては、計画的に改修を進める。

## 区（行政）の役割

- ・関係機関との連携を強化し、高齢者や障害者を積極的に雇用する。
- ・福祉人材の就業支援、業務負担軽減策等による、人材確保にかかる支援。
- ・地域で活動する高齢者や障害者支援団体及び、介護者のため活動する支援団体、地域における健康づくりの活動等を支援する。
- ・地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた高齢者や障害者支援のしくみづくりを推進する。
- ・区民ニーズに応じた福祉施設の整備に加え、周辺的生活環境への配慮ほか、建築物の耐震化・不燃化を促進する。



## (1) 社会参加の促進

地域でいきいきと活動し、明るく豊かに暮らしていける共生社会を実現する

### 【基本計画2015の実績評価】

健康で就業意欲のある高齢者に働く場を提供するシルバー人材センターに運営費の一部を補助した。また、障害者の一般就労を促進し、安心して働き続けられるように、就労支援センターにおいて、就労面と生活面の支援を一体的に行った。高齢者がボランティア活動を通じて、社会参加や地域に貢献する高齢者いきいきサポーター制度については、受入施設の拡充を行った。



シルバー人材センターの仕事の受託件数は増加しており、高齢者の就業機会の拡大につながった。就労支援センターの相談件数の増加に伴い、障害者の一般就労者数も増加傾向にある。いきいきサポーター受入施設の拡充といきいきサポーター登録者数の増加により高齢者の健康維持・介護予防につながった。  
児童発達支援事業所の整備状況は現状維持であった。

高齢者や障害者の就労・就業への支援や、いきいきサポーター制度等による社会参加への支援により、高齢者や障害者がいきいきと活躍できる地域社会の構築に努めた。今後は、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の誘致を図る必要がある。

### 【社会動向】

【国】障害者法定雇用率引上げ（平成30年4月）、ニッポン一億総活躍プランにおける地域共生社会の位置付け。

【東京都】「東京都高齢者保健福祉計画（平成30～32年度）」では「介護予防の推進と支え合う地域づくり」が重点分野の一つに位置づけられている。

【区】「地域包括ケア推進計画（平成30年3月）」、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定（平成30年3月）」

【その他】「人生100年時代」到来。医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な障害児が増加。

⇒地域共生社会の実現に向けて、高齢者や障害者の雇用、就労の継続、定着を図るための支援が課題となる。障害児に対する自治体の支援強化や、医療的ケア児の在宅生活等における支援が求められている。

### 【今後の課題】

①「人生100年時代」の到来を見据え、高齢になっても本人の希望に応じて働き続けられるように支援する必要がある。

また、就労定着支援サービスの創設や障害者法定雇用率の引上げにより、一般就労した障害者の就労継続の支援がこれまで以上に求められる。

②「人生100年時代」の到来を見据え、様々な意向に即した社会参加の機会など、高齢者になっても活躍できる地域づくりを進める必要がある。

また、一人暮らしの高齢者、障害者が増加傾向にある。核家族化や近所づきあいの減少などの影響で、社会から孤立して様々な生活課題を抱えている。

③医療技術の進歩等により、医療的ケア児や重症心身障害児の増加が予測される。そのため、こうした障害児に対する在宅生活等における支援強化が求められる。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○求められる取組みについて、高齢者と障害者ともに「就労の場及び機会の拡大」が最も高くなっている。  
⇒高齢者・障害者の更なる雇用促進を図る必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】

○高齢者人口（65歳以上）は、平成40年まで減少を続け、その後は横ばいとなるが、平成45年以降は増加に転じる。  
⇒高齢者や障害者がいきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、就労や地域交流の場、機会の拡大が必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

「人生100年時代」と言われる今日において、元気で長生きするためには、就労や地域活動等の社会参加により、一人ひとりが社会的役割を持つことが必要とされている。高齢者や障害者の就業機会の拡大や、障害児・障害者の自立生活への支援を図るなど、社会参加につながるしくみをつくり、いつまでも元気でいきいきと暮らし続けることができるような「いきがい」につなげる取組みを進める。

### 【施策の方向性】

#### ①就労・就業への支援

高齢者の様々な意向に即し、豊富な経験と知識が生かせる就労・就業機会を提供できるしくみをつくる。

働く意欲のある高齢者に就業機会を提供するため、シルバー人材センターの活動を支援する。国、東京都、ハローワーク等とともに働く意欲のある障害者のさらなる雇用促進及び就労支援を図る。

#### ②多様な社会参加への支援

相談や学びの場を提供し、社会参加やそのきっかけづくりのしくみをつくり、高齢者のいきがいに繋げる。

また、障害者が自立した生活や社会生活を営むことができるように支援を行う。地域住民の交流と協力を推進し、住民が相互に連携できる環境を整備する。

#### ③教育、生活訓練の機会の確保

心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図る。就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備する。

### 【取組み例】

①いきがいくりを支援する拠点を設置し、就労をはじめ、地域活動、ボランティア等、高齢者の活躍の場につながるよう支援する。

シルバー人材センターに運営費の一部を補助し、高齢者の就業機会を拡大できるように活動を支援する。

障害者の一般就労の促進に向けて、就労支援センターや関係機関との連携を強化する。一般就労が困難な障害者に対しては、福祉施設による支援を充実する。

②いきがいくりを進めるための「ワンストップ窓口」により、マッチングを図り、高齢者の多様な社会参加を支援する。

町会・自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等、地域の力を活用し、地域イベントや生涯学習など多様な社会参加への支援を継続する。

③障害児が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連絡調整を行うための体制整備や、児童発達支援事業所等の障害児を支援する施設の誘致を図る。

### 【重点施策】

#### ★就労・就業への支援

⇒働く意欲のある高齢者・障害者のさらなる雇用促進及び就労支援を図る。

#### ★多様な社会参加への支援

⇒元気な高齢者がいきいきと活躍できるように、また、障害者が自立した生活や社会生活を営むことができるよう、多様な社会参加への支援を行う。

#### ★教育、生活訓練の機会の確保

⇒心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図るとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保する。

### 【単位施策の変更】

④今後の課題や施策の方向性が同じであるため、地域交流の促進と理解の促進は、「1-5 (2) 思いやりのある福祉のまちづくり」に再編する。

## (2) 在宅生活の支援

相談体制を整備し、必要なサービスを的確に提供する

### 【基本計画2015の実績評価】

在宅医療介護連携推進事業、障害福祉サービス事業者研修会、認知症カフェ（※18）の開催などの事業を実施し、在宅生活の支援や、自立支援に向けた事業を推進した。

在宅介護医療連携推進会議（※19）や在宅療養相談窓口事業（※20）、高齢者あんしんセンターサポート医（※21）の配置、多職種連携研修会など国の定める在宅医療介護連携推進事業の8項目に基づく事業を実施した。

障害者支援の充実を図るため障害福祉サービス事業者研修会を実施した。

認知症地域支援推進員を各高齢者あんしんセンターに配置し、認知症への理解を深めるための知識の普及、啓発を図るため認知症カフェ等を実施した。



介護医療連携推進会議の中に、多職種専門職を委員とする検討部会を設置し、専門的な意見を参考に検討を行うことで、8事業項目の全ての実施につながった。

障害福祉サービス事業者研修会を開催し、事業者の技術、知識の向上、情報共有、連携強化につながった。

認知症カフェの開催で、初期支援やボランティア育成につながった。

引き続き北区版地域包括ケアシステムの構築を進めていく。障害者支援についてはサービス事業者研修会を引き続き開催するなど、多様なニーズに的確に対応できる体制の整備を進めていく。認知症対策では認知症カフェの開催等、普及啓発活動により、身近な相談体制の構築を進めることができている。

### 【社会動向】

【国】国は、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を行う「地域共生社会」の実現を目指している。

【東京都】「東京都高齢者保健福祉計画（平成30～32年度）」では、「在宅療養の推進」が重点分野の一つに位置付けられている。

【区】「北区地域包括ケア推進計画（平成30～32年度）」で、多職種連携、区民啓発の推進を重点事業に位置付けている。

【その他】高齢化の進行により、障害者本人及び介護する家族の高齢化が進んでいる。

⇒地域共生社会の実現に向けて、障害者や子どもも含めた北区版地域包括ケアシステムの深化が求められてくる。

### 【今後の課題】

①団塊の世代が75歳を迎える平成37年度を控え、地域性に即した地域包括ケアシステムを構築していく必要がある。

②障害者やその介助者の高齢化が進み「親なき後」の生活支援体制の確保が不可欠である。

③高齢者、特に後期高齢者の増加に伴い、認知症の人が増加している。  
また、若年性認知症などの課題も顕在化してきている。認知症を含めた要介護高齢者等の介護を行う家族の介護疲労や介護負担が増してきている。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】  
○高齢者のための重点施策で「介護が必要となったときの在宅療養支援の充実」を選んだ方が21.5%と2番目に多かった。  
⇒介護が必要になっても在宅生活が続けられるように支援していくことが必要である。

【人口推計調査（平成29年度）】  
○高齢者人口の割合が引き続き高い水準を維持していく。  
⇒高齢者施策の充実が必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

障害者や高齢者、認知症の人等が抱える複合的な課題に対処できるように、身近な地域での相談や情報提供等の体制を整備し、いつまでも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、北区版地域包括ケアシステムの構築を進める。

### 【施策の方向性】

#### ①地域包括ケアシステムの構築

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるための北区版地域包括ケアシステムの構築を進める。

また、在宅療養を支える地域の医療・介護関係者の更なる連携推進を図る。

#### ②障害者支援の充実

居宅介護や短期入所、生活介護、グループホームなど各種サービスの充実を図り、障害者とその家族を支える基盤整備を進める。

#### ③認知症対策の推進

認知症の人を支える担い手との協働、家族の集いの場や若年性認知症等の支援体制を整える。

また、高齢化の進展に伴う認知症の人の増加に対する支援を引き続き行う。

### 【取組み例】

①高齢者あんしんセンターを中心に、町会・自治会、民生委員・児童委員、商店街、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体等、あらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深めていく。

また、多職種連携研修・顔の見える連携会議、ICTを活用した情報共有支援などにより、医療・介護関係者の更なる連携推進を図る。

②障害者の在宅生活を支援するサービスを提供する事業所の誘致を促進する。

また、サービス事業者研修会を開催するなど、さまざまな情報を集約し、多様なニーズのある障害者の相談に的確に対応できるような体制の整備を進める。

③認知症カフェの開催や、認知症サポーターの養成及び活動支援等、認知症への理解を深めるための普及・啓発活動の充実や、人材育成により身近な相談体制の構築を図る。

また、各高齢者あんしんセンターに認知症初期集中支援チームを配置し、早期に適切な医療・介護・生活支援等が受けられる初期の支援体制を整備する。

### 【重点施策】

#### ★地域包括ケアシステムの構築

⇒北区の地域性に即した北区版地域包括ケアシステムを構築し、区民の主体的な取り組みや、様々な連携が図れるように、引き続き推進する。

### (3) 生活の場の確保

住み慣れた地域で一人ひとりの状態にあった施設で安心して生活することができる場を提供する

#### 【基本計画2015の実績評価】

特別養護老人ホームの整備誘導は、開設の遅延が見込まれるものの目標値を達成し、また障害者グループホーム(※22)の整備についても、民間事業者に対する建設費の一部補助等により、概ね計画どおりである。

介護老人保健施設は、学校跡地を活用し、民間事業者による施設を整備誘導、都市型軽費老人ホーム(※23)は開設準備補助ほか、北区公式ホームページによる周知を行った。



特別養護老人ホームについては、目標値を充足。介護老人保健施設については、施設の閉鎖により、目標値の74.6%の充足率、都市型軽費老人ホームについては、目標値の66.7%の充足率となっている。障害者グループホームは、目標値の72.7%の充足率となっている。

特別養護老人ホームの整備誘導は概ね計画どおり進捗しているが、平成29年度に開設された民間特別養護老人ホームでは、職員不足のため、受入人数が定員に満たないため、入所率が低下している。また、区立特別養護老人ホームは、老朽化が進んでおり、計画的な改修を要する。引き続き、要介護認定者数の増加も予想されるため、今後の整備誘導は、様々な要因に留意し慎重に検討する必要がある。

介護老人保健施設は、現計画の策定時より施設数が減少していることから、計画の再検討が必要である。

都市型軽費老人ホームは、現計画の整備目標である2施設について、圏域のバランスを考慮した、整備誘導が求められる。

障害者グループホームの実績はおおむね計画どおりであったが、土地の確保が困難な状況にあるので、引き続き計画的な整備・誘導を進めていく必要がある。

#### 【社会動向】

【国】高齢化の進展を見込み、介護サービス等基盤の整備交付金、施設整備用地の確保のための支援ほか、福祉人材確保のための総合的な対策の創設を推進。

【東京都】建設費、用地の賃借料の補助ほか、地域偏在に配慮した整備推進のための加算制度等を導入。

【区】高齢者福祉施設は、介護基盤全般の整備が求められているが、福祉人材の不足から、受入人数が定員に満たない施設がある。また、65歳以上の身体障害者手帳所持者は69.3%（平成29年8月末）となり、障害者やその介助者の高齢化が進行している。

⇒北区の高齢化率は今後も高い水準での推移が見込まれるが、施設への入所状況や待機者の動向を見極め整備・誘導を計画していく必要がある。また「親なき後」の障害者の生活支援体制の確保が不可欠である。福祉人材の確保に向けた取り組みを強化する必要がある。

#### 【今後の課題】

①利用者のニーズや様々な要因に留意し、施設を整備していく必要がある。施設で働く人材の不足により、職員体制を確保できず受入人数が定員に満たない施設が出ており、福祉人材の確保が必要である。

また、障害者の高齢化に伴う障害の重度化が進み、重度障害者や医療的ケアを要する障害者の受け入れが課題となっている。

区立の特別養護老人ホームは、老朽化が進んでおり、引き続き、介護サービスを提供していくため、適切な維持管理を行っていく必要がある。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査報告書（平成30年度）】  
○施設の整備よりも、介護が必要となったときの支援の充実、障害及び障害者に対する理解の促進へのニーズが高い。

【人口推計調査（平成29年度）】  
○高齢者人口（65歳以上）は、平成40年まで減少を続け、その後は横ばいとなるが、平成45年以降は増加に転じる。また、高齢者人口比率では赤羽西地区の比率が高まる予測である。

⇒要介護・要支援認定率は後期高齢者より上昇するため、さらなる施設整備に加え、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

#### 【基本計画2020に向けて】

利用者のニーズや施設の入所状況、整備圏域のバランスなど様々な要因に留意し計画的に整備・誘導するとともに、福祉人材の確保を推進することにより、効率的な施設運営が図られるよう取り組む。また、区有地等の活用を含め、障害者グループホーム等の福祉施設を整備・誘導し、「親なき後」の生活支援体制の確保に向け、一人ひとりの状況に応じた多様な生活の場の提供を検討する。

#### 【施策の方向性】

##### ①多様な生活の場の確保

地域や事業者、医療機関、教育機関との連携を強化し、区民ニーズを適切に捉え、高齢者や障害者一人ひとりが安心して地域の一員として生活できる、生活の場の確保のため施設整備を推進する。

また、効率的な施設運営が図られるよう、福祉人材の確保対策と施設整備とを連携して推進する。

区立の特別養護老人ホームは、区民の需要が高い施設として、中長期的に大規模改修を計画し、適切な維持管理を行う。

#### 【取組み例】

##### ①

・特別養護老人ホームの整備・改修  
介護保険制度の要介護高齢者で、日常生活において常に介護が必要で在宅での適切な介護が受けられない高齢者に、入所により必要な介護サービスを提供する特別養護老人ホームを整備誘導する。また、老朽化への対応の必要がある区立特別養護老人ホームを改修する。

・介護老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備  
家庭復帰をめざすためのリハビリテーションや看護等のサービスを提供する介護老人保健施設を整備・誘導する。また、自立した日常生活の営みに不安がある低所得高齢者の生活の場として食事等のサービスを提供する都市型軽費老人ホームの整備を誘導する。

・障害者グループホームの整備・誘導  
住み慣れた地域で障害者の生活の場を確保するため、障害者グループホームの整備・誘導を行う。また、重度障害者を対象とした重度障害者グループホームは、区有地等の活用を含め整備を誘導する。

・施設整備と福祉人材の確保  
施設の効率的な運営が図られるよう、施設整備と併せ福祉人材の確保を推進していく。

#### 【重点施策】

##### ★多様な生活の場の確保

⇒今後も高齢化率が高い水準で推移し、障害者の高齢化に伴う障害の重度化が進行することが見込まれるため、住み慣れた地域で安心して生活することができる場を確保するため、利用者ニーズや施設の入所状況、整備圏域のバランスなど様々な要因に留意し、施設の整備・誘導を行う。

また、施設整備と併せ、福祉人材の確保を推進することにより、効率的な施設運営が図られるよう取り組む。

老朽化する区立特別養護老人ホームについては、計画的に改修を進めていく。

# 1-4 子ども・家庭への支援

基本計画 2020 における  
 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

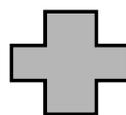
○基本計画2015における計画事業  
 ☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 子育て家庭への支援	
① 多様な保育サービスの充実	○保育所待機児童解消 ○学童クラブの定員拡大
② 子育て相談の充実と交流の促進	○保育サービスの充実 ○産前産後サポート事業
③ 困難を抱える子育て家庭への支援	☆「はぴママ・きたく」事業の推進 ○子育て応援団事業
④ 児童虐待への対応	☆子どもの未来応援プロジェクト ○児童虐待未然防止事業
⑤ 子育てしやすい環境づくりの推進	○児童相談所の移管 ☆子育て情報提供体制の強化
⑥ 子育て支援の拠点の整備	○（仮称）子どもプラザの整備 ○子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進
(2) 子どもの健やかな成長の支援	
① 魅力ある遊び環境づくり	
② 豊かな体験活動の充実	
③ 子どもの幅広い社会参加の促進	
(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり	
① 地域における子育て支援	
② 子育てネットワークの育成	
③ 子どもの安全確保の体制づくり	

## 区民とともに

### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・子育てを通じて親同士交流する。
- ・見守りや声掛け等、地域ぐるみでの子育て支援を行う。
- ・自らの知識や経験、技能を子どもたちへ伝えていく。
- ・防犯パトロールや防災訓練へ参加する。
- ・虐待を疑うような異変に対して、通告や相談を行う。



## 区（行政）の役割

- ・保育園や学童クラブの整備により待機児童解消を図る。
- ・子育て支援活動を行う地域活動団体をサポートする。
- ・知識や経験、技能を生かしたいと考える区民に、活躍の機会を与える。
- ・子どもにとって安全安心な地域づくりに取り組む。
- ・区民や関係機関と連携し、児童虐待の予防、早期発見、見守りを推進する。

## 北区基本構想

だれもが、子どもの権利を尊重し、子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、区は、地域社会と一体になって、子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進めます。また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て家庭を支援します。

## 重点施策

### ★多様な保育サービスの充実

⇒安心して産み育てられるとともに、子どもを育てながら働くことのできる環境を整える。

### ★児童虐待への対応

⇒要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携を強化し、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応できるよう、子ども家庭支援センターの人員等の体制を強化する。また児童相談所の設置に向けて、他区や児童相談所設置予定市等の動向を注視し、施設や人材面等の問題を解決する。

### ★豊かな体験活動の充実

⇒子どもたちが様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を培うため、自然体験、社会体験、文化芸術体験等に触れる機会を「放課後子ども総合プラン」等において充実させる。

### ★地域における子育て支援

⇒児童館・子どもセンター・子ども家庭支援センター等を中心にネットワーク化を図り、地域コミュニティと協働し、地域全体で子育て家庭を見守り支援する。

## (1)子育て家庭の支援 ー1

### 子どもの健やかな育ちと子育てを支える

#### 【基本計画2015の実績評価】

平成27年3月に策定した「北区子ども・子育て支援計画2015」にもとづき、保育ニーズに対応した支援サービスの強化、認定こども園の設置、地域における子育て家庭への支援等様々な施策を展開してきた。

待機児童対策に係る受け入れ数拡大や延長保育・病児病後児保育の実施数は、私立保育園の開設拡充等により計画を上回って達成している。

学童クラブの定員拡大は目標を上回って実施してきた。

子育てに関する専門相談への相談件数は増加し、相談内容も多様になってきている。

北区では先駆的に子ども医療費助成の対象を18歳まで拡大している（高校生は入院のみが対象）。

平成29年3月に「北区子どもの未来応援プラン」を策定し、子どもの育ちや学びについてライフステージに応じた相談・支援体制を整えるといった、貧困の連鎖解消に向けた様々な施策を展開している。

#### 【社会動向】

【国・東京都】国および東京都は、保育士の人材確保や負担軽減を図る施策を強化する方針、子どもの貧困対策を総合的に推進する方針を打ち出している。

平成31年10月から幼児教育の無償化が予定され、詳細は未定だが、今後の保育事業への影響が見込まれる。

【区】国および東京都の制度を活用し、保育事業者を支援し、保育人材の確保や負担軽減を図る施策を強化した。

平成29年3月に「北区子どもの未来応援プラン」を策定し、ひとり親家庭等の子どもに対する支援施策を展開している。

⇒保育人材の確保を強化することは、多様なニーズに対応した柔軟な保育サービスの提供へとつながる。

子どもの貧困の連鎖を断ち切るための施策について、経済的な支援だけでなく多角的な視点から支援を行う必要がある。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○子育て支援のため区が行うべき重点施策として「待機児童対策」「自然とふれあえる場、異世代との交流の場の提供」「困難を抱える子どもへの支援」と回答した割合が高い。また「児童虐待への取り組みの充実」が増加している。

【人口推計調査（平成29年度）】

○0～5歳の人口が引き続き伸び、平成35～40年の間にピークを迎える。

⇒待機児の解消や児童館・子どもセンターの機能の充実等、子育て支援策を継続して講じる必要がある。

#### 【今後の課題】

①安心して子どもを生育てられる社会、仕事と子育てを両立できる社会にしていけるため、保育の受け皿の拡大に加え、保護者の多様なニーズに対応した、様々な保育サービスの充実がより一層求められている。特に配慮が必要な子どもへの支援等、保育者の専門性への要求が高まってきている。また、保育に従事する人材確保や保育事業者の支援が大きな課題となっている。

②保護者の子育てに対する不安を解消するため、保護者同士の交流の場や機会の提供、相談体制の充実等が求められている。保護者から寄せられる相談の内容が専門化・多様化している。

③困難を抱える家庭の保護者の状況を把握し、早期に支援につないでいく必要がある。対象の家庭が適切な支援を受けられるよう、情報提供、相談窓口への誘導強化が必要となる。

#### 【基本計画2020に向けて】

今後10年は増加する見込みの年少人口や、保育サービス・子育て支援へのニーズの多様化に対して、柔軟かつ的確に対応する。また、児童虐待防止対策について積極的に取り組む。

#### 【施策の方向性】

##### ①多様な保育サービスの充実

保護者の様々な就労形態に伴って多様化する保育ニーズに対し、多様な保育サービスの提供体制を築く。

待機児童解消や安全で快適な保育環境のため、施設整備とともに、保育人材の確保及び保育の質の向上に向けた保育事業者・保育士への支援に取り組む。

質の高い就学前教育保育が受けられるよう、幼稚園・保育園等と小学校との交流や連携を深める。

心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図る。

##### ②子育て相談の充実と交流の促進

身近な場所で気軽に相談できる体制と専門的な相談につなげる体制を整え、妊娠から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行う。子育て中の保護者が気軽に集い、情報交換や自分にあった子育ての仕方を学ぶことのできる場を提供する。

##### ③困難を抱える子育て家庭への支援

子どもの貧困問題解決やひとり親家庭の支援は、経済的な支援だけではなく、区民やNPO等と連携して多岐に渡った支援を行う。

#### 【取組み例】

①長時間保育や病児保育等、多様な保育サービスの充実を図る。

研修等の充実による保育人材の育成、家賃補助や資格取得支援等による保育人材の確保、また保育所等におけるICT化の推進など、国や都の補助金を活用した保育事業者、保育士への支援に取り組む。

保育施設を誘致する。また学童クラブを必要とする児童が利用できるよう定員の拡大を図る。児童発達支援事業や特別支援教育をはじめとした、障害児を就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援する体制を強化する。

②母と子の健康、育児相談、育児不安の解消を図るとともに、子どもの成長・発達に不安を持つ保護者に対する専門的な相談体制を整える。NPプログラム（※24）等、いきいきと自信を持って子育てができる親育ちへの取組みを推進する。

③困難を抱える子育て家庭に向けた経済的な支援や情報提供、相談体制等の充実を図るとともに、子ども食堂のような食事提供を含めた子どもの居場所づくりや学習支援事業を支援・推進する。

#### 【重点施策】

##### ★多様な保育サービスの充実

⇒安心して産み育てられるとともに、子どもを育てながら働くことのできる環境を整える。

#### 【単位施策の変更】

##### ③困難を抱える子育て家庭への支援

単位施策「子育ての経済的負担の軽減」と単位施策「ひとり親家庭の自立支援」を統合

## (1)子育て家庭の支援 -2

### 子どもの健やかな育ちと子育てを支える

#### 【基本計画2015の実績評価】

児童虐待新規受理件数は、社会的意識の高まりもあって増加傾向にある。子ども家庭支援センターを中心とした連携・情報共有により要保護児童等の早期発見及びその適切な保護に努めている。

児童相談所の設置については、23区共通の課題や都協議課題、北区の課題の整理を行い具体的な検討を進めるとともに、北児童相談所への派遣等、職員の育成を図っている。

出産前後の母親の疲労や悩みの軽減を図るための産前産後サポート事業（※25）を実施しているが、産後ショートステイ等一部の事業は利用実績が当初見込みを下回っている状況である。

乳幼児親子の居場所機能に重点を置いた子どもセンターの整備は、計画を若干下回っているが、児童館を含めた乳幼児親子の利用者数は順調に伸びてきている。



北区では近年年少人口の増加が見られるが、その要因は「子育てするなら北区が一番」のスローガンのもと、待機児童の解消や医療費助成等による経済的負担の軽減、切れ目のない産前産後サポートといった事業等の効果と考える。しかし同時に保護者の就労形態の多様化等による、多様な保育サービスについての需要が増大してきている。

「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、区民の多様なニーズを取り込んだ施策の展開、子育て世代に届きやすくわかりやすい情報の発信に力をいれていく必要がある。

#### 【社会動向】

【国・東京都】平成28年5月の児童福祉法等の一部を改正する法律により、特別区においても児童相談所を設置できるとされたほか、児童相談所による指導措置について、委託先として区市町村が追加された。

平成29年4月から児童虐待の発生を予防し、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の区市町村への設置が努力義務とされた。

【区】「子育て世代包括支援センター」事業を平成30年4月に開始した。

⇒児童相談所の設置により、区が児童虐待に対する対応を総合的に担うことになる。また、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応のため、子ども家庭支援センターの体制や専門性の強化、要保護児童対策地域協議会における更なる連携強化が必要となる。

また子どもが虐待や犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、支援を必要としている子育て世帯が助けを求められる地域社会づくりが必要である。

#### 【今後の課題】

④児童相談所の設置に向け、施設の場所や形態、人材育成等、十分に検討していく必要がある。

児童虐待新規受理件数の増加に伴い、困難ケースが増加している。また、法律改正に伴い、泣き声通告等の児童相談所が受理した通告の区市町村への送致に対応する必要がある。

⑤子育て支援に関する事業やサービスは、子育て世代のニーズの多様性に合わせて利便性を高めていかなければならない。

個人のニーズの取り込みや情報におけるスピード感が大切であり、SNS等を活用した対応が必要となる。

⑥児童館・子どもセンターにおいて、利用者の固定化が進んでおり、地域や支援に目を向けることのできない保護者をケアする必要がある。

子どもに関する専門的な相談に対応するため、より一層の関係機関の連携体制が必要である。

#### 【基本計画2020に向けて】

今後10年は増加する見込みの年少人口や、保育サービス・子育て支援へのニーズの多様化に対して、柔軟かつ的確に対応する。また、児童虐待防止対策について積極的に取り組む。

#### 【施策の方向性】

##### ④児童虐待への対応

子ども家庭支援センターを中心に、関係各課、各機関の連携を強化し、増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努める。都や他区と協力し、児童相談所の設置に向けた検討・準備に取り組む。

##### ⑤子育てしやすい環境づくりの推進

子育て世代の多様なニーズに対応し、子育てに対する不安を解消する。

子育てに関する事業や制度の情報について、迅速な情報伝達に努める。

ファミリー世帯向け住宅の整備誘導等、子育てファミリー層が快適に暮らせる環境づくりを進める。

##### ⑥子育て支援の拠点の整備

安心して子育てできるように、子育て世代が集う支援拠点の整備を行い、「孤育て」に陥りがちな親とのつながりを強化する。

子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備する。

#### 【取組み例】

④養育支援訪問事業（※26）や心理士や栄養士等による専門相談を活用して、家庭の見守りを強化する。

要保護児童対策地域協議会（※27）を開催し、関係機関との連携を強化する。

児童相談所の設置に向けて、他区等の動向を注視し、施設や人材面等の諸課題を解決する。

⑤子育て情報サイトやアプリを活用して、情報の積極的・効果的な発信を行う。

産後ショートステイをはじめとした、安心ママヘルパー事業やファミリー・サポート・センター事業といった産前産後の生活支援に関する事業をより活用しやすくする。

⑥地域における子育て支援拠点として、子どもセンター及びティーンズセンターを設置し、育ちの機会や交流の場を充実させる。

新たなPRチラシ等を作成し、子どもセンターの周知を図る。

児童相談所の整備と併せて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを一体的に整備する。

#### 【重点施策】

##### ★児童虐待への対応

⇒要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携を強化し、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応できるよう、子ども家庭支援センターの人員等の体制を強化する。また児童相談所の設置に向けて、他区や児童相談所設置予定市等の動向を注視し、施設や人材面等の問題を解決する。

#### 【単位施策の変更】

##### ④児童虐待への対応

基本施策（3）「子どもをあたたく育む地域社会づくりにおける」内の単位施策「いじめや虐待の防止」の内容をこちらの単位施策に統合

## (2) 子どもの健やかな成長の支援

### 子育てを支え、子どもの豊かな感性と社会性を育む

#### 【基本計画2015の実績評価】

子どもたちが、安全に安心して伸び伸びと過ごせる放課後の活動場所として、区立小学校内に放課後子ども総合プラン（※28）の導入を進め、平成30年度までに35校中29校に導入した。

放課後子ども総合プランにおいては、学年を超えた交流を図りながら、宿題や復習などの学習活動、スポーツや工作等の体験活動、卓球やダンス等のクラブ活動を実施している。



これまで児童館を利用してこなかった小学生が、身近な学校で事業を実施している放課後子ども総合プランを利用するようになった。

子どもたちの豊かな体験活動や社会参加を支える環境も、放課後子ども総合プランの事業進捗にあわせて進んできている。

児童館のあり方検討と放課後子ども総合プラン導入を一体的に進めてきたことの成果が、乳幼児親子の子どもセンター利用者数や小学生の放課後子ども総合プラン利用者数の推移から読み取ることができる。

施設や事業の再編が、少しずつ子どもたちの豊かな体験活動や社会参加の機会を支える環境づくりへつながってきている。

#### 【社会動向】

【国・東京都】共働き家庭の「小一の壁」（※29）を打破し、次世代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行える、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な整備を推進する方針を示している。

【区】「放課後子ども総合プラン」は、平成31年度までに全小学校での実施が目標。「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」において、児童館の再編を計画化している。

⇒放課後子ども総合プランの導入によって、小学生の放課後の活動場所がこれまでの児童館から学校内に移行する。これに伴い、小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するとともに、豊かで様々な体験活動を放課後子ども総合プランの中で行うことができるようになる必要がある。

#### 【今後の課題】

①少子化によって兄弟姉妹間で遊ぶ機会や地域における異年齢同士の交流が減少しており、子どもが一人で遊ぶ機会が増えている。  
遊びの環境づくりにおいて、魅力だけでなく、活動場所や周辺環境の安全・安心も求められてきている。

②子どもたちや保護者の体験活動に求めるものが多様化してきている。また、子どもたちの成長につながるように、体験活動後にも生かせるようなものにするのが大切である。

③地域活動やボランティア活動に参加するにあたって、できるだけ多くの入り口を用意することが大切である。

#### 【各種調査結果から】

##### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○子育て支援のため区が行うべき重点施策として「待機児童対策」「自然とふれあえる場、異世代との交流の場の提供」「困難を抱える子どもへの支援」と回答した割合が高い。また「児童虐待への取り組みの充実」が増加している。

##### 【人口推計調査（平成29年度）】

○0～5歳の人口が引き続き伸び、平成35～40年の間にピークを迎える。

⇒児童館・子どもセンターの機能の充実をはじめとした子育て支援策を継続して講じる必要がある。

#### 【基本計画2020に向けて】

子どもたちの健やかな成長を支援する環境の整備と、豊かな体験活動や幅広い社会参加の機会となる多様なプログラムの実施に取り組む。

#### 【施策の方向性】

##### ①魅力ある遊び環境づくり

魅力ある活動場所が多様化する中、子どもたちの社会性や創造力を育むために、子どもたちの健やかな成長の支援につながる、安全で魅力ある遊びの環境をつくる。

##### ②豊かな体験活動の充実

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然とのふれあいや異なる世代の人々、区内外の様々な人々との交流など、豊かな体験活動を充実させる。

##### ③子どもの幅広い社会参加の促進

子どもたちの自立、社会に貢献する喜びの実感のため、地域活動やボランティア活動、区政に関わる活動を含めた、幅広い社会参加の機会を充実させる。

#### 【重点施策】

##### ★豊かな体験活動の充実

⇒子どもたちが様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を培うため、自然体験、社会体験、文化芸術体験等に触れる機会を「放課後子ども総合プラン」等において充実させる。

#### 【取組み例】

①異なる年齢、異なる世代が交流できる拠点として、子どもたちの安全や安心に配慮しながら、放課後子ども総合プラン、児童館・子どもセンター・ティーンズセンター等において多彩な活動を展開する。

子育てで家族や子どもにとって安全で魅力ある公園づくりを進める。

②放課後子ども総合プラン、児童館・子どもセンター・ティーンズセンター等において、自然体験、社会体験、文化芸術体験等の機会を積極的に取り入れる。

友好交流都市と協力し、農業体験等の交流事業を推進する。

③子どもたちの社会参加を促進するため、子どもたちの安全や安心に配慮して、放課後子ども総合プラン、児童館・子どもセンター・ティーンズセンター等において、地域活動への参加やボランティア体験の機会を積極的に取り入れる。  
中学生区政モニターや小学生との区政を話し合う会のさらなる周知や活用を図る。

中学生防災学校等の防災教育を通して、地域の防災力向上に寄与するよう指導を行う。

### (3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり 誰もが子どもの成長を見守る社会をつくる

#### 【基本計画2015の実績評価】

平成30年2月に政策提案協働事業である「北区子育てメッセ」を「子育てママ応援塾」と区の協働で開催し、親子で楽しみながら支援団体の活動を知ることができるイベントとした。

区民に地域の安全・安心に関する情報を提供する「安全・安心」・快適メールを配信し、情報の配信回数は登録者数とともに、年々増えている。



「子育てメッセ」は地域や周囲とつながりをつくることは難しいと感じている保護者に対し、支援団体とつながるきっかけを作るとともに、支援団体同士も協力関係を築ききっかけとなるイベントとなった。

ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、地域住民の協力、連携のもと近年増加傾向にあり、地域での子育て支援づくりの一翼を担っている。

情報メールによって不審者や防犯、防災に関する情報を迅速に保護者へと届けることができています。

地域全体で子育て世帯を見守り支え、子育ての孤立化を防ぐ取り組みは、気になる親子を早期に発見し、虐待を未然に防ぐ効果が期待できる。また、子育て世帯がネットワークにつながりやすくなる環境の整備は、子どもの安全安心の確保にも資する。

#### 【各種調査結果から】

##### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○子育て支援のため区が行うべき重点施策として「待機児童対策」「自然とふれあえる場、異世代との交流の場の提供」「困難を抱える子どもへの支援」と回答した割合が高い。また「児童虐待への取り組みの充実」が増加している。

##### 【人口推計調査（平成29年度）】

○0～5歳の人口が引き続き伸び、平成35～40年の間にピークを迎える。

⇒乳幼児親子の居場所として、児童館・子どもセンターにおける交流の場としての機能を充実させていく必要がある。

#### 【今後の課題】

①地域社会の連帯が希薄化し、孤立感を感じながら育児をする「孤育て」が問題となっている。区では「地域のきずなづくり推進プロジェクト」として取り組んでいる、一人一人がつながりを持てる地域コミュニティの育成を、地域における子育て支援につなげていく必要がある。

②北区の人口は35万人を突破し、子どもの数も増加している中、周囲に相談できる人がおらず、不安や孤立を感じながら子育てをしている保護者も多い。子育て世代が気軽に集え、相談できる場を整備し、孤立感や子育てに関する不安の解消につながるネットワーク作りが必要である。

③子どもを狙った犯罪や無差別殺傷事件、いじめによる自殺等、子育て世帯に不安を与える事件は後を絶たないため、子どもの安全確保に対するニーズはさらに高まっている。

#### 【基本計画2020に向けて】

不安や孤立を感じながら子育てをする保護者が増えている中、子育て世帯を見守り支え、地域社会とのつながりを大切にされた施策を展開する。

#### 【施策の方向性】

##### ①地域における子育て支援

子育てが家庭が孤立しないためにも、地域の中でお互いが顔見知りとなり気軽に声をかけられるような関係を築くことで、子育て家庭を取り巻く地域がつながり、地域全体で子育て家庭を見守り、支援できるように取り組む。

##### ②子育てネットワークの育成

気軽に参加できるイベント等を実施して、地域の中での子育て支援グループのネットワークや保護者同士のネットワークの形成に取り組む。

##### ③子どもの安全確保の体制づくり

保護者や学校、住民や企業、商店等、地域ぐるみで子どもたちを見守るしくみづくりを行う。また、深刻化するいじめなどの子どもの権利侵害に対して、学校だけでなく様々な関係機関が連携し、地域全体による予防と早期発見に努める。

#### 【取組み例】

①児童館・子どもセンター・子ども家庭支援センター等において、乳幼児親子が気軽に来館し、お互いが顔見知りになり、会話を楽しめるきっかけとなるような機会を充実させる。  
町会・自治会や青少年委員会、民生委員・児童委員をはじめとする地域コミュニティの担い手と連携し、地域における子育て支援に協働して取り組む。

②地域で活動している子育て支援グループや団体等のネットワーク化を図り、協働して地域の子育て力強化に取り組む。  
児童館・子どもセンター・子ども家庭支援センター等を核とする保護者同士のネットワークの構築、活動支援に取り組む。

③地域パトロールの強化や、緊急配信メール、「安全・安心」・快適メール等の情報配信の積極的活用に取り組む。  
子ども110番など、家庭や商店といった地域ぐるみで子どもを見守るシステムの有効活用を図る。

#### 【重点施策】

##### ★地域における子育て支援

⇒児童館・子どもセンター・子ども家庭支援センター等を中心にネットワーク化を図り、地域コミュニティと協働し、地域全体で子育て家庭を見守り支援する。

#### 【単位施策の変更】

##### 旧③いじめや虐待の防止

基本施策（1）「子育て家庭への支援」内の単位施策「児童虐待への対応」へ内容を統合

## 1-5 福祉のまちづくり

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (1) バリアフリーのまちづくり

① ユニバーサルデザインのまちづくり	○バリアフリー基本構想の策定
--------------------	----------------

### (2) 思いやりのある福祉のまちづくり

① こころのバリアフリーを育む環境づくり	
----------------------	--

#### 区民とともに

##### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ユニバーサルデザインの理念を共有する。
- ・北区バリアフリー基本構想の基本理念に基づき、区民・事業者の立場でバリアフリーのまちづくりを推進する。
- ・様々な障害の特性を理解する。  
障害の有無に関わらず、お互いを尊重する。支え合う。
- ・地域のイベント、文化芸術・スポーツイベント、健康づくり活動、ボランティア活動等に積極的に参加する。
- ・様々な障害の特性を理解する。  
障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支え合う。



#### 北区基本構想

区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、子どもや高齢者、障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりをめざします。また、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

#### 重点施策

##### ★ユニバーサルデザインのまちづくり

⇒だれもが安心して生活・移動できるよう利用者の参加による取組みを推進し、スパイラルアップ(段階的かつ継続的な発展)を図りながら共生社会の実現をめざす。

##### ★こころのバリアフリーを育む環境づくり

⇒障害者差別解消法の施行を踏まえ、また、共生社会の実現をめざして、これまで以上に障害者への理解促進、障害者との交流の輪の拡大に努める。

#### 区（行政）の役割

- ・ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発活動を行う。
- ・北区バリアフリー基本構想の基本理念に基づき、行政の立場でバリアフリーのまちづくりを推進する。
- ・~~PDAサイクルに基づき~~安心して生活・移動できるように改善やスパイラルアップに努める。
- ・障害者差別解消法について、普及啓発を図る。
- ・地域におけるイベント、健康づくり活動等を支援する。
- ・地域で活動する様々な障害者支援団体の活動を支援する。

## (1) バリアフリーのまちづくり だれもが健やかに安心して生活・移動できる社会の実現を図る。

### 【基本計画2015の実績評価】

高齢者・障害者団体等の区民や学識経験者、関係行政機関、施設管理者、交通管理者、公共交通事業者等、さまざまな関係者で構成した協議会を設置し、平成27年度に「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」を策定した。

また、平成28年度赤羽地区、平成29年度滝野川地区の地区別構想を策定し、平成30年度に王子地区の地区別構想を策定する。



「北区バリアフリー基本構想」の基本理念である「「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区～だれもが健やかに安心して生活・移動できる共生社会を目指して～」に基づき、北区全域を対象とした指針と個別の重点整備地区における施設設置管理者等（※30）による具体的なバリアフリー化施策を取りまとめた。

北区バリアフリー基本構想【全体構想】及び【地区別構想】に基づき、高齢者・障害者等の物理的、社会的、制度的、心理的、情報面等のさまざまな社会生活上の障壁（バリア）を除去（フリー）し、障害のない人と同じように自立した日常生活や活動ができるよう、バリアフリー水準の向上に向け、今後は施設設置管理者等による具体的なバリアフリー化施策の推進とスパイラルアップ（※31）に努めていく。

### 【社会動向】

#### 【国・東京都】

交通バリアフリー法からバリアフリー法への改正により、対象者や対象施設等が拡充。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年一部改正）や障害者差別解消法（平成28年）により、要配慮者の円滑な移動のための施策の推進が求められた。また、障害を理由とする差別の禁止及び合理的な配慮の義務化。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催。  
⇒東京におけるユニバーサルデザイン（※32）化の推進。

「東京都福祉のまちづくり推進計画」の策定により、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られる。

⇒高齢者、障害者や子育て世代等、すべての人々が安心して生活・移動できる環境整備が必要である。

### 【今後の課題】

地区別構想で定めた具体的なバリアフリー化施策の着実な推進が必要である。

心と情報のバリアフリーの推進に向けた具体的なバリアフリー化施策や協働による取組みの実践が必要である。

段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け、利用者の参加によるハード・ソフト一体的な取組みの推進が必要である。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○区の施策のうち、重要度では、防災・防犯対策や健康づくりの充実に次いで、バリアフリーのまちづくりの推進となっている。

#### 【人口推計調査（平成29年度）】

○高齢者人口は25%前後で高水準で推移する。  
⇒移動や施設利用に制約がある人などを含めて、だれもが利用しやすい生活環境づくりが求められる。

#### 【北区バリアフリー基本構想の策定に伴う、まちあるき点検による利用者の評価（平成27年度）】

- 引き続きの整備推進の必要性
- バリアフリールートへの迂回距離の長さ
- 多様な利用者に配慮した連続的な案内
- 利用可能時間や管理状態による使いづらさ
- こころのバリアフリーの重要性

⇒北区バリアフリー基本構想【全体構想】及び【地区別構想】に基づき、バリアフリー水準の向上に向け、今後は具体的なバリアフリー化施策の推進とスパイラルアップに努めていくことが求められている。

### 【基本計画2020に向けて】

高齢者、障害者等配慮を要する人を含めだれもが活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるよう環境整備を行い、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①ユニバーサルデザインのまちづくり

~~P. (計画plan) D. (実施do) C. (評価check) A. (改善action) のPDCAサイクルに基づき、具体的なバリアフリー化施策の進捗状況の把握や新たな課題に対する検討を加え、継続的な利用者の参加による取組みを推進し、スパイラルアップを図りながら共生社会の実現をめざす。~~

### 【取組み例】

協議会の継続と年1回の進捗状況確認を実施する。

平成32年度には、利用者参加で中間評価を実施する。

事業実施時における利用者参加を推進する。施設設置管理者等への働きかけを行う。

利用者への情報提供を行う。協議会などを活用したこころのバリアフリーを推進する。

### 【重点施策】

#### ★ユニバーサルデザインのまちづくり

⇒だれもが安心して生活・移動できる日常生活や活動ができるよう利用者の参加による取組みを推進し、スパイラルアップを図りながら共生社会の実現をめざす。

## (2) 思いやりのある福祉のまちづくり

あらゆる意識面のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの定着を図る。

(※33)

### 【基本計画2015の実績評価】

障害者週間記念行事や障害者作品展を通じ、障害のある人もない人も交流できる機会を提供し、区民の障害者理解の促進に努めた。また、障害の有無に関わらずに楽しめるスポーツイベントを、東京都障害者総合スポーツセンターや体育協会加盟団体等の関係団体と連携・協力して実施した。車いす体験等の福祉教育プログラムについては、社会福祉協議会と連携し、継続して取り組んだ。

なお、障害者差別解消法施行前の平成27年度から、法の趣旨の普及啓発や相談支援を実施している。

障害者作品展来場者数及び参加団体数は、横ばい傾向であるが、アンケートでは、障害者への理解を深めたと感じた区民の割合が9割を超えており、区民や事業者等に対して、効果的に啓発活動を行うことができた。また、障害者スポーツイベント参加者数や福祉教育プログラム実施学校数、障害者就労支援施設自主製品合同販売会の売上高がいずれも増加傾向にあり、障害者への理解が深まっている。差別解消法については、映画上映会を開催し、参加者が低年齢化する等一般区民への普及啓発が進んだ。

障害者週間記念イベントや障害者スポーツイベント等を通じて、障害者や障害者スポーツ・活動への理解促進と普及につながった。また、福祉教育プログラムでは、障害への理解を深めるとともに、福祉のこころや実践力の育成につながっている。なお、事業運営においては、高齢化や障害特性に応じた適切な配慮を行うように努める必要がある。依然として障害者差別に関する相談が寄せられており、引き続き区民に向けて普及啓発に努める必要がある。

### 【社会動向】

【国・東京都】障害者差別解消法施行（平成28年4月）、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年10月）。法においては、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務であるが、都条例では義務とした。

「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定（平成30年3月）。心のバリアフリーの推進、障害者のスポーツ・芸術活動への参加促進等の目標を定めた。

【区】「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定（平成30年3月）」、北区職員障害を理由とする差別解消推進対応要綱制定（平成28年3月）

⇒障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が求められている。また、共生社会の実現に向けて、今まで以上に積極的な取組みが求められている。

### 【今後の課題】

①障害者差別解消法の施行に伴い、行政機関や民間事業者には障害者への合理的配慮が義務付けられることとなり、差別解消の取組みを一層進める必要がある。また、区民の障害者理解の促進を行い、様々な人と障害者が交流する機会の拡大を図る必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○差別や偏見があると感じる人は2割を超えている。また、差別の内容について、障害による差別は、国籍に関する差別に次いで多くなっている。⇒区民に対して、差別解消の取組みを一層進める必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】

○高齢者人口（65歳以上）は、平成40年まで減少を続け、その後は横ばいとなるが、平成45年以降は増加に転じる。⇒障害者とその家族の高齢化への対応。

### 【基本計画2020に向けて】

障害者差別を引き起こす原因の一つに、障害者理解の不足がある。今後も区民の障害者理解の更なる促進を行い、様々な人と障害者が交流する機会の拡大を図る。

### 【施策の方向性】

#### ①こころのバリアフリーを育む環境づくり

様々な機会を通して、障害者への理解を深め、障害者との交流の輪を広げる。また、子どもの頃から人と人との心の障壁を取り除き、思いやりと助けあいの心を育てるため、世代間交流や福祉啓発教育等にも取り組む「こころのバリアフリー」を促進する。

### 【取組み例】

①障害者週間記念イベントや障害者スポーツイベント等様々な機会を通して、障害者への理解促進、差別解消の普及啓発、障害者のスポーツ・文化芸術活動等への参加を促進する。

学校教育の場における福祉教育プログラムを通して、子どもたちへの思いやりの心を育む福祉教育を促進する。

障害者が周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」や、聴覚障害者のコミュニケーション手段である手話の普及啓発を促進する。

### 【重点施策】

#### ★こころのバリアフリーを育む環境づくり

⇒障害者差別解消法の施行を踏まえ、また、共生社会の実現をめざして、これまで以上に障害者への理解促進、障害者との交流の輪の拡大に努める。

### 【単位施策の変更】

①「思いやりのある福祉のまちづくり」を「こころのバリアフリーを育む環境づくり」に名称変更

## 2-1 地域産業の活性化

○基本計画2015における計画事業  
 ☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 新たな産業の展開	
① 地域産業を支える産業施策の推進	☆若者・高齢者の活躍応援プログラム (○若者・女性・高齢者の活躍応援プログラム) ※一部事業移行に伴う名称変更
② 創業の促進	○コミュニティビジネスの推進 ☆北区観光力向上プロジェクト (○(仮称)北区観光協会の設立)
③ 北区の魅力を生かした観光の推進	○鉄道のまち北区プロジェクト ○千客万来 外国人向け観光情報発信事業 ※事業統合
(2) モノづくりの振興	
① ものづくりイノベーションの推進	☆ものづくり開発チャレンジ支援事業 ○大学連携による産業イノベーション創出事業
② ものづくり人材・企業の育成	○新製品・新技術開発支援事業 ※事業統合
③ ものづくりのPR・ブランド力の強化	○経営相談総合窓口・産産連携推進事業 ○地域産業の技術・技能承継事業
(3) 生活サービス産業の育成	
① 魅力ある個店づくりの支援	○北区まちなかゼミナールの開講
② 商店街の新たな魅力づくりの推進	○商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業 ○外国人ウェルカム商店街事業
③ 区民生活を支える産業の振興	☆商店街防災力向上事業
(4) 勤労者の働きやすい環境づくり	
① 勤労者が安心して働ける環境整備	

### 区民とともに

#### 区民(地域・NPO・事業者等を含む)に期待すること

- ・産業団体、地域金融機関、NPOは、行政と連携した中小企業者への支援を行う。
- ・区内企業や商店街は、北区産業の担い手として、経営基盤の強化・安定化、将来の事業継続・発展に向け創意工夫とチャレンジに努める。



### 北区基本構想

産業は、北区で働き、暮らす人々のゆとりある暮らしを支え、地域に活力を生み出す重要な役割を担っています。  
 区は、産業人の創意と意欲にあふれた自由で活発な企業活動が展開できる環境づくりを進め、既存産業の活性化を図るとともに、社会環境の変化に対応した新たな産業分野への進出を支援します。  
 また、区民が集い、にぎわう、生活の場としての魅力ある商店街づくりを支援します。さらに、地域産業を支える勤労者の働きやすい環境づくりにも努めます。

### 重点施策

#### ★地域産業を支える産業施策の推進

⇒売り上げ拡大や販路開拓につながる具体的な支援を伴走型で行うf-Biz(エフビズ)モデル等の事例を参考に検討し、ワンストップ相談窓口の強化を図る。

#### ★ものづくりイノベーションの推進

⇒AI等の先端技術の活用や生産性の向上、製品・サービス等の高付加価値化、オープンイノベーションの実現に向け、先端技術活用推進事業(AI・ロボット・IoTセミナー)等の推進により、区内企業の新たな事業展開に向けた積極的な取組みを促進する。

#### ★魅力ある個店づくりの支援

⇒商店街を取り巻く環境は厳しくなっており、これまでの単独の商店街への支援だけでは、効果が限定的になりつつあることから、商店街を構成する意欲ある個店の活性化に向け、個店の魅力づくりへの意欲的な取組みを支援する。

#### ★勤労者が安心して働ける環境整備

⇒働く意欲がある方が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続け、誰もがいきいきと生活できる社会をめざすため、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を事業主に情報提供し、意識改革を推進する。  
 また、従業員にもワーク・ライフ・バランスの考え方を広める。

### 区(行政)の役割

- ・産業団体、地域金融機関、NPO等の支援機関とのネットワークを強化する。
- ・コーディネーターとして様々な業種の事業者や、区民、大学をはじめとする研究機関等との多様な交流・連携を図り、事業者の生産性の向上や、製品・サービスの高付加価値化に向けた意欲的な取組みを支援する。

## (1) 新たな産業の展開

①にぎわいと雇用が創出される ②区内開業率が向上する ③定住人口・来街者が増加する

### 【基本計画2015の実績評価】

①経営全般、販路開拓から技術の相談まで一体的に行えるワンストップ相談窓口を設置した。また、景気動向に合わせ、融資あっせん制度を拡充した。  
②起業を支援するため、起業セミナー等を実施した。また、地域内雇用の促進を図るため、都補助金の活用や関係団体との連携強化を図った。  
③東京北区観光協会を設立し、観光ホームページをリニューアルする等、情報発信を充実した。



①融資あっせん件数は減少したが、相談件数は一定水準で推移している。また、区内中小企業は国・都補助金を獲得し、設備投資等につながった。  
②「北区創業支援事業計画（平成27年度）」策定以来、コミュニティビジネス（※1）を含めた創業者が増加傾向にある。また、就労関連のセミナー参加者が増加している。  
③観光ホームページのアクセス回数や観光ガイドマップの配布数が増加している。また、観光ボランティアガイド利用者数及び区内入込客数が増加している。

①各種相談員の連携した支援、中小企業者の円滑な資金調達支援につながった。  
②「北区創業支援事業計画」を基に、区内創業支援機関と連携し、創業しやすい環境を整備する。失業率が改善する一方、企業の人材確保が困難であるため、区内中小企業の視点に立った人材確保支援を推進する。  
③「観光振興プラン後期計画 平成30年度～32年度（平成30年3月）」に掲げた重点戦略に基づき、東京北区観光協会と連携して観光施策を推進する必要がある。

### 【社会動向】

【国】①生産性向上や製品・サービスの高付加価値化につながる積極的な投資、IT導入等の促進 ②〈創業〉平成30年7月産業競争力強化法の改正〈就労〉働き方改革補助事業の拡充、女性・若者・高齢者・外国人等の多様な働き手の活躍  
【東京都】③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催。  
【区】①「北区産業活性化ビジョン2018（平成30年3月）」で掲げた重点戦略の推進 ②〈創業〉国の産業競争力強化法に基づき、平成27年度に策定した「北区創業支援事業計画」を推進。〈就労〉雇用情勢の変化に対応した支援策への転換の推進③「観光振興プラン後期計画」の重点戦略の推進。  
⇒①生産性向上等の支援や相談体制の充実が必要である。②〈創業〉国の開業率10%というKPIの達成に向けた支援策が必要である。〈就労〉東京都の補助事業の動向を見据え、事業の見直しが必要である。③観光をめぐる地域間競争の激化に即応し、訪日外国人旅行者への対応をしなければならない。

### 【基本計画2020に向けて】

生産性向上につながる支援や相談体制の充実を図る。また、ハローワーク等の関係団体と連携して、区内中小企業の雇用情勢に対応した柔軟な事業展開を推進する。また、創業希望者への直接的な創業支援の充実に加え、創業に関する普及啓発に取り組む。さらに、公民連携による観光の魅力発信を推進・強化する。

### 【今後の課題】

①中小企業の実産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を支援するため、経営全般、販路拡大等の相談を一体的に行えるワンストップ相談窓口の充実・強化が課題である。  
国の法改正や景気動向に合わせた融資制度の運用が求められている。  
雇用市場において「売り手市場」が続き、新規求人数が大幅に増加する一方、多くの産業における必要な労働力不足が顕在化していることが課題である。  
②創業を志してから事業が安定するまでの経営課題に対応したきめ細かな支援や潜在的創業者に対する創業への関心を高めることが求められている。  
地域特性を踏まえたコミュニティビジネスの振興が課題である。  
多様化する創業ニーズに対応した創業支援を提供する環境の充実を図る必要がある。  
区内の産業・経済団体、金融機関等の創業支援機関が相乗効果を発揮できる体制が必要である。

③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先を見据え、国、東京都、周辺自治体が積極的に観光振興に取り組んでいるため、交流人口の獲得をめぐる地域間競争の激化への対応が課題である。

### 【施策の方向性】

①地域産業を支える産業施策の推進  
経済動向や経営環境の変化、国の動向に対応した利便性の高い相談体制の構築、融資制度の充実、産業・経済団体、金融機関等の関係機関が連携した支援を行う。  
雇用情勢の変化に合わせ、若者や女性を中心とした就労支援事業に加え、企業の人材確保・定着支援等の柔軟な事業展開を推進する。  
②創業の促進  
創業者の成長段階に応じた支援を行うとともに、潜在的創業者のモチベーション喚起等、創業へのチャレンジ環境の整備に取り組む。  
担い手として期待される高齢者・女性・若者によるコミュニティビジネス創業支援に取り組む。  
区内における創業支援環境の充実を図る。  
地域金融機関をはじめとする創業支援機関との連携強化に取り組む。  
③北区の魅力を生かした観光の推進  
訪日外国人旅行者数の増加や地域間競争の激化等の北区観光を取り巻く状況の変化を踏まえ、東京北区観光協会と連携し、北区観光の魅力の効果的な発信に取り組む。

### 【取組み例】

①具体的な支援を伴走型で行うf-Biz（エフビズ）モデル（※2）等の事例を参考に伴走型の相談窓口の構築を検討する。また、融資制度の充実、関係機関の連携を強化する。  
区内中小企業の人材確保を支援するため、ハローワークや東京しごと財団との連携を強化し、より効率的・効果的な事業を推進する。  
②起業家の成長段階に応じたセミナー・相談の実施や創業意欲の喚起と創業気運醸成を図るビジネスプランコンテスト等を開催する。  
コミュニティビジネス創業の支援団体や事業者等で構成するコミュニティビジネス創業支援ネットワークを構築する。  
創業支援施設ネスト赤羽の業種や業態等に応じた機能の拡充や民間創業支援施設との連携による取組みを推進する。  
創業支援機関の強みを生かし、連携起業入門セミナー等、効果的な共同事業の推進を検討する。  
③北区観光を牽引する役割を担う東京北区観光協会と連携し、北区ならではの観光コンテンツ（産業遺産、鉄道、水辺）を充実させ、回遊観光を促進し、公民連携による魅力発信を推進する。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】  
○産業活性化のための重点施策の「区の産業のため、区が力をいれるべきだと思うこと」  
コミュニティビジネスへの支援（21.0%）、起業家への支援（20.7%）  
⇒コミュニティビジネス等の創業支援施策の充実を図る必要がある。  
○観光振興のための重点施策の「観光振興に関する取組みの中で、重視すべきだと思う取組み」  
観光イベントの開催・支援（27.9%）、ものづくり現場の見学・体験（26.2%）情報の発信の充実（22.8%）  
⇒北区観光の魅力を効果的に発信するため、様々な観光振興施策を推進しなければならない。

### 【重点施策】

★地域産業を支える産業施策の推進  
⇒売り上げ拡大や販路開拓につながる具体的な支援を伴走型で行うf-Biz（エフビズ）モデル等の事例を参考に検討し、ワンストップ相談窓口の強化を図る。

### 【単位施策の変更】

「創業及び雇用の促進」を分け、雇用の促進は「①地域産業を支える産業施策の推進」に吸収し、創業促進は「②創業の促進」として独立させた。

## (2) モノづくりの振興

区内ものづくり中小企業の発展、ものづくり都市としての認知が向上する

### 【基本計画2015の実績評価】

中小企業の相談をワンストップで受け、技術相談員・販路拡大コーディネーター（※3）がお互いに連携し、支援施策の発信や相談者の課題解決を支援した。また、様々な補助金の活用や定期的なセミナー等の開催をした。さらに、きらりと光るものづくり顕彰や企業・大学・行政の連携による大学ゼミ生のプレゼン大会を開催した。



新製品・新技術開発支援事業を中心とした区の補助金の活用により、区内企業のさらなる活性化につながった。また、きらりと光るものづくり顕彰の開催により、北区のものづくりの魅力を積極的に発信することができた。

生産性の向上、事業承継・人材不足への対応、ブランド力の強化といった様々な問題を解決するため、ワンストップ相談窓口を中心に、さらに多くの企業に対し支援施策を発信し、活用してもらうことが課題である。

### 【社会動向】

【国】新たな有望成長市場を創出するため、AI、ロボット、IoT（※4）等を活用する「第4次産業革命」を推進している。第4次産業革命は、生産性の向上や製品・サービス等の高付加価値化、オープンイノベーション（※5）の実現等に向け、大きな効果を生み出すものとして期待されている。

【区】「北区産業活性化ビジョン2018（平成30年3月）」でAI・ロボット・IoT等の先端技術の活用、事業承継の支援、人材の確保への取組みの重要性を提言している。

⇒区内事業者や企業の分野を横断した交流・連携等を通じて、新分野への事業展開、製品の高付加価値化やイノベーション等を推進する取組みが求められている。

### 【基本計画2020に向けて】

区内事業者や企業の分野を横断した連携支援等を通じて、新分野への事業展開や製品の高付加価値化、イノベーション等を促進する。  
意欲ある事業者の交流・取組みを推進し、北区産業のけん引役となるリーダー、グループの育成を図る。

### 【今後の課題】

①AI・ロボット・IoT等の先端技術を活用した生産性向上や新製品・新技術の開発に加え、企業間連携の活発化や大学をはじめとする研究機関の研究シーズ（※6）活用の促進等、企業の高付加価値化に向けた取組みが重要である。

②北区産業をけん引するリーディング企業の育成や経営基盤の強化を図るための事業承継、人材不足への対応が必要である。

③区内企業が持つ優れた製品や技術を区内外に向けて効果的に発信し、ブランド力の強化を図ることが必要である。

### 【施策の方向性】

#### ①ものづくりイノベーションの推進

AI・ロボット・IoT等の先端技術の活用や販路の拡大・開拓等、新たな事業展開に向けた企業の取組みを支援することで、ものづくり企業の競争力強化を図る。また、区内企業と大学をはじめとする研究機関をつなぎ、産学連携や企業同士の交流・連携を促進することで、製品の高付加価値化や技術の開発を促進する。

#### ②ものづくり人材・企業の育成

企業間交流の推進やマッチング支援等の取組みを通じてリーディング企業の育成を推進する。また、事業承継の支援、事業展開を支える人材の確保や育成に対する支援等に取り組むことで、企業経営の基盤強化・安定化を図る。

#### ③ものづくりのPR・ブランド力の強化

区内企業の共同開発等によるオンリーワン製品や技術等の産業ブランドの構築を推進し、「北区のものづくり」の魅力を国内外に向けて積極的に発信する。

### 【取組み例】

①AI、ロボット、IoT等の先端技術の先端技術の活用や区内企業の新事業展開を支援・促進する。また、産学連携や企業間連携を促進し、製品や技術の高付加価値化を図る。さらに地域に根差した大学との連携支援やベンチャー企業への支援を検討する。

②東京北みらい塾の開講等により、将来の北区産業をけん引するリーディング企業・グループの育成に取り組む。また、産業団体等との連携による事業承継や人材育成・確保の支援を検討する。

③商工業魅力発信事業やものづくり企業の情報発信・連携強化等により、ものづくり企業の魅力を発信し、「北区のものづくり」のブランド化を推進する。

### 【各種調査結果から】

【2017年版中小企業白書（中小企業庁）】

○新事業展開に取り組む企業は、取り組んでいない企業に比べ、経常利益率が増加傾向にある。  
⇒区内企業の新製品開発等の新事業展開やそのための販路開拓を促進する必要がある。

【産業活性化ビジョン基礎調査（平成28年11月）】

○事業経営上の課題として、「従業員の高齢化」、「価格競争の激化」、「受注の確保」が回答の上位を占めた。  
⇒高齢化、人材不足に伴う事業承継、人材確保支援、先端技術を活用した生産性向上、高付加価値化に向けた支援を推進する必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】

○生産年齢人口は、平成40年に235,366人となりピークを迎えるが、その後減少に転じる。  
⇒経営者・従業員の高齢化や人材不足に伴い、事業承継の支援や、人材の確保・育成支援等を推進する必要がある。

### 【重点施策】

#### ★ものづくりイノベーションの推進

⇒AI等の先端技術の活用や生産性の向上、製品・サービス等の高付加価値化、オープンイノベーションの実現に向け、先端技術活用推進事業（AI・ロボット・IoTセミナー）等の推進により、区内企業の新たな事業展開に向けた積極的な取組みを促進する。

### 【単位施策の変更】

①ものづくりイノベーションの推進

②ものづくり人材・企業の育成

③ものづくりPR・ブランド力の強化

・・・「①技術の高度化」と「②地域・企業間等の多様な連携の促進」から再編

### (3) 生活サービス産業の育成

魅力ある個店及び活気ある商店街がつけられ、まちが活性化

#### 【基本計画2015の実績評価】

「にぎわい再生プロジェクト推進事業」では、商店街のにぎわいを再生するため、アドバイザーを派遣するとともに、今後の方向性や取組みを示す計画の策定・事業実施の支援を行った。また、商店主が講師となる「北区まちなかゼミナール」を開講し、商店・商店街のファンづくりを促進した。「外国人ウエルカム商店街事業」では、外国語会話ができなくても接客対応ができる指差しボードを作成し、商店街での活用を図った。



「にぎわい再生プロジェクト推進事業」では、事業実施商店街数が増加し目標値に近づいている。また、商店街数が減少傾向にあることは今後も大きな課題であるが、「まちなかゼミナール」は参加個店数・受講者数ともに毎年順調に増加しており、人材を生かした個店づくりとしてとても有効であった。さらに、「外国人ウエルカム商店街事業」で作成した指差しボードは各個店で広く用いられ、大変好評であった。

商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いているが、商店街は、地域の安全・安心やコミュニティ形成の場としての役割を担っており、区民が集い、にぎわう生活の場となることの必要性は高い。区が、商店街、個店の活性化を支援し、魅力ある商店街・個店づくりを進めることは重要である。

#### 【社会動向】

##### 【国・東京都】

商店街が直面する重要な課題の解決に結び付く取組みを支援し、全国商店街支援センター等と連携しながら効果的な振興策の実現を目指している。

##### 【区】

区内の小売業の事業所数（商店数）、従業員数、年間商品販売額は、減少傾向にある。

ライフスタイルやニーズは多様化しており、区民生活に密接に関連したサービス産業の振興が重要となっている。

⇒これまでの単独の商店街への支援だけでは、効果が限定的になっており、商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高める取組みが必要である。

少子高齢化が進展するなか若年層・子育てファミリー層の定住化に向け、区民生活の利便性につながるサービス業等の振興・支援が必要である。

#### 【今後の課題】

①商店街の顧客離れや後継者不足による廃業、高齢化による担い手不足等、商店街を取り巻く環境は厳しいものとなっており、商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定させる取組みが重要となっている。

②インターネット購買の普及等による顧客離れや、商店街を担う人材の高齢化や後継者不足による廃業が進んでおり、商店街のけん引役となるリーダーや若手事業者の育成が課題となっている。  
また、区内観光資源等の活用や、商店街同士・地域・学生等との連携による新たな来街者の獲得に取り組む必要がある。

③少子高齢化が進展し、区民一人ひとりのライフスタイルやニーズが多様化する中、日々の暮らしの利便性の向上につながる商業や福祉、教育、生活関連サービス業等の区民生活に不可欠な産業の振興・支援が重要となっている。

#### 【各種調査結果から】

##### 【産業活性化ビジョン基礎調査（平成28年11月）】

○なるべく地元で買い物したいという回答が約6割ある。  
⇒商店街に対する好意的な意見も多数あることから、細かな消費者のニーズに対応した商店街づくりに向けた支援を推進する。  
○商店街が抱える現在の課題として、「個店の後継者問題」「商店街組織の人材問題」「来街者の減少」が上位を占めた。  
⇒魅力ある個店づくりに向けた支援や商店街のけん引役となるリーダー・若手事業者の育成を推進する。

##### 【人口推計調査（平成29年度）】

○348,030人（平成30年1月1日現在）の人口は、平成40年をピーク（362,006人）に、その後は減少局面になる。  
⇒人口減少局面を見据え、各商店街の強みを生かした取組みを支援し、区民に選ばれる魅力ある商店街・個店づくりや区民生活に密着した教育や福祉等のサービス業等の振興・支援を推進する。

#### 【基本計画2020に向けて】

商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定化させる取組みを推進するとともに、商店街のけん引役となるリーダーの育成や多様な主体との連携・協働による商店街の新たな魅力づくりを推進する。さらに、区民生活の利便性の向上につながる生活に密着した産業の振興・支援を図る。

#### 【施策の方向性】

##### ①魅力ある個店づくりの支援

個店同士が連携して取り組む商品開発や魅力的なサービスの提供、販路拡大等、個店のファン獲得および来街者の増加につながる、個店の魅力づくりに向けた意欲的な取組みを支援する。

##### ②商店街の新たな魅力づくりの推進

区民に選ばれる商店街を目指して、魅力ある商品やサービスを生み出していく意識と意欲を持った商店街のけん引役となるリーダーや若手事業者の育成を推進するとともに、地域資源、来街者等の商店街独自の強みを生かした特徴的取組みや商店街同士・地域・学生等との連携や協働による取組みを支援することで、商店街の新たな魅力づくりを推進する。

##### ③区民生活を支える産業の振興

区民にとって暮らしやすい地域を形成するために、福祉や教育等の施策との連携も視野に入れつつ、区民生活に密接に関連したサービス産業の振興・支援を図る。

#### 【取組み例】

①意欲ある個店グループが行うイベント等の取組みに要する経費の一部助成や個店同士の情報交換のため、北区個店交流会を開催する。また、商店街空き店舗での起業者に対する家賃の一部補助及び経営アドバイザーの派遣や、商業者主体によるまちなかゼミナールの開催支援を実施する。

②商店街加入の若手事業者グループの意欲的な取組みに対する補助や商店街の課題解決を支援する相談員・専門家の派遣を実施する。地域の特色を生かした商店街の取組みを推進するため、企業、学生、団体等の外部人材との連携促進策を検討する。

③商店街等が地域ニーズを調査・把握する取組みの支援や、区民生活に密着したサービス事業者の空き店舗等への誘導策を検討する。  
さらに、世代別のニーズにきめ細かく対応するため、経営相談等の実施による生活密着型サービスの展開を支援する。

#### 【重点施策】

##### ★魅力ある個店づくりの支援

⇒商店街を取り巻く環境は厳しくなっており、これまでの単独の商店街への支援だけでは、効果が限定的になりつつあることから、商店街を構成する意欲ある個店の活性化に向けて、個店の魅力づくりへの意欲的な取組みを支援する。

#### 【単位施策の変更】

- ①「魅力ある個店づくりの支援」  
・・・「人材を生かした個店づくり」から名称変更
- ②「商店街の新たな魅力づくりの推進」  
・・・「活気あふれる商店街づくり」から名称変更
- ③「区民生活を支える産業の振興」  
・・・「地域に根ざした商業振興」から名称変更

## (4) 勤労者の働きやすい環境づくり

企業や従業員がワーク・ライフ・バランスの考え方を理解することにより、企業の生産性が高まり、社会全体が活性化される

### 【基本計画2015の実績評価】

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業については、区報やHPによる広報に加え、産業団体の協力を得て周知啓発に取り組んでいる。



平成29年度には認定企業が5社となり、目標である3社を上回る数字となった。なおアドバイザー派遣についても3社となり、前年度の件数を上回っている。

ワーク・ライフ・バランスの考え方自体はここ数年で社会的な認知は進んでいる状況である。

スペースゆうでは、中小企業の経営者や労働担当者向けのワーク・ライフ・バランスに係る講座を実施し、平成29年度は20名程度の参加があった。

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定及びワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣については、継続的に取り組むべき事業であるが、応募企業が少ない年もあり、周知やPRにさらに工夫が必要である。

また、ワーク・ライフ・バランスの考え方は浸透してきているが、国の働き方改革や女性の活躍推進等を受けて、就労形態の多様化に伴う保育サービスや介護サービスの充実を図るとともに、女性の活躍推進に向けた施策を充実させる必要がある。

### 【社会動向】

【東京都】ライフ・ワーク・バランスの推進として、企業向けの実践プログラムの提供、中小企業支援助成金事業、コンサルタントによる助言指導を行っている。

【区】北区男女参画行動計画の目標の一つに「仕事と家庭・地域生活を両立できる社会」を置いており、その目標に基づいて施策を実施している。

⇒ワーク・ライフ・バランスに対する認知度が高まっているが、国の働き方改革や女性の活躍推進法を受けた見直しなどが必要となる。

⇒女性の活躍推進については時限立法であるが、今後については国の動きを見極めながら対応する。

### 【今後の課題】

①ワーク・ライフ・バランスについての認知度は広がっているが、区として地域の特徴を踏まえた企業向けの講座等、啓発活動に取り組む必要がある。

ワーク・ライフ・バランスに係るアドバイザー派遣については申請件数が少ないことが課題となっており、企業側からも従業員に向けてワーク・ライフ・バランスの考え方を周知することにより、制度の浸透を図る必要がある。



### 【基本計画2020に向けて】

企業に対してワーク・ライフ・バランスへの取組みの必要性を理解してもらうため、区内産業団体を通じて広報活動を継続実施する。従業員に対しては、仕事に対する取組み方を見直してもらうため、ワーク・ライフ・バランスへの考え方の周知を進める。

### 【施策の方向性】

#### ①勤労者が安心して働ける環境整備

様々な仕事に就いている労働者が、仕事と生活がバランスよく両立されていて充実した生活を送ることができるよう、またセクハラやモラハラ、マタハラなどのハラスメントのない働きやすい職場環境となるよう、企業主に対して啓発を行う。

### 【取組み例】

①ワーク・ライフ・バランスについて、企業に対しては認定制度や認定制度に向けたアドバイザー派遣制度を区内産業団体を通じて広報を行う。そのほか、ワーク・ライフ・バランスに関する講座についても継続して行う。

ハラスメントについても会社によっては従業員が声を上げにくい環境にあるため、行政での相談窓口に関する情報を提供する。

従業員に対しては、スペースゆうでの啓発講座を通じて、ワークライフバランスの考え方を理解してもらい、今後の生活に生かしてもらうよう啓発を行う。

### 【重点施策】

#### ★勤労者が安心して働ける環境整備

⇒働く意欲がある方が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続け、誰もがいきいきと生活できる社会をめざすため、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を事業主に情報提供し、意識改革を推進する。また従業員にもワーク・ライフ・バランスの考え方を広める。

### 【各種調査結果から】

【区民向け男女共同参画意識意向調査（平成30年度）】  
○介護と仕事の両立のために職場の理解が欠かせないと考える人と、子育てと仕事の両立のためには育児休暇などの法整備が必要と考える人の割合が半数を超えていた。

⇒ワーク・ライフ・バランス推進には、法制度と職場環境の改善が重要であることが数字から読み取れた。

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】  
○女性が活躍する社会のための重点施策の質問の中で、女性の就労における相談態勢の充実が約25%と高く、ワークライフバランスを推進する企業への支援が16.1%となっている。

⇒女性をはじめとする従業員やワーク・ライフ・バランス推進企業への支援が求められている。

## 2-2 コミュニティ活動の活性化

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画（H29-31）における新規事業

(1) コミュニティ活動の支援		
①	地域活動・交流の促進	○地域のきずなづくり推進プロジェクト
②	様々な活動主体による連携・協力への支援	
③	協働推進体制の充実	

(2) コミュニティ施設の充実		
①	コミュニティ活動の場の整備	○町会・自治会会館建設等助成 ○区民センターの整備（桐ヶ丘地区）
②	区民主体の施設運営の推進	
③	施設の適正な配置と維持・管理の推進	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・近隣のつながりや町会・自治会活動に関心を持つ。
- ・NPO・ボランティア団体は地域円卓会議や講演会等に積極的に参加し、地域団体同士が知り合い、連携・協力できるきっかけを作り、主体的に課題解決をしていく。
- ・北区NPO・ボランティアぶらざは、地域活動団体同士が連携できるコーディネートをしていく。
- ・相互の交流及び自主活動を行う場としてコミュニティ施設を活用する。



#### 区（行政）の役割

- ・地域を知り関心をもつきっかけづくりと積極的な情報発信に取り組む。
- ・NPO・ボランティア団体等が地域の課題解決に主体的に取り組めるための環境整備や活性化に向けた支援策を展開する。
- ・北区NPO・ボランティアぶらざがコーディネート機能を発揮できるよう、支援を行う。
- ・社会状況の変化に対応したコミュニティ施設の利用を推進し、施設として望ましい機能を検討する。

### 北区基本構想

思いやりと支えあいのある、人間性豊かで、開かれた地域社会をめざして、多様な世代や人々の地域活動への参加や交流を推進します。  
あわせて、地域で諸課題に主体的に取り組むため、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できる環境づくりを進めます。  
また、コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動の場を整備します。

### 重点施策

#### ★地域活動・交流の促進

⇒地域の特性や問題点は様々で、画一的な講座、講演会のテーマでは地域活動の活性化に直接結びつかない場合も多いことから、その時代のニーズに応じた効果の高いテーマの講演会、講座を開催することで地域活動の活性化につなげる。

#### ★様々な活動主体による連携・協力への支援

⇒町会・自治会やNPO・ボランティア団体等の課題は多様化（町会・自治会加入率の低下、新たな担い手の不足、外国人区民への理解と接し方等）している。それぞれの地域の課題解決に資する地域活動団体同士を地域活動拠点としての地域振興室でつなぎ合わせ、北区NPO・ボランティアぶらざのコーディネート力や相談機能も生かしつつ、課題を解決する。

#### ★施設の適正な配置と維持・管理の推進

⇒区民により身近な施設となるよう、施設状態や利用者のニーズ等の把握に努め、適正な施設の配置を図るとともに、既存の施設については、計画的に維持・管理を推進する。

## (1) コミュニティ活動の支援

地域に関心が向く区民が増え、地域コミュニティ活動が活性化

### 【基本計画2015の実績評価】

地域振興室ごとの地域円卓会議(※7)は平成29年度は7地域、平成30年度は14地域で開催している。ふるさと北区区民まつり開催の10月を「北区きずなづくり月間」と称し、講演会等を開催している。町会・自治会向けの講座、講演会についても運営ノウハウ講座やIT支援講座などテーマを変えて毎年行っている。



地域円卓会議は現在北区内19地域の内、14地域で開催され、順調に推移している。地域によってはテーマ(防災等)を決めて地域円卓会議内で深く話し合うことができています。町会・自治会向けの講座、講演会も当初計画より多い参加人数となっている。

地域円卓会議の開催地域が広がり、地域への一定の愛着醸成につながっている。町会・自治会向けの講座を開催し、一定の参加者があるが地域活動の活性化、若年層や団塊の世代の加入促進には至っていない。現在は北区NPO・ボランティアぶらざからの発信事業は多くあるが、地域団体のネットワーク化の充実には至っていない。

### 【今後の課題】

- ①地域それぞれに地域の特性や問題点があり、画一的な講座、講演会のテーマでは地域活動の活性化に直接結びついていない。  
地域活動参加のきっかけづくりのために多様なツールを活用しながら、地域情報を発信する必要がある。
- ②町会・自治会やNPO・ボランティア団体等の課題が、町会・自治会の加入率の低下、新たな担い手の不足、外国人区民への理解と接し方など多様化している。
- ③以前から活動しているNPO・ボランティア団体の一部は、区の基金を財源とする活動費助成事業を利用しているが、新規団体の応募は少なく、協働事業につながらない。

### 【基本計画2020に向けて】

住みよいまちづくりに主体的に取り組める組織強化を推進し、区民一人ひとりが地域への愛着を深め、相互のきずなを確かなものにする。

### 【施策の方向性】

- ①地域活動・交流の促進  
若年層も含めた区民全体の地域コミュニティに対する関心を高め、地域住民相互の交流を促進するとともに、地域の連帯意識を醸成する。  
地域課題を把握し、その特性に合わせた施策を展開する。
- ②様々な活動主体による連携・協力への支援  
多様化する地域の問題に対して、町会・自治会や地域活動団体が協働して取り組めるようにする。
- ③協働推進体制の充実  
北区NPO・ボランティアぶらざの機能を図り、活動団体のネットワークを生かした事業を実施する。また、NPO・ボランティア活動等の組織基盤の強化を促進するとともに自立への支援を行う。

### 【取組み例】

- ①区民向け講座や町会・自治会向け講座等を開催する。  
地域課題に合わせたテーマのシンポジウムや講演会を開催する。  
北区公式ホームページ、Twitter、Facebook等を積極的に活用した地域情報の発信を行う。
- ②地域円卓会議を開催する。  
地域活動拠点としての各地域振興室の総合調整機能を充実させる。  
北区NPO・ボランティアぶらざの機能を強化する。
- ③中間支援組織としての北区NPO・ボランティアぶらざの相談・支援により設立された団体を、区との協働事業へつなげるしくみづくりを行う。

### 【社会動向】

【東京都】地域の課題解決プロボノプロジェクト(※8)、地域活動支援アドバイザー派遣(※9)など、町会・自治会を支援する取組みが進められている。

【区】地域円卓会議では、地域の課題共有や情報交換ができる。北区NPO・ボランティアぶらざでは、各種講座を開催し、地域の担い手作りの支援を行っている。

⇒地域活動団体(※10)同士が連携できるように地域円卓会議を引き続き開催する。  
時代のニーズに合わせたテーマでの講座、講演会を開催する。

### 【各種調査結果から】

【北区人口推計調査(平成29年度)】  
○高齢者人口は平成30年に25.3%、平成40年に23.2%となり、平成50年には24.8%まで増加する。

【北区内意識・意向調査(平成30年度)】  
○区政参画、地域活動に参加したことが「ある」人は14.8%、参加したことが「ない」人は18~29歳で96.3%、30~39歳で95.0%となっている。  
○参加しない理由は、「家事や仕事が忙しく時間がない」が34.7%、「きっかけがない」が30.6%、「興味がない」が15.7%となっている。

⇒若年層も含めた区民全体が興味を持つ講座・講演会を開催する。

### 【重点施策】

- ★地域活動・交流の促進  
⇒地域の特性や問題点は様々で、画一的な講座、講演会のテーマでは地域活動の活性化に直接結びつかない場合も多いことから、その時代のニーズに応じた効果の高いテーマの講演会、講座を開催することで地域活動の活性化につなげる。
- ★様々な活動主体による連携・協力への支援  
⇒町会・自治会やNPO・ボランティア団体等の課題は多様化(町会・自治会加入率の低下、新たな担い手の不足、外国人区民への理解と接し方等)している。それぞれの地域の課題解決に資する地域活動団体同士を地域活動拠点としての地域振興室でつなぎ合わせ、北区NPO・ボランティアぶらざのコーディネーターや相談機能も生かしつつ、課題を解決する。

## (2) コミュニティ施設の充実

施設の適正な維持・管理、運営により、地域コミュニティ活動が活性化する

### 【基本計画2015の実績評価】

学校施設等の地域開放については、「なでしこ小学校（志茂ふれあい館併設）」の整備を実施した。高齢化に伴う担い手不足による自主管理（指定管理）の返上により、堀船ふれあい館が直営化した。



なでしこ小学校（志茂ふれあい館併設）の地域開放スペースにより、新たなコミュニティの創設が期待される。

各ふれあい館の貸出施設について、北区全体のふれあい館平均利用率の推移は平成27年度39.4%、平成28年度37.6%、平成29年度40.6%となっており、概ね横ばいである。

高齢化による施設管理の担い手不足や利用者ニーズとのギャップにより、コミュニティ施設利用者の減少が懸念される。現状までの利用状況及び施設の管理状況等を踏まえ、桐ヶ丘をはじめとする区民センターの整備に生かしていく。現状の各施設の建物等劣化状況の確認を行うとともに、用途や仕様などを検討したうえで、施設改修を進めていく。

### 【今後の課題】

①地域コミュニティ活動の促進には、利用者のニーズ等に対応した活動の場が求められている。

②地域住民の高齢化等に伴い、担い手不足が顕著になっている地域がある。

自主管理団体により、施設の運営が統一されていない。

③施設が一斉に老朽化を迎え、計画的に改修等を行っていく必要がある。

利用者の利用形態等の変化に伴う施設の機能更新等の要望について、検討する必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

区民により身近で、多世代にわたり快適に利用される施設となるよう、地域住民による自主管理を推進しながら、安心して快適に利用できる施設をめざす。

### 【施策の方向性】

#### ①コミュニティ活動の場の整備

地域を舞台に様々な活動を行う団体等に対し、活動の場を提供することで、自主的な活動を推進する。

#### ②区民主体の施設運営の推進

区民により身近な施設となるよう、地域の担い手が不足している施設などについても、新たな担い手を募り、地域住民主体の施設運営を推進する。

#### ③施設の適正な配置と維持・管理の推進

施設の集約化・複合化により、コミュニティ活動拠点として機能の充実を図る。利用者が施設を安心して快適に利用できるよう、施設状態や利用者のニーズ等の把握に努め、計画的な修繕、改修等を実施する。

### 【取組み例】

①多様な地域活動を支援し、区民等の活動の場、相互交流を促進する場としてコミュニティ施設の機能の充実を図る。

②基本的な施設の管理・運営方法の統一を図り、施設運営の負担等を軽減させる。

③「北区公共施設再配置方針」、「北区公共施設等総合管理計画」に基づき、施設のあり方を検討する。改修の際には利用者のニーズ等も踏まえた施設をめざす。施設の予防保全・事後保全に努め、長寿命化を図る。

### 【社会動向】

【国】平成25年11月に、国民の安心・安全を確保し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減等を目的とした「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体には総合管理計画の策定を要請した。

【区】国の要請等を踏まえ、平成29年2月に「北区公共施設等総合管理計画」を策定した。利用者の利用形態等の変化に伴い、施設改修の要望などがある。

⇒「北区公共施設等総合管理計画」を基本方針とし、各施設における予防保全・事後保全を行うことで、施設の長寿命化を図る。施設利用用途の精査を行うために利用者や地域からの意見収集を行い、ニーズを踏まえた施設を検討する。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「公共施設にかかる経費削減について」に関する設問の回答の内、「公共施設に対する区民の新たなニーズに対して、新しい施設を建てず、今ある施設の用途を変更して対応することで、施設の建設経費を削減する」が前回より5.3ポイント増加している。

⇒必要な改修等の機会を捉え、施設の更新や新たな機能を付加することを求める傾向が増えている。高齢者だけでなく多世代での利用等について、和室を洋間化するなど、改修の機会に合わせて新しい施設のあり方を検討する。

### 【重点施策】

#### ★施設の適正な配置と維持・管理の推進

⇒区民により身近な施設となるよう、施設状態や利用者のニーズ等の把握に努め、適正な施設の配置を図るとともに、既存の施設については、計画的に維持・管理を推進する。

## 2-3 個性豊かな地域文化の創造

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
★中期計画（H29-31）における新規事業

(1) 個性豊かな文化の創造と発信		
①	地域の個性を生かした文化芸術の創造	○地域で受け継ぐ文化芸術の創造 ○文化芸術の「卵」育成事業 ○北とぴあの改修
②	北区らしい文化芸術活動の発展・支援	
③	様々な文化芸術に触れる機会の拡大	
④	文化芸術を支えるしくみの構築	
(2) 歴史的文化の継承と活用		
①	歴史的文化の継承と活用	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・地域ゆかりの文化に興味・関心をもつ。
- ・区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流を行い、ネットワークの充実を図る。
- ・家に伝わる民具等の身近な文化財に目を向ける。
- ・地域に伝わるお祭りや伝統行事を見学に行ったり、積極的に参加する。



### 北区基本構想

グローバル時代にあつてこそ、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが必要です。  
北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし、継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくりまします。  
区は、区民の主体的な芸術文化活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。  
また、北区を誇りに思う意識を育み、歴史的文化の継承と活用を図ります。

### 重点施策

#### ★地域の個性を生かした文化芸術の創造

⇒（仮称）芥川龍之介記念館を開設し、田端文士村記念館を拠点とする田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりを進める。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据えた改定後の「北区文化芸術振興ビジョン」に基づき、文化施策を進める。

#### ★文化芸術を支えるしくみの構築

⇒文化芸術活動拠点ココキタで行われている区民の主体的な文化芸術活動を支援するとともに、地域の文化団体や民間との連携を図る。

#### ★歴史的文化の継承と活用

⇒歴史的文化の継承と活用を行うため、その歴史的価値や社会的価値を周知する。国史跡中里貝塚の保存と活用を進める。

### 区（行政）の役割

- ・（仮称）芥川龍之介記念館をはじめ、田端文士村記念館、旧古河庭園等を中心に、地域ゆかりの文化を区民に伝える。
- ・北区文化振興財団と連携しながら、文化芸術が身近なまちづくりを推進する。
- ・区民が文化芸術に親しむ環境を整えるとともに、地域の活性化と文化芸術の振興を図る。
- ・文化財の保護や資料の収集・保存に積極的に努める。
- ・飛鳥山博物館における展示や教育普及活動の充実を図る。
- ・地域文化の保存・継承等の活動を支援していく。

## (1) 個性豊かな文化の創造と発信

個性的な地域文化が北区の魅力として発信される

### 【基本計画2015の実績評価】

文化芸術活動拠点ココキタは、着実に利用者が増え、利用料収入も増加している。



文化芸術活動拠点ココキタ開設により、活動の場が増加した。防音設備があること、時間単位のレンタルが可能で、区内在住の小学生・高校生利用料無料等が利用者増につながっている。また、「北とびあ国際音楽祭」、「田端文士村記念館啓発事業」、「北とびあ演劇祭」、「北区文化芸術祭」等が定着し、北区文化振興財団ホームページから情報収集する区民等が増えている。

様々な場所で、区民が主体的に文化芸術を身近に感じ、楽しみ、自らの個性や能力を伸ばせる環境づくりや機会を提供することができるよう取り組んでいる。地域が育ててきた固有の文化を誇りに有形無形の文化的資産の継承にも努め、区民の創意あふれる芸術文化活動を支援し、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信している。ココキタまつりは年々、事業数が増えることで、参加団体も増え、地域との文化交流も深まっている。子ども文化教室では、年々、参加者が増え、子ども達が気軽に伝統文化に触れる機会をつくっている。ただ、王子エリア以外の区民にとっては、交通の便があまりよくないこともあり、利用者の居住地域に偏りがみられる。リピート利用が多いので、新規利用者を取り込む工夫が必要である。

### 【社会動向】

【国】「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」を平成29年施行。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年成立。

【東京都】文化芸術の力で地域を活性化し、若者の参画促進や創造性を育むことで、平成32年から先の未来に文化を継承していくことを目指している。

【区】平成27年4月に文化芸術活動拠点ココキタを開設した。文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえ、文化芸術振興ビジョンの改定準備を進めている。⇒東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据え、北区らしい文化芸術活動を推進し、北区の魅力を発信していくことが求められる。

「北区バリアフリー基本構想」を踏まえながら、(仮称)芥川龍之介記念館(※11)の開設を進める。同館は地域の関心も高く、文化芸術振興の観点だけでなく、区民とも協働しながら地域の活性化にもつながる取組みが必要となってくる。

### 【今後の課題】

①地域への愛着を深めるとともに、北区の魅力の向上のため、芥川龍之介をはじめとした北区ゆかりの芸術家等の文化資源を有効に活用する必要がある。

②区民主体の文化芸術活動を促進する必要がある。また、区民が文化芸術活動を行う際、より高い水準を達成するため、高い専門性や資質を持つ人材を支援する必要がある。

③外国人が増加しているため、イベント開催時に外国人を取り込む工夫が必要になってくる。子どもから高齢者まで、だれもが文化芸術活動を身近に鑑賞・体験できるよう、機会の拡充を図る必要がある。

④文化芸術活動拠点ココキタ等で行われている区民の主体的な文化芸術活動を支援するとともに、地域の文化団体や民間との連携が必要である。文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外の利用者の増加や新規利用者を取り込む工夫が必要である。

### 【各種調査結果から】

【北区区民意識・意向調査(平成30年度)】

○「地域文化振興のため、区が力をいれるべきこと」に対し、「様々な文化芸術を鑑賞する機会と場の提供」が3割を超えて最も高くなっている。⇒様々な文化芸術を鑑賞する機会と場の提供をさらに増やし、区民が文化芸術を身近に感じることができるようになることが必要である。

【東京都文化に関する世論調査(平成30年度)】

○「子どもの頃から美術館や劇場に親しめる環境を整備」の要望度が最も高くなっている。⇒子どもを対象とした劇場プログラムの実施や若い芸術家の育成・支援が必要である。

【北区人口推計調査(平成29年度)】

○北区の外国人増加率は東京23区計より大きく、平成7年以降、一貫して増加している。⇒外国人も北区の文化芸術を身近に楽しむ機会を増やす活動が必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

だれもが、北区ゆかりの文化、区民の創意あふれる芸術文化や国際文化など、様々な文化芸術を身近に楽しめるよう、北区の文化資源を活用し、文化芸術活動の活性化に取り組む。

### 【施策の方向性】

①地域の個性を生かした文化芸術の創造  
北区の文化資源の活用や芸術家の創造的活動や交流活動を促進する。  
田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりをさらに推進することで、地域の活性化に寄与する。

②北区らしい文化芸術活動の発展・支援  
だれもが主体的に文化芸術を楽しみ、発表できる場を数多く提供するとともに、芸術家や指導者等を支援する。

③様々な文化芸術に触れる機会の拡大  
より多くの区民や観光客が文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に楽しむ機会を提供する。

④文化芸術を支えるしくみの構築  
区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流の促進を図る。  
文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外への認知度を高めるとともに、新規利用者を取り込む工夫を図る。

### 【取組み例】

①特色ある文化を新たなまちづくりや地域おこし等に生かす活動を支援する。  
(仮称)芥川龍之介記念館を開設する。  
改定後の「北区文化芸術振興ビジョン」を踏まえながら文化芸術施策を進める。

②高い専門性や資質を持つ人材への支援とともに、文化芸術活動の活性化を推進する支援者を増やす取組みを進める。  
文化芸術団体や公益団体等との共催・後援事業、北とびあ演劇祭、北区文化芸術祭を引き続き実施する。

③北とびあ国際音楽祭、スクールコンサート事業、東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校と連携した輝く☆未来の星コンサート事業、まちかどコンサート、障害者対応や多言語対応についての取組みを引き続き推進する。

④文化施設の快適利用の促進や北区版アーティストバンク(※12)のさらなる充実を図るため、ココキタFREEPAPERを発行する。  
文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外への認知度を高めるために、様々な機会を通して広報などを行う。  
北とびあ等の施設改修に向けた検討を進める。

### 【重点施策】

★地域の個性を生かした文化芸術の創造

⇒(仮称)芥川龍之介記念館を開設し、田端文士村記念館を拠点とする田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりを進める。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据えた改定後の「北区文化芸術振興ビジョン」に基づき、文化施策を進める。

★文化芸術を支えるしくみの構築

⇒文化芸術活動拠点ココキタで行われている区民の主体的な文化芸術活動を支援するとともに、地域の文化団体や民間との連携を図る。

## (2) 歴史的文化の継承と活用

北区の歴史・文化が活用され、次世代に継承されていく

### 【基本計画2015の実績評価】

飛鳥山博物館やふるさと農家体験館の展示事業や各種講座を積極的に開催してきた。

北区の歴史や文化についてさまざまなジャンルをテーマにした展示を企画したり、一般対象だけでなく子どもや親子向け等幅広い年齢層を対象とした座学や体験、野外等バラエティに富んだ講座等を積極的に開催してきた。



飛鳥山博物館やふるさと農家体験館の企画展等観覧者数、教育普及事業参加者数に関しては目標値を達成している。特に平成29年度は企画展等観覧者数において例年を大きく上回る増加がみられた。

見学者が増えることは、区民の歴史的文化への興味関心が高まったことの表れである。

これからも展示や教育普及活動を積極的に行うことで、地域の歴史、伝統文化、文化財の価値を周知し、北区の歴史的文化を活用して次世代に継承していく。

### 【今後の課題】

①転入者数の増加や世代交代等で地域の伝統行事を知る人が少なくなるとともに、建物の建替え等によって近代建築等の文化遺産が失われつつある。

国史跡中里貝塚が十分活用されていない。指定地外に広がる国史跡中里貝塚をどのように保存し、活用するのかを検討する必要がある。

文化財のさらなる活用が望まれることから、観光資源としての活用など新たな工夫を行うことが課題となる。

子どもたちが北区の歴史や文化、伝統行事にふれる機会が少ない。



### 【基本計画2020に向けて】

北区が誇る歴史的文化を保存し、次世代に継承していくために文化財の積極的な活用に取り組む。

### 【施策の方向性】

#### ①歴史的文化の継承と活用

歴史的文化を保存し、次世代に継承していく。国史跡中里貝塚を保存し、整備活用を行う。史跡や文化財を観光資源として積極的に取り入れることで来街者の増加を図る。

子どもの頃から北区の歴史や文化財について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ気持ちを育てる。

### 【取組み例】

①地域の伝統行事や文化財に関する調査・研究を進め、その成果を広く周知する。地域文化の保存・継承などを行っている団体の活動を支援する。

登録有形文化財(※13)への登録を通じて歴史的建造物を保存し、活用を行う。

国史跡中里貝塚を保存し、整備活用するために地元の方々や学識経験者等と協議を重ね、保存活用計画を策定する。

飛鳥山博物館の常設展示の充実を図るため、モバイル機器等を利用した解説等を推進するとともに、北区の魅力の発見につながるような企画展示を開催する。

博物館内だけでなく、実際に区内の文化財を訪ね歩き、区民が北区の魅力に気づけるような事業を行う。

「夏休みわくわくミュージアム(※14)」や、学校と連携した昔の道具の展示・体験学習、学芸員の出張授業等を実施する。

### 【社会動向】

【国】文化庁は、文化遺産を未来に生かすため、保護もさることながら活用に力を入れている。

【東京都】文化財ウィークを設定して積極的にPRするなど、文化財を身近に感じられるような施策を実施している。

【区】埋蔵文化財や国・都指定文化財等の保護、区内文化財の調査研究・保護、地域の伝統芸能伝承への支援等を行っている。収蔵品の展示・教育普及活動での活用を行っている。

⇒文化財の保護においては今後も引き続き行うことから、発掘調査で出土した土器や石器等の埋蔵文化財や区民から寄贈された民具資料等が増加する。これらの資料や、区内に所在する文化財の活用がより一層求められる。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○「歴史的文化の保存・継承と活用」に対し、全世代の約3割が区が力をいれるべきと回答している。

⇒歴史的文化の継承と活用は北区のアイデンティティそのものであり、次世代に継承すべき事柄である。

### 【重点施策】

#### ★歴史的文化の継承と活用

⇒歴史的文化の継承と活用を行うため、その歴史的価値や社会的価値を周知する。国史跡中里貝塚の保存と活用を進める。

## 2-4 生涯学習の推進

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 情報提供・相談体制の充実	
①	学習情報提供・学習相談体制の充実

(2) 学習機会の拡充	
①	多様なニーズに応える学習機会の拡充
②	身近な学習の場の充実

(3) 学習成果の活用	
①	学習成果を生かし合うしくみづくり
	○放課後子ども総合プランの推進

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）の役割

- ・生涯学習講座など、学習の場への積極的な参加を行う。
- ・学びに対するニーズを行政に伝える。
- ・地域で学習活動を行う団体、サークルの運営に関わる。
- ・学習の場をとおして交流の輪を広げる。
- ・ボランティア活動等を通して、学びの成果を地域活動の中に還元する。



#### 区（行政）の役割

- ・生涯学習に関する情報提供の充実、学習相談体制の充実を図る。
- ・区民ニーズを的確に把握し、多様な学習プログラムを提供する。
- ・地域で学習活動を行う団体、サークルを支援する。
- ・図書館や文化センター等、身近な場所で学べる環境の充実を図る。
- ・学びの成果を地域活動の中に生かすしくみづくり、人材の育成を行う。

### 北区基本構想

区民一人ひとりが、自分の人生をより豊かにするため、学びたい人がいつでも、どこでも、学習に取り組み、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。そのため、情報提供・相談体制を充実するとともに、身近な学習機会を拡充し、地域での学習活動を支援するしくみをつくります。

### 重点施策

#### ★学習情報提供・学習相談体制の充実

⇒生涯にわたり学びを継続していくために、年齢や時代とともに変化・多様化する区民の学習ニーズを把握し、適切な学習相談につなげる。

#### ★身近な学習の場の充実

⇒身近で頼りになる学習パートナーとしての図書館づくり、多様な学習スタイルを提供する地域の学習の場である文化センターの機能充実を推進し、区民や地域との連携・協働によって、だれもが学びたいときに多様に学べる魅力ある学習の場の充実を図る。

#### ★学習成果を生かし合うしくみづくり

⇒区民が学びの成果を発揮し地域で活躍できるよう、学校と地域が一体となった学びの循環のしくみづくりを進める。

## (1) 情報提供・相談体制の充実

区民がいつでも、どこでも学習情報を入手できる

### 【基本計画2015の実績評価】

生涯学習情報誌「まなびんぐKITA」を文化センターと協力して年4回発行し、区立小中学校や私立学校、提携大学等に配布している。平成29年度より情報誌を北区公式ホームページにおいても公開している。

文化センターにおいて、活動サークル一覧や文化センターだよりの発行、生涯学習情報コーナーを設置している。平成30年度には、区民まつりにおいて生涯学習に関する相談会を開催した。

必要な人に必要な学習情報が的確に届くよう、「子どもが参加できる講座」「夜間でも参加できる講座」等幅広い情報を整理して提供している。



年間を通した幅広い学習情報の提供に努め、区民の学習意欲の喚起・充足につながっている。

3つの文化センターで年間500件もの学習に関する相談が寄せられており、ニーズに沿うよう講座や団体の紹介を行っている。

学習情報を収集・提供するだけでなく、蓄積した情報を活用した学習相談にも応じており、区民が生涯学習に取り組みやすい環境づくりが進んでいる。

今後はSNS等、情報入手方法の多様化への対応が求められている。

### 【社会動向】

【国】平成29年度に文部科学省から「生涯学習施策に関する調査研究」において、ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築に関して言及がなされた。

【東京都】「東京都生涯学習情報ホームページ」を開設し、都内各区市町村の生涯学習・社会教育関連情報や東京都教育委員会の生涯学習に関する施策等を掲載している。

⇒学習情報の提供について、IT化に伴う多様な伝達手段の検討が必要である。

また、多様化する学習情報を整理し、区民のニーズに合った情報を的確に伝えられるよう、相談体制を充実させることが求められる。

### 【今後の課題】

①区民が自己に適した方法で学習情報が入手できるよう、提供方法の多様化・充実が望まれる。多様化する区民のニーズを定期的に把握し、ニーズに応えた学習情報の内容を充実することが求められる。

区民が気軽にかつ継続的に学習に取り組めるように支援を行っていく必要がある。



### 【基本計画2020に向けて】

区民のニーズや時代に適合した学習情報の提供や相談対応ができるよう、学習情報誌等の内容を充実させるとともに、SNS等区民が使いやすいツールを積極的に活用する。

### 【施策の方向性】

#### ①学習情報提供・学習相談体制の充実

多様化する区民の学習ニーズに対し、幅広い世代の区民に的確に届くよう、様々な方法を活用しながら学習情報の提供を行う。また、区民のニーズを把握するためのしくみを構築し、ニーズに即した情報提供を行う。

区民の生涯にわたる学習活動をきめ細かく支援するため、学習相談体制の充実を図る。

### 【取組み例】

①生涯学習情報誌「まなびんぐKITA」や各文化センターにおける講座案内のチラシ等、従来紙媒体である情報のデジタル配信を推進する。

講座におけるアンケートや文化センターに設置した意見箱を含めた、区民が意見を伝える手段の充実を図る。

職員一人ひとりが生涯学習に関する研修や情報収集を通してスキルアップを図り、文化センター窓口における学習相談体制の充実を図る。

### 【重点施策】

#### ★学習情報提供・学習相談体制の充実

⇒生涯にわたり学びを継続していくために、年齢や時代とともに変化・多様化する区民の学習ニーズを把握し、適切な学習相談につなげる。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○生涯学習のため区が力を入れるべきこととして、「学習に関する情報の提供」が前回調査より増加している。

○「学習について相談できる体制の充実」と答えた人の割合が増加している。

⇒幅広い学習情報を提供し、より一層きめ細かな学習相談体制を整備する必要がある。

## (2) 学習機会の拡充

区民一人ひとりの人生がより豊かになる学習環境が整う

### 【基本計画2015の実績評価】

学校施設の開放や小中学校の教職員のスキルを活用した学校公開講座（※15）、また、毎年開催している「ことぶき大学」「区民大学」によって、時代や区民のニーズに即した学習機会の充実を図っている。

図書館では「おはなし会」「朗読会」「歴史講演会」といった事業やボランティアによる音訳を区民と協働で実施している。



学校公開講座は区民に身近な学習の場として機能し、学校施設の開放は教育活動を知る機会となり、地域と学校の協働に向けた相互理解が進んでいる。

「ことぶき大学」「区民大学」は、幅広い区民の学習にニーズに応え、毎回定員を超える参加者を得ている。また、多様な図書館事業により、読書活動の支援が進んでいる。

地域の実情に即した学習機会の充実や、区民が求める学習の場づくりが展開されている。

図書館では、資料の充実や区民との協働による読書活動支援により読書や学習の支援が進み、区民の主体的な学習への意欲に繋がっている。

### 【社会動向】

【国・東京都】子どもの読書活動を積極的に支援する取組みを推進している。

【区】「第三期北区子ども読書活動推進計画（平成26年度）」を策定し、子どもの読書習慣の定着を図っている。

【その他】人生100年時代と言われる中、年齢に関わらず学び直し、時代の変化に適應できるようにする生涯学習の重要性が高まっている。

⇒図書館の開館日時の増延や資料の充実等、さらなるサービスの向上が求められており、学校と地域が連携して読書支援を進め、特色ある図書館づくりを推進する必要がある。

また、社会の変化に対応するため、多様なライフスタイルに合わせた生涯学習の機会を提供する必要がある。

### 【今後の課題】

①社会の変化に適切に対応して人間性豊かな生活を送るために、様々な場面で学習が必要となっている。そのため多様なライフスタイルに対応した幅広い学習機会を提供していかなければならない。

②多様性と高度情報化が求められる公立図書館の在り方を検討し、区民のニーズとの整合を取りながら充実を図ることが求められる。

多様化する区民の学習スタイルに合わせた事業・講座の検討等、生涯学習の入口として様々な情報を備え、利用しやすい環境を整備し、区民のニーズに応える必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】  
○生涯学習を推進するために区が力を入れることとして「学習の場の充実（図書館や文化・スポーツ施設等）」が最も高くなっている。  
○「多様な学習意欲に応える講座等の充実」・「大学や企業等との連携による学習機会の拡充」の割合も前回調査より上昇している。

⇒多様な学習意欲に応えるため、様々な機関と連携して、講座の充実や学習の場の提供を行う必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

区民が多様なライフスタイルに合わせて、主体的に学習に取り組むことのできる環境整備や、IT活用といった社会の変化に対応した技術・技能の習得等、リカレント教育も視野に入れた学習環境の整備を推進する。また、図書館や文化センターをはじめとする、区民に身近な学習の場の充実を図る。

### 【施策の方向性】

#### ①多様なニーズに応える学習機会の拡充

区民が多様なライフスタイルに合わせて主体的に学習に取り組むことができるよう、大学や企業との連携、図書館や文化センター等社会教育施設と学校教育との連携によって、リカレント教育（※16）を含めた多様な学習機会の充実を図る。また、区民が主体となって講座や学習会を企画できるよう支援を行う。

#### ②身近な学習の場の充実

図書館や文化センターの利便性向上に努めるほか、学校やふれあい館等、地域の身近な施設を学習の場として積極的に活用する。

区民と協働し、学校図書館と地域図書館との連携を軸とした子どもの読書活動を推進する。

### 【取組み例】

①講師謝礼金の一部を補助する生涯学習講座支援事業を通じて、区民が主体となって企画する講座や学習会に対する支援を行う。

学校公開講座等、時代のニーズに合わせたテーマを盛り込んで区民の幅広い関心に応える取組みを行うとともに、区民協働講座の実施等により学習企画への区民参画を推進する。

文化センター事業において、北区で活躍している区民や大学・企業と協働企画した講座、IT活用を含めた多様な学習スタイルに合わせた講座を実施する。

②地域図書館において、多様化・高度化する情報収集に対してのニーズに応えるため、資料の充実を図る。

子どもの読書活動推進のため、地域と学校、図書館との連携を図り、「おはなし会」等読書活動の普及啓発、人材育成の環境整備等の取組みを推進する。

### 【重点施策】

#### ★身近な学習の場の充実

⇒身近で頼りになる学習パートナーとしての図書館づくり、多様な学習スタイルを提供する地域の学習の場である文化センターの機能充実を推進し、区民や地域との連携・協働によって、だれもが学びたいときに多様に学べる魅力ある学習の場の充実を図る。

### (3) 学習成果の活用

学習成果が地域の教育力の向上や地域社会の発展に生かされる

#### 【基本計画2015の実績評価】

地域で自主的な社会教育活動を行う団体を社会教育関係団体として登録し、その活動や育成を支援するほか、協力して様々な事業を実施している。

学校支援ボランティア活動推進事業（※17）は平成26年度に計画通り全校実施を達成した。

放課後子ども総合プランの実施校数は計画通りに進捗している。



平成30年4月現在、社会教育関係団体の登録数は1,209団体となり、文化芸術やスポーツ、教育活動等幅広い事業を実施している。

学校支援ボランティア活動推進事業においては、スクールコーディネーターが学校と地域の人々との連絡調整役となり、授業や行事の支援、環境整備等、幅広い事業の展開がなされている。

放課後子ども総合プランにおいて、地域の人材がスタッフ等として関わり、その知識や技術を発揮して活躍している。

様々な地域活動を通して、地域住民が持つ知識や技術、学習成果を地域に還元していくしくみづくりを今後も進めていくことが重要である。

学校支援ボランティアが活発になるにつれ、それらを取りまとめるスクールコーディネーターの重要性が高まっていることへの対応が必要である。

#### 【社会動向】

【国】平成29年度の社会教育法改正により、社会総掛かりでの教育を実現するため、連携協力体制の整備や「地域学校協働活動（※18）」の推進を図ることとしている。

また、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めることとしている。

【区】放課後子ども総合プランは平成31年度までの全校導入を目標としており、計画通り進捗している。

⇒文部科学省より学校支援地域本部事業から地域学校協働活動へ移行する方向性が示されており、今後の教育体制について検討していく必要がある。

放課後子ども総合プランにおける活動内容を充実させていくために、地域の多様な人材を活用していく必要がある。

#### 【今後の課題】

①地域の課題を解決し、地域の教育力を向上させるため、区民が学習成果を生かすことのできるしくみづくりをさらに整備する必要がある。  
放課後子ども総合プランの導入に伴い、子どもたちが安全・安心して活動できる学校内において、その活動内容の充実が求められている。



#### 【基本計画2020に向けて】

区民の学習成果が生かせる活動の場を拡充するとともに、地域と学校が北区の将来を担う人材の育成を図るパートナーとして連携し、地域全体の教育力向上につなげる。

#### 【施策の方向性】

##### ①学習成果を生かしあうしくみづくり

地域で自主的な社会教育活動を行う団体を支援するとともに、団体同士の交流促進や区との協働事業を推進する。

学校と地域の連携・協働による取組みの中で、区民の学習成果を子どもの豊かな成長に生かすしくみが有効に機能するような環境整備を図る。

学びを還元する場として、青少年のリーダー育成事業をはじめとした、区民との協働による事業を展開する。

#### 【取組み例】

①講師の派遣等、社会教育活動団体の学習活動を支援する。

地域と学校がスクールコーディネーターをつなぎ役として連携し、お互いをパートナーとして意見を出し合い、ともに地域の将来を担う人材の育成を図る。

放課後子ども総合プラン等において、地域の住民やPTA、NPO・ボランティア等と協働して、自然体験、社会体験、文化芸術体験等、様々な体験活動を充実させ、子どもたちが豊かな体験活動を実践できるようにする。

ジュニアリーダー・シニアリーダーの育成講座を通し、受講者がその後地域で活躍できるよう働きかける。

#### 【重点施策】

##### ★学習成果を生かしあうしくみづくり

⇒区民が学びの成果を発揮し地域で活躍できるよう、学校と地域が一体となった学びの循環のしくみづくりを進める。

#### 【各種調査結果から】

##### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○生涯学習を推進するために区が力を入れることとして「学習の成果や能力の活用を地域で活かせず仕組みづくり」が上位にある。

⇒区民が自らの学習成果を生かしあう活動の場について、放課後子ども総合プランをはじめとした、地域との協働による機会の創出を図る必要がある。

## 2-5 生涯スポーツの推進

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画（H29-31）における新規事業

(1) 身近なスポーツの場の整備	
①	スポーツ環境の整備及び有効活用
②	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出・活用
○桐ヶ丘体育館の改築 ○（仮称）赤羽体育館の建設 ○東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備 ○「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト	
(2) 参加機会の拡充	
①	ライフステージに応じたスポーツ参加の機会
②	様々な連携・協働による地域のきずなづくり
③	スポーツを支える人材の育成・確保
④	障害者スポーツの推進
⑤	トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進
○総合型地域スポーツクラブの設立 ○障害者スポーツ交流イベント ○2020チャレンジアカデミー ☆スポーツを支える人材育成事業	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・身近な場所でスポーツを楽しむ。
- ・障害の有無に関わらず、障害者スポーツへの理解、関心を持つ。
- ・スポーツに関わる様々な施設や団体等は、障害者の受入体制の確立など、障害者スポーツの環境づくりに取り組むとともに身近な場所でスポーツを楽しむ機会をさらに拡充する。
- ・区民はトップアスリートをめざす区内企業等のスポーツ選手を理解・応援する。



### 北区基本構想

区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすため、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。  
そのため、だれもが身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するとともに、いつでも気軽に参加できる機会の拡充を図ります。

### 重点施策

#### ★スポーツ環境の整備及び有効活用

⇒既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、区民がより多くスポーツ施設等を利用できるよう、地域開放等区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携を検討する。

#### ★障害者スポーツの推進

⇒障害者スポーツの魅力を発信し、障害の有無に関わらず、障害者スポーツを通して交流を深め、相互理解を図り、ともに楽しめる環境をさらに整備する。

#### ★トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

⇒東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に創出されたレガシーを有効活用しながら、「JOCの進めるオリンピック・ムーブメント」を恒常的及び普遍的に推進することでJOCと連携し、大会後も引き続き、「トップアスリートのまち・北区」を推進する。

### 区（行政）の役割

- ・国・公立スポーツ施設等と連携して、より身近にスポーツに親しむ環境を整備する。
- ・東京都障害者総合スポーツセンターやスポーツ団体等と連携し、障害の有無に関わらず楽しめる障害者スポーツイベントを実施する。
- ・民間スポーツ施設職員、スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ推進委員等の初級障害者指導員の資格取得を促進する。
- ・体育協会との連携をさらに強化する。スポーツ推進委員協議会の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの設立を支援する。
- ・アスリートや区にゆかりのある選手・競技についての区民への周知や、施設及びその周辺のバリアフリー整備をするなどのバックアップ支援を行う。

## (1) 身近なスポーツの場の整備

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にスポーツの場が整備され、区民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと楽しく暮らしている

### 【基本計画2015の実績評価】

新たなスポーツの場の整備として、赤羽体育館を建設した。  
十条駅～西が丘～赤羽駅の通りを「ROUTE2020  トレセン通り」と愛称名を付け、広告塔、ロゴ標識等を整備しPRした。  
北区ゆかりのアスリートの手形を取り付ける「アスリート手形モニュメント（※19）」については、計画どおり平成30年度末までに取付可能数26枚中16枚の取付けを行う。



赤羽体育館を建設したことにより、体育館利用者総数が増した。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が近づき、各種イベントや大会に関する様々な情報が公表され気運が高まっている。区内企業とパートナーシップ協定を結び所属アスリートと連携を深め、交流対象のアスリートを増やしている。

赤羽体育館建設は、身近な場所でスポーツを楽しむ環境づくりにつながった。バリアフリー整備は、引き続き、東京都等と連携しながら整備する必要がある。  
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会前の気運醸成や「トップアスリートのまち・北区」の推進のため、ソフト、ハードとも着実に整備を進めている。また、今後は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け事前キャンプ誘致、聖火リレー等の新たな事業を追加していく。

### 【社会動向】

【国】第2期スポーツ基本計画（平成29年3月）策定  
「ホストタウンの推進について」、「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して（通称：京都宣言）」発表  
【東京都】東京都スポーツ推進総合計画（平成30年3月）策定  
【区】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた北区の取組方針（平成29年6月）策定  
北区リレーションシップ協議会設置（平成28年11月）  
JOC（※20）とパートナー都市協定の締結を準備している。  
北区スポーツ推進計画改定予定（平成32年3月）  
【その他】アクション&レガシープラン策定（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）  
⇒区内にある国・公立スポーツ施設等を、有効に利用できる方策の検討が必要となる。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会閉幕までは、大会成功に向けた直接的な事業に重きが置かれ、大会閉幕後はレガシーを活用する事業に転換していく必要がある。

### 【今後の課題】

- ①桐ヶ丘体育館等、施設の老朽化が課題となっている。また、バリアフリー整備は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後であっても引き続き求められている。  
また、利用時間と場所に限りがあるなか、スポーツをしたいという区民要望に十分に答えていくための工夫が求められている。
- ②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後には気運醸成を図ることを目的とする事業から、レガシーを有効活用していく事業への転換が必要になる。

### 【各種調査結果から】

- 【北区人口推計調査（平成29年度）】  
○人口増加と少子高齢化の傾向が続く。  
⇒様々な世代からの要望を踏まえた、体育施設の整備計画の検討が必要である。
- 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】  
○今後、健康づくりを推進するため、区が力を入れるべきだと思うことで、「運動できる施設や開放や整備」が4割を超えて最も高くなっている。  
⇒今後もさらに「スポーツができる場」を提供していくことが必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、地域開放等区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携を検討する。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も、「トップアスリートのまち・北区」として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーを有効活用する。

### 【施策の方向性】

- ①スポーツ環境の整備及び有効活用  
既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、地域開放等区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携によりスポーツができる場の提供に努める。  
今後活用が見込まれる水辺空間等を利用してスポーツに親しみやすい環境整備を検討する。  
施設利用までの手続き等を見直し、区民の利便性の向上に努める。
- ②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出・活用  
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に創出されたレガシー（※21）を有効活用しながら、「JOCの進めるオリンピック・ムーブメント（※22）」を恒常的及び普遍的に推進することでJOCと連携し、大会後も引き続き、「トップアスリートのまち・北区」を推進していく。

### 【取組み例】

- ①桐ヶ丘体育館の改築を実施する。計画的に施設をバリアフリー化するなどの必要な対策を検討する。  
国・公立スポーツ施設等との連携を検討する。さらに区民の利便性を高めるため、区民優遇制度のしくみの導入を検討する。
- ②スポーツ大使や北区にゆかりのあるアスリートとの交流や、ROUTE2020  トレセン通りの景観整備、アスリート手形モニュメントなど、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において創出されるヒト・モノ・文化など様々な分野のレガシーの有効活用を推進する。

### 【重点施策】

- ★スポーツ環境の整備及び有効活用  
⇒既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、区民がより多くスポーツ施設等を利用できるよう、地域開放等区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携を検討する。

### 【単位施策の変更】

- ②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出・活用  
「東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境の整備」より、単位施策名及び内容を変更

## (2)参加機会の拡充

家庭、学校、地域をはじめ、スポーツ関係機関や団体等の連携・協働により、スポーツ実施率が向上する

### 【基本計画2015の実績評価】

誰もが参加できるスポーツイベント、障害者スポーツイベント（サッカー、テニス、バスケットボール等）を年5回実施。2つ目の総合型地域スポーツクラブ（※23）を設立、初級障害者スポーツ指導員（※24）養成講座、スポーツボランティア（※25）養成講座やトップアスリート直伝教室、キッズアスレティックス体験（※26）等を開催。体育協会、スポーツ推進委員協議会との共催事業を実施。



障害者スポーツイベントの参加者数（平成29年度約800人）、総合型地域スポーツクラブへの参加者数（平成29年度延べ1万人）は、年々増加し、平成30年度のスポーツ実施率（※27）は平成28年度の52.5%から59.3%に向上した。初級障害者スポーツ指導員、スポーツボランティアの登録者数は中期計画の目標値（80人）を上回った。アスリート直伝教室は6教室参加延べ人数は平成27年度は411名、平成29年度は541名と増加している。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への気運醸成、障害者スポーツイベント等の各種事業の実施、総合型地域スポーツクラブの設立などにより、スポーツ実施率は向上しているが、さらなる向上をめざした取組が必要である。フェンシング教室は、参加者が固定化していることから、競技の魅力をもっと発信していく必要がある。また、自立して継続運営するため区内における競技団体設立など組織体制を確立していく必要がある。

### 【社会動向】

【国・東京都】国（第2期スポーツ基本計画（平成29年3月））、東京都（東京都スポーツ推進総合計画（平成30年3月））ともに障害者のスポーツ実施率の目標値を40%と設定。都は、平成32年までに18歳以上のスポーツ実施率70%を達成し、以降はこれを維持していくとした。ナショナルトレーニングセンター拡充棟（仮称）が平成31年度竣工予定である。

【区】国、都の計画改定、社会情勢の変化に対応するため、平成32年3月を目途に北区スポーツ推進計画を改定する。また、北区スポーツボランティア制度を導入した。

【その他】東京2020参画プログラム（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）（※28）⇒国、東京都と同様のスポーツ実施率の目標設定が求められる。大会閉幕後には、今まで区が実施してきた事業についてレガシーの活用を主眼に置いた事業として再編し具体化する必要がある。

### 【今後の課題】

①平成30年度のスポーツ実施率は59.3%となっており、区民のスポーツ実施率向上に向けた取組が必要である。

②超高齢社会の到来、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進んでおり、スポーツを通じた地域のきずなづくりが必要である。地域コミュニティの拠点となる総合型地域スポーツクラブが王子地区にはなく、新たな設立が求められる。

③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後もスポーツボランティア制度に対する気運が引き続き醸成されるように取り組む必要がある。

④障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備する必要がある。

⑤東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーの活用が必要になる。

### 【各種調査結果から】

【北区人口推計調査（平成29年度）】  
○人口増加と少子高齢化の傾向が続く。  
⇒ライフステージに応じたスポーツ参加の促進、様々な連携・協働による地域のきずなづくりをさらに推進する必要がある。

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】  
○スポーツ実施率が平成28年度52.5%から平成30年度59.3%に推移した。  
⇒さらなるスポーツ実施率の向上に取り組む必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

だれもがスポーツを楽しめるよう、様々なスポーツ参加機会を充実し、さらなるスポーツ実施率の向上をめざす。障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備する。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も、「トップアスリートのまち・北区」が色あせることなく、子どもたちや障害を抱える方たちに夢と希望を与えられるよう、またアスリート育成を通じ地域が活性化できるよう推進する。

### 【施策の方向性】

①ライフステージに応じたスポーツ参加の促進  
幼児から高齢者までだれもが、身近な場所で気軽にスポーツをする機会、みる機会の拡充に取り組む。

②様々な連携・協働による地域のきずなづくり  
スポーツを通じた様々な連携・協働による地域のきずなづくりを推進するとともに、健康長寿社会の実現に取り組む。

③スポーツを支える人材の育成・確保  
地域で自主的に活動できる知識・技術を持つ人材を、将来にわたり継続的に育成する。

④障害者スポーツの推進  
障害者スポーツに親しむ環境を整備し、障害者のスポーツ実施率向上を図るとともに、障害のある人となない人の相互理解を図る。

⑤トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進  
「トップアスリートのまち・北区」を主体的に捉え、「JOCの進めるオリンピック・ムーブメント」を念頭に置き、トップアスリート輩出に向けた施策を継続的に行う。

### 【重点施策】

#### ★障害者スポーツの推進

⇒障害者スポーツの魅力を発信し、障害の有無に関わらず、障害者スポーツを通して交流を深め、相互理解を図り、ともに楽しめる環境をさらに整備する。

#### ★トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

⇒東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に創出されたレガシーを有効活用しながら、「JOCの進めるオリンピック・ムーブメント」を恒常的及び普遍的に推進することでJOCと連携し、大会後も引き続き、「トップアスリートのまち・北区」を推進する。

### 【単位施策の変更】

#### ④障害者スポーツの推進

①「ライフステージに応じたスポーツ参加の促進」、③「スポーツを支える人材の育成・確保」、「東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充」から、障害者スポーツに関係する要素を抽出し、新設

#### ⑤トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

「東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充」を再編

### 【取組み例】

①幼児から高齢者までだれもが、参加できるスポーツイベントや教室を実施する。身近な場所で気軽にスポーツを楽しめるよう、民間スポーツ施設等との連携を検討する。

②すべての区民が身近な場所でスポーツを楽しむことができ、地域コミュニティの拠点となる総合型地域スポーツクラブを王子地区に設立できるよう支援する。地域において、区民相互の多彩な交流を促進するため、関係機関やスポーツ団体、スポーツ推進委員等が、連携を深め、各種スポーツ教室、大会、レクリエーション等、スポーツ活動機会を充実させる。

③北区スポーツボランティア制度を地域社会で有効活用できるよう、養成講座やスポーツボランティアの活用を場を拡大するしくみづくりを構築するなど制度を充実させる。スポーツ推進委員協議会の活動への支援を充実させる。

④東京都障害者総合スポーツセンター等と連携し、障害の有無に関わらず、ともに楽しめるイベントや、障害者が継続的に参加できるスポーツ教室等を実施する。初級障害者スポーツ指導員の資格取得を促進する。

⑤東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に始まったトップアスリートの育成支援を継続する。

## 2-6 未来を担う人づくり -1

基本計画2020における  
 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
 ☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

① 確かな学力の保証	○確かな学力向上プロジェクト ○健やかな体育成プロジェクト ○グローバル人材育成プロジェクト ○特別支援教室の充実 ○サブファミリーによる特色ある教育の推進 ☆施設一体型小中一貫校の設置 ○小中一貫校の検討 ※事業の具体化 ○区立認定こども園の設置
② 豊かな心の育成	
③ 健やかな体の育成	
④ グローバル時代に対応した国際人の育成	
⑤ 個に応じた教育の推進	
⑥ 特色ある教育活動の推進	
⑦ 就学前教育の充実	

### (2) 教育環境の整備

① 授業力の向上	○ICTを活用した教育の充実 ○学校の改築 ○リフレッシュ改修工事の推進 ○小学校の適正配置の推進 ○（仮称）教育総合センターの設置
② 「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備	
③ 学校規模の適正化・適正配置	
④ 教育支援体制の整備	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・放課後学習や家庭学習の定着を図る。
- ・子どもが外国語を学び、親しむ機会を増やす。  
 （イングリッシュサマーキャンプや中学生海外交流事業などへの参加）
- ・いじめや不登校、子どもの発達や教育についての悩みを抱え込まず、教育総合相談センターや学校に配置されているスクールカウンセラーによる相談などを活用する。
- ・学校説明会等の機会において、望ましい教育環境づくりに向けた学校との意見交換等を行う。

### 北区基本構想

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。  
 そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。  
 また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

### 重点施策

#### ★確かな学力の保証

⇒変化の激しい時代において、自ら学び考え行動する力の育成を図る。

#### ★グローバル時代に対応した国際人の育成

⇒刻々と変化する社会情勢に適應し、生き抜く力の育成を図る。

#### ★「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

⇒学校施設の老朽化対策とともに、『教育先進都市・北区』に相応しい教育環境の整備を行う。



### 区（行政）の役割

- ・教員の指導力向上に向けた取組みを行う。
- ・多文化を相互理解する場の環境整備を行う。
- ・総合的な教育相談の体制を整備する。
- ・子どもや保護者が安心できる学校環境づくりを行う。
- ・地域から親しまれる開かれた学校づくりを行う。

## 2-6 未来を担う人づくり -2

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(3)学校・家庭・地域社会の連携の推進		
①	学校・家庭・地域社会の協働	☆家庭教育力向上アクションプラン ○家庭教育力向上プログラム ※事業の具体化
②	家庭・地域社会の教育力の向上	

(4)地域に開かれた学校づくり		
①	地域社会との交流促進	○コミュニティ・スクールの推進
②	学校施設の地域開放の充実	

(5)青少年の健全育成と自立支援		
①	青少年の社会参加の促進	
②	青少年を育む地域環境の整備	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせる。
- ・子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
- ・学校と協力し、地域全体で子ども達の成長を見守り、支える。
- ・学校教育に関わるボランティアに参加したり、活動への協力を行う。
- ・青少年地区委員会の活動へ積極的に参加する。



#### 区（行政）の役割

- ・家庭と連携して学習習慣の定着に向けた取組みを行う。
- ・学校を地域コミュニティの核とし、地域住民とともに子どもたちの成長を支える。
- ・学校支援ボランティアなど地域の人材を活かす場、情報交換の場を提供し、ネットワークづくりを行う。
- ・青少年地区委員活動への支援を行う。

### 北区基本構想

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。  
そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。  
また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

### 重点施策

★家庭・地域社会の教育力の向上  
→家庭の教育力の低下が指摘される中、地域全体で家庭教育を支えるしくみづくりを推進する。

★地域社会との交流促進  
→家庭・学校・地域の連携推進により地域と子どもとの交流を広げ、子どもたちに多様な価値観に触れさせることで、人間性や社会性を育む。

★青少年の社会参加の促進  
→青少年地区委員会委員の担い手の不足・高齢化が問題となっている中、青少年の社会活動を促し、地域活動を強化していくことで、青少年の健全育成につなげる。

## (1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

学力が向上し、社会の変化に応じた判断力、思考力を持った児童・生徒が育成される

### 【基本計画2015の実績評価】

確かな学力向上プロジェクト（学力パワーアップ非常勤講師の全校配置、学力フォローアップ事業などの放課後学習の場の充実）を着実に実施し、きめ細やかな指導を実現している。

グローバル人材育成プロジェクトにおいて、カルフォルニア州との交流事業参加定員数を増加した。新聞大好きコンクールは年々応募数が増加している。全ての区立小に特別支援教室を設置し、個に応じた特別支援教育を推進している。各学校サブファミリーごとに研究推進テーマを設け、成果の共有を図っている。神谷中サブファミリーにおいて、施設一体型の小中一貫校の検討を進めている。平成29年に北区立初の認定こども園、さくらだこども園を開校した。



学校教育の推進における施策は多岐に渡っており、それぞれの方面から推進している。個々の施策については一定の成果をあげており、全体的に達成されていると考えられる。

教育現場を取り巻く状況は刻一刻と変化し、求められているものが大きく様変わりするため、新たな方向性、課題も増えつつある。新たな教科も増え、国・都の推進計画や補助制度の動向も見定めつつ、総合的に施策を進めていく必要がある。

### 【社会動向】

【国】平成29年3月、新学習指導要領の告示に伴う、道徳科の新設、小学校英語教育の教科化、プログラミング教育の必須化、いじめ防止基本方針の改定がなされた。

【区】平成30年度より道徳科、小学校外国語科の先行実施を行っている。平成29年度よりプログラミング教育推進のため東洋大学と連携し、プログラミング教育推進校を2校指定した。国の方針改定を受け、平成29年に区いじめ防止基本方針を改定した。

⇒新学習指導要領に基づいたカリキュラム、指導方法の確立を図る必要がある。道徳科の充実、及びいじめの未然防止、早期発見、早期対応への取組強化が必要である。

### 【今後の課題】

- ①児童・生徒の基礎的な学力の定着を図るため、教員の指導力向上が必須である。  
新学習指導要領の全面实施に伴い、知識の理解の質を高め、子どもに必要な資質・能力を育む教育の実現がより一層求められている。
- ②道徳科の新設への対応とともに、いじめや体罰の根絶に向けて全力で取り組んでいかなければならない。
- ③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い進めてきた、自ら進んで運動に親しむ資質・能力の育成を、多様な国の文化やスポーツに親しむ態度の育成とからめていく必要がある。
- ④外国語科の新設（小学校高学年）へ対応するとともに、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の醸成が、異なる文化との共存において必要である。
- ⑤発達障害や知的障害のある児童・生徒の増加に対応して、義務教育期の多様な学びの場を提供する必要がある。また不登校児童・生徒が増加しているため、その対応も求められている。
- ⑥小1プロブレム・中1ギャップ解消（※29）のため、学びの系統性を踏まえた一貫教育の推進が求められている。
- ⑦幼稚園・保育園から小学校へ入る子どもたちの連続性を重視した取組が必要である。

### 【各種調査結果から】

【北区民意調査・意向調査（平成30年度）】  
○国際化推進のための重点施策に関して「異文化理解に関する教育の推進」についての関心が高い。  
○学校教育のための重点施策として「道徳教育の推進」への関心が高くなり、「児童生徒一人ひとりの個性に応じた教育」「学力向上への取り組み」と続く。  
⇒それぞれの分野に関して十分に取り組んでいく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育や新学習指導要領の全面实施による道徳科や外国語科の新設に伴う指導体制の構築、就学前教育保育や特別支援教育の充実等により、多様な児童・生徒一人ひとりに応じた、質の高い教育を推進する。

### 【施策の方向性】

- ①**確かな学力の保証**  
基礎的な知識・技能の習得、確かな学力の定着をめざすとともに、主体的・対話的で深い学びを通して、これからの時代を生き抜き、未来を創るために必要となる資質・能力を育成する。
- ②**豊かな心の育成**  
教職員、児童・生徒の人権感覚を磨き、偏見や差別意識、いじめの解消を図る。
- ③**健やかな体の育成**  
生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力を育成し、食育や病気・依存症予防の啓発等、様々な側面から子どもの健やかな心身の育成を図る。
- ④**グローバル時代に対応した国際人の育成**  
外国文化に積極的に触れ合う環境の構築やプログラミング教育などによる、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する機会の充実を図り、国際化や情報化が急速に進展する社会に対応できる子どもの育成を行う。
- ⑤**個に応じた教育の推進**  
就学相談体制の充実や特別支援学級の整備等、多様な児童・生徒の状況に即した教育環境を整える。不登校児童・生徒に対し、学校や教育相談に関わる相談員が連携して支援を行う。
- ⑥**特色ある教育活動の推進**  
北区学校ファミリー構想（※30）のもと小中一貫教育を推進するとともに、学校や地域に特性に合わせたカリキュラム・マネジメントによる教育活動の質の向上を図る。
- ⑦**就学前教育の充実**  
家庭や地域との連携を強化して就学前教育保育の充実を図るとともに、幼保小間の連携を密にし、小1プロブレムの解消をめざす。

### 【重点施策】

- ★**確かな学力の保証**  
⇒変化の激しい時代において、自ら学び考え行動する力の育成を図る。
- ★**グローバル時代に対応した国際人の育成**  
⇒刻々と変化する社会情勢に適応し、生き抜く力の育成を図る。

### 【取組み例】

- ①学力パワーアップ非常勤講師配置による授業中のサポート、家庭学習アドバイザーによる家庭学習習慣形成サポート、学力フォローアップ事業によってつまづきやすい学年の学習指導を行う。図書館指導員の全校配置により、児童・生徒の意欲的な調べ学習を促進する。
- ②道徳教科書の採択を行い、カリキュラムの作成、指導方法について検討を行う。いじめ根絶に向けた研修会や広報を行う。
- ③オリパラ教育を推進する中で得た成果を生かした指導方法を検討する。アルコール、薬物、がん等に関する啓発教育を実施する。
- ④年間70単位時間の英語授業の実施、E S Cや中学校海外交流事業（※31）の推進。小中学校プログラミング教室開催によるプログラミング教育の普及・啓発、理科教育の強化や新聞大好きプロジェクトの実施に取り組む。
- ⑤第三次北区特別支援教育推進計画（※32）に基づいた個に応じた児童・生徒への支援を行う。不登校児童・生徒や保護者支援のために、適応指導教室のあり方について検討を行うとともに、政策提案協働事業「多様な育ちを支える地域連携事業」（※33）を推進する。
- ⑥神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の開校に向けたカリキュラムを作成する。サブファミリーごとに地域の特性を生かした教育活動を行う。
- ⑦きらきら0年生プロジェクト等の就学前教育の充実を図る。さくらだこども園の検証、及びさらなるこども園整備の検討を行う。

## (2)教育環境の整備

学校の教育力が高まるとともに、安全・安心で豊かな教育環境となる

### 【基本計画2015の実績評価】

「東京都教員人材育成基本方針」等を踏まえた教職員研修を実施し、授業力の向上を図っている。

ICT環境の整備を行い、ICTを活用したわかりやすく質の高い授業を実施している。

「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、学校の改築及びリフレッシュ改修工事を計画的に進めている。

学校規模の適正化・適正配置については、ブロック毎に設置する検討組織における合意形成を踏まえ、概ね計画どおり実施してきた。

教育相談所・就学相談室・不登校対策室機能等を集約した「教育総合相談センター」を設置し、教育に係る相談、支援体制の充実を図った。



教育環境の整備については、ソフト・ハード両面からの推進が必要であり、上記のとおり各施策は概ね計画どおりに進んでいることから、十分な整備が図られている。

今後も、公立小学校児童・中学校生徒数の推計に留意しつつ、長期的には社会全体として人口減少と少子化が進んでいく状況に対応した教育環境の実現のため、教職員の授業力向上等のソフト面・学校施設の整備等のハード面ともに充実させ、引き続き学校教育の質の向上を図っていくことが重要である。

### 【社会動向】

【国・東京都】中央教育審議会から学校における働き方改革に係る緊急提言が示され、これを踏まえ、東京都が働き方推進プランを策定した。

また国は、各自治体に対して、遅くとも平成32年度までに個別学校施設の長寿命化計画を策定するよう求めている。

⇒「学校における働き方改革」に関する検討が国をはじめ東京都、区においても進められており、今後、教師が業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童・生徒に接する時間を十分に確保することができるよう、今まで以上に学校現場において実施する事業について優先順位付けをするなどの対応が必要となる。

⇒学校施設の長寿命化計画を策定し、区としての整備方針を示していかなければならない。

### 【今後の課題】

①「学校における働き方改革」提言による学校を取り巻く環境の整理、改善が必要である。

新学習指導要領を踏まえたカリキュラムを作成し、学習指導を行う必要がある。

②新学習指導要領などの整合性を確保しつつ、社会環境の変化に伴い学校施設に求められる新たな機能整備に対応する必要がある。

③児童数が増加傾向にある一方、適正規模を下回る小学校も存在しており、今後の地域開発や児童数の動向を見極める必要がある。

将来的な児童数の減少に伴う学校の小規模化に対し、すべての区立学校が、充実した教育活動を展開できる適正規模の確保が必要である。

④教育の総合相談窓口として、教育総合相談センターを設置し、機能の充実を図ったが、相談件数の増加や相談内容の複雑化等の課題への取り組みがより一層必要である。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「学校教育の充実」について、重要度(0.9)・満足度(0.1)とされ、重要度・満足度がともに高い区分に分類されている。

⇒「学校教育の充実」に係る重要度は、今後も高い値を推移するものと考えられるが、それに見合うよう高い満足度を今後目指していく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

学校における働き方改革を踏まえつつ、多様化していく学校教育へのニーズに的確に対応できる教育環境の整備を推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①授業力の向上

学校における働き方改革や新学習指導要領を踏まえた指導体制の充実や業務改善の推進により、教職員が児童一人ひとりと向き合う時間を確保できるようにする。

#### ②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

計画的に学校施設・設備の整備を進めると共に、良好な状態で学校施設を使用できるような教育環境の整備を図る。

#### ③学校規模の適正化・適正配置

平成24年に策定した「学校適正配置計画」に基づく全てのブロック協議が平成30年度中に終了する予定である。

今後も、地域の実情や人口動向等を見据え、学校規模の適正化に努める。

#### ④教育支援体制の整備

子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備し、ワンストップの総合相談窓口としての体制及び機能の充実を図る。

多岐にわたる相談内容に対応できる専門的な知識や経験を持つ人材の確保、活用を行う。

### 【取組み例】

①働き方改革検討委員会を設置し、教員の働き方改革を推進する。

教職員研修を体系的に整備し、計画的に実施する。

教育現場におけるICT環境を引き続き整える。

②計画的に学校改築・改修を推進する。

(仮称)北区立小・中学校長寿命化改築・改修計画を策定する。

③適切な時期に、適正配置に向けた協議に着手する。

④児童相談所の整備と併せて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを一体的に整備し、ワンストップ相談窓口としての体制を強化する。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて、不登校児童・生徒の増加に対応できる適切な配置を行うとともに、適応指導教室における役割の強化等、さらなる活用を図る。

### 【重点施策】

#### ★「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

⇒学校施設の老朽化対策とともに、「教育先進都市・北区」に相応しい教育環境の整備を行う。

### (3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

学校、家庭、地域が連携し、子ども達が地域で健やかにのびのびと育つ環境となる

#### 【基本計画2015の実績評価】

地域と一体となった特色ある教育を、12の学校サブファミリーにおいて実施しており、地域に根差した教育を推進している。  
学校支援ボランティア活動者数については、毎年一定程度の活動量を得られている。



平成26年度から学校支援ボランティア事業の全校実施により各校活発に活動し、子どもの教育力向上に一定の成果を出している。

施策全体としては概ね良好に進んでいる。今後も、サブファミリーを基盤とした連携を強化し、学校支援ボランティア事業などの充実によって学校・家庭・地域社会の連携を進めていく。

#### 【社会動向】

【国】幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化するため、「地域学校協働活動」(※18)を全国的に推進している。

【区】教育ビジョン2015において、5つの柱の1つとして「家庭・地域の教育力向上の支援」を掲げている。

⇒文部科学省からは、学校支援地域本部事業から、地域学校協働活動へ移行へと方向性が示されているため、北区の教育体制について検討していく必要がある。

#### 【今後の課題】

①地域における教育力の低下、家庭の孤立化等の課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対応することが求められており、地域と学校がパートナーシップとして連携・協働するための組織的・継続的なしくみが必要不可欠であると指摘されている。

②家庭は子ども達の健やかな育ちの基盤であり、子どもの心の拠り所、すべての教育の出発点であることをふまえ、核家族化等を背景に、地域全体で子どもの成長を支えるための地域や家庭における教育力の向上が大きな課題となっている。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】  
○学校教育のための重点施策の中で「学校・家庭(PTA)・地域との連携」の項目は、上位には位置しておらず、前回調査と比較すると2.9ポイント減少している。

⇒国等は、学校・家庭・地域との連携を推し進めているが、区民の意識・意向においては、あまり重要事項と認知されていないことがうかがわれる。

#### 【基本計画2020に向けて】

学校・家庭・地域社会の連携を推進し、家庭の教育力向上や地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを図る。

#### 【施策の方向性】

##### ①学校・家庭・地域社会の協働

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子ども達の成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する。  
引き続き、北区学校ファミリーにおけるそれぞれのサブファミリーを単位としたネットワークを推進し、学校と地域の関係諸機関・家庭・地域社会との幅広い連携を構築する。

##### ②家庭・地域社会の教育力の向上

充実した家庭教育を行うことができるようにするため、学校を核として家庭や地域と協力・連携を図りながら、地域や家庭における教育力の向上をめざす。

#### 【重点施策】

##### ★家庭・地域社会の教育力の向上

⇒家庭の教育力の低下が指摘される中、地域全体で家庭教育を支えるしくみづくりを推進する。

#### 【取組み例】

①既存の学校支援地域本部事業をふまえつつ、地域学校協働本部体制の構築について、国の動向等も鑑みながら、関係各課と連携を図り検討を行う。

②「生活習慣の形成」「家庭学習の定着」「親子のきずなづくり」を柱とした家庭教育力向上アクションプラン事業の推進・見直しを図る。

## (4) 地域に開かれた学校づくり

地域に開かれた学校が、地域コミュニティの核となる

### 【基本計画2015の実績評価】

学校支援ボランティア活動推進事業については、平成26年度の全校実施より、計画通り目標達成できている。

地域に開かれた学校施設については、平成29年度に制度間で不均衡が生じていた使用料の見直しを図るため、学校設備使用条例等の関係規則を整備した。これにより、制度が簡素化され分かりやすくなった。



学校支援ボランティア活動推進事業の全校実施により、地域の人々が学校や地域の子どものための教育活動の支援に活発に協力できるようになり、地域も大人と子どもの交流が広がった。

平成30年度にコミュニティスクール4校目の導入により、「北区基本計画2015」の前期目標を達成している。

各事業を通して、ハード面ソフト面双方向から、地域の教育力を活用した学校づくりが推進されている。

### 【社会動向】

【国・東京都】平成29年の社会教育法改正により、「地域学校協働活動（※18）」を全国的に推進しており、公立学校への学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度導入が努力義務とされた。

【区】区立小中学校では「地域に開かれた学校づくり」のもと、教育活動や環境整備等に地域の教育力を活かした支援が必要となっている。

⇒地域に開かれた学校づくりをめざし、学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育の活性化に努めていくという視点は大切であり、それに沿った事業展開を推進していく必要がある。

### 【今後の課題】

①情報化の進展により学校を取り巻く家庭・地域の状況は急速に変化しており、子どもが地域で安全・健全に育つ環境を整備していくためにも学校と地域がさらに連携し、双方向に人材を交流し、双方の教育力を高めていく必要がある。

また、コミュニティ・スクール（※34）について先進事例を共有し、学校・地域でさらに理解を深めていく必要がある。

②学校施設の地域開放については学校の事務負担が大きく、学校によって施設管理のレベルに差がある。

### 【基本計画2020に向けて】

コミュニティスクールをはじめとした、学校と地域、保護者が連携・協働しながら、子どもたちの成長を支えるしくみづくりを推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①地域社会との交流促進

地域の教育力の活用によって学校の教育力を高め、双方が交流し連携することによって、地域全体による子どもの健全育成を図る。

また、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくためしくみであるコミュニティ・スクールを推進し、質の高い学校教育の実現を図る。

#### ②学校施設の地域開放の充実

学校設備を学校教育に支障のない範囲で地域に開放することで、地域住民の生涯学習や健康づくりに役立て、同時に学校と地域の交流促進も図る。

### 【取組み例】

①学校公開講座の開催等、地域と学校の交流を促進する。

地域の自然や伝統文化を教材として活用する。すでにコミュニティスクールを導入している学校の事例を参考に、学校ごとの環境に合わせた導入方法を模索、推進する。

②体育館や運動場等、学校施設の地域への開放を行う。

### 【重点施策】

#### ★地域社会との交流促進

⇒家庭・学校・地域の連携推進により地域と子どもとの交流を広げ、子どもたちに多様な価値観に触れさせることで、人間性や社会性を育む。

### 【単位施策の変更】

#### ②学校施設の地域開放の充実

⇒「地域に開かれた学校施設」から単位施策名を変更

## (5) 青少年の健全育成と自立支援 青少年の社会参加が促進される

### 【基本計画2015の実績評価】

「□□大運動会」・「○○まつり」等の広く地域住民が参加できる青少年地区委員会事業は、様々な世代間の交流を実現させるといった結果につながった。



内閣府が主唱する「子供・若者育成支援強調月間」に合わせて「あいさつ運動」と称した地域環境づくり推進活動事業を実施できた。

あいさつポスター作品募集において、応募点数が毎年増えており、児童生徒の地域環境づくり啓発活動への関心が高まっている。

「青少年の社会参加の促進」・「青少年を育む地域環境の整備」施策は、各青少年地区委員会の地区委員の努力により、地域に根ざした活動として定着しているが、青少年地区委員会委員数は減少傾向にあり、活動の担い手の確保が課題となっている。

### 【社会動向】

【国】「青少年インターネット環境整備法」の改正に伴い、フィルタリング機能の利用促進を図るための措置を講ずることとした。

平成29年3月に「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置し、検討を行った。

【東京都】青少年のダイバーシティ（多様性）の意識を育むために、「青少年応援プロジェクト・ダイバーシティ研修」事業を開始した。

平成29年7月にJKビジネスを規制する「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を施行した。

【区】「放課後子ども総合プランの実施により児童館の統合及び「子どもセンター」・「ティーンズセンター」への移行が行われた。

⇒子どもを有害情報から守るため、インターネット環境に関する意識啓発や取組みを推進する必要がある。

⇒従来青少年地区委員会が実施してきた小学生向け事業の見直しを図り、地域の様々な人材の社会活動への参加を促進する取組みが必要である。

⇒青少年のダイバーシティ意識を育む取組みが求められている。

### 【今後の課題】

①地域における青少年やその家族に対し、地域社会が連携して青少年の健全育成支援に取り組む必要がある中、青少年地区委員会委員の担い手の不足・高齢化が問題となっている。

②スマートフォンやインターネットの普及など、時代の変化に対応した地域環境整備活動を実施していくことが求められている。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】  
○子育て支援で区が力を入れるべきと思うことに「地域で子どもたちを守り育てるといった意識の高揚」や「地域の青少年健全育成活動の充実」が挙げられている。

⇒地域全体での子育てを実現するために、青少年地区委員会等の地域の組織を充実させなければならない。

### 【基本計画2020に向けて】

町会・自治会や青少年地区委員会などの地域コミュニティと協働して青少年の健全育成に取組み、青少年が主体的に地域活動へ参加できるよう支援を行う。

### 【施策の方向性】

#### ①青少年の社会参加の促進

青少年が地域社会の一員としての自覚を高めるための積極性や社会性を養う取組みを行うとともに、学校と地域の連携を強化し、青少年を地域の人材として、学校活動をはじめとした多様な地域活動に生かせるしくみを構築する。

#### ②青少年を育む地域環境の整備

スマートフォン等から簡単に入手可能な現代における有害情報への対策、地域や学校PTAによる非行防止・犯罪防止活動を推進し、青少年を取り巻く地域環境の浄化を図る。

### 【取組み例】

①ジュニアリーダー・シニアリーダー研修会の参加者に対し、学校活動や、青少年地区委員会で開催する野外活動や運動会、お祭り等を通じ、地域活動への積極的な参加を促進する。

②研修等でインターネットのフィルタリング機能の普及やリスク防止の啓発を行う。  
非行防止・犯罪防止のために青少年地区委員会や町会・自治会・学校が連携し、パトロールを実施する。  
夕焼けチャイムを放送し、帰宅時間の目安を周知する。

### 【重点施策】

#### ★青少年の社会参加の促進

⇒青少年地区委員会委員の担い手の不足・高齢化が問題となっている中、青少年の社会活動を促し、地域活動を強化していくことで、青少年の健全育成につなげる。

## 2-7 グローバル時代のまちづくり

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (1) 地球市民を育む意識づくり

①	人権の尊重	
②	平和の推進	

### (2) 国際交流・国際協力の推進

①	国際交流・国際協力の推進	○地域における国際交流の推進
---	--------------	----------------

### (3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

①	多言語・多文化に対応した環境づくり	
②	国籍が異なる人を認め合う地域づくり	
③	多文化共生を推進する人づくり	

#### 区民とともに

##### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・人権、平和についての関心を持つ。
- ・国際交流事業に積極的に参加し、その成果を周りと共有する。
- ・NPOや外国人支援団体が中心となりネットワークを構築し、地域課題を共有する。
- ・互いの多様性を認め合い、多文化を受け入れる。



##### 区（行政）の役割

- ・区民が主体的に人権、平和活動を展開できるしくみづくりを行う。
- ・国際交流事業の積極的な周知、呼びかけを行う。
- ・区民やNPO等の外国人支援団体と連携し、地域課題を把握し課題解決に向けた施策の推進を図る。
- ・多様性を認め合い、多文化共生社会の実現に向けた環境づくりを推進する。

#### 北区基本構想

グローバル時代（地球時代）にあつて、平和をはじめ、環境、差別、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接な関係を持っています。  
わたしたち一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」としての自覚のもと、それらの課題の解決に向けた地域での取り組みが求められています。  
また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。  
区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。そして、世界に開かれた平和と人権を尊重するまちをめざします。

#### 重点施策

##### ★人権の尊重

##### ★平和の推進

⇒区民一人ひとりが人権と多様性、平和について考える貴重な機会となるよう、幅広い世代を対象とする必要があるため、長期的な視点で事業展開に取り組む。

##### ★国際交流・国際協力の推進

⇒青少年交流団海外派遣等の事業によって区民の国際感覚を養うとともに、NPO・ボランティア等地域の多様な主体と連携・協働して、国際交流・国際協力を推進する。

##### ★多言語・多文化に対応した環境づくり

⇒外国人人口は増加しており、多国籍化が進んでいることから、多言語化及びやさしい日本語やイラスト等の活用により、区政情報を確実に届ける。

## (1)地球市民を育む意識づくり

平和で様々な人権が尊重される社会となる

### 【基本計画2015の実績評価】

効果的に人権啓発活動を行うため、人権講演会や区民まつり等の事業で、人権擁護委員による普及啓発チラシの配布等を行っている。また、平和の推進についても、ポスターの作成・配布を通じて、平和祈念事業を広く区民に周知している。



継続的な普及啓発活動により、人権講演会の来場者数及び平和祈念事業の来場者数は共に増加傾向にある。

人権の尊重及び平和の推進については、いずれも長期的な視点で事業を継続していくことが地球市民を育む意識づくりに必要である。

### 【社会動向】

【国・東京都】人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進することとしている。

【区】国や都の指針等を踏まえて、人権教育の啓発及び平和に対する意識の高揚を図っている。

⇒引き続き平和や人権意識の向上を図る必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○2割以上の区民が、国籍や性別等による差別や偏見が身近にあると答えている。また、「国籍」による差別や偏見が身近にあると答えた割合が最も高い。

⇒人種等に関係なく多様な人々の人権が尊重される社会の実現に向け、人権に関する差別や偏見は許されないということを発信し続ける必要がある。

### 【今後の課題】

①だれもが安心して暮らせる社会となるよう、幅広い世代の区民が人権や多様性について考えるきっかけづくりが求められている。また、将来を担う子どもたちへの普及・啓発が重要であることから、長期的な視点で施策を展開する必要がある。

②平和に貢献する地球市民を育むため、幅広い世代の区民が、平和について考えるきっかけづくりが求められる。

### 【基本計画2020に向けて】

長期的な視点で幅広い世代の区民に対し、人権と多様性の尊重、平和の推進に向けた事業を実施する。

### 【施策の方向性】

#### ①人権の尊重

だれもが一人ひとり持っている国籍や年齢、性別や性のあり方、障害の有無、出身地等の多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることが出来る差別のない人権尊重社会の実現に向けて、将来を担う子どもたちを中心とした、幅広い世代の区民への普及・啓発を目的とした事業を長期的に展開する。

#### ②平和の推進

「北区平和都市宣言」でうたう「平和で自由な共同社会の実現」に向けて、将来を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民に対し、平和への意識の普及・啓発を行う等、平和祈念事業を通じた取組みを推進する。

### 【取組み例】

①人権週間を活用し、人権講演会の実施や区民まつりにおけるイベント等、区民に対する意識啓発を推進する。

②平和記念週間を活用し、平和祈念事業を通して、区民に対する意識啓発を推進する。

### 【重点施策】

#### ★人権の尊重

#### ★平和の推進

⇒区民一人ひとりが人権と多様性、平和について考える貴重な機会となるよう、幅広い世代を対象とする必要があるため、長期的な視点で事業展開に取り組む。

### 【単位施策の再編について】

#### 旧③国際理解の推進

・・・基本施策(3)外国人が暮らしやすい環境づくり における  
単位施策②国籍が異なる人を認め合う地域づくり へと移行

## (2) 国際交流・国際協力の推進

区民の国際感覚が養われる

### 【基本計画2015の実績評価】

国際的な視野をもった区民の育成を図るため、青少年、文化、スポーツ等幅広い分野で海外交流都市との相互交流を継続実施している。

区内大学に在籍する留学生を対象に、保育園等北区の職場に従事する機会を設ける短期国際交流員事業を実施している。



区民まつりや異文化体験事業等において、互いの文化を体験しながら、交流を行っている。

海外友好都市との交流は、一定程度の参加者があり、国際交流への意識・関心の高さがうかがえる。

短期国際交流員事業は、区民との交流を通じた相互の国際理解につながっている。

平成29年度に北区とウォルナットクリーク市間でパートナーシティ協定を結んだことに伴い、中学生交流派遣事業の人数を従来の25名から40名に増員して実施している。

区民の国際感覚を養い、異文化への理解を深めるため、海外の友好都市との相互交流は引き続き推進する必要がある。

### 【今後の課題】

①外国人区民との交流機会が今後増えていくと予想される中、お互いの文化に対する理解を深めていく必要がある。

また、地域の国際化に関する課題は多岐に渡ることから、NPO・ボランティア等、行政と民間の間で調整する役割を担う団体が事業全体を担うようなくみづくりの必要性が増している。



### 【基本計画2020に向けて】

区民の国際感覚を養うため、海外友好都市との交流を充実させるとともに、地域の多様な主体との連携・協働による国際交流・国際協力を推進する。

### 【施策の方向性】

#### ① 国際交流・国際協力の推進

海外友好都市等との文化・スポーツ、芸術等を通じた交流事業により、青少年をはじめとした区民の国際感覚の育成を図り、相互の国際理解を促進する。

NPO・ボランティアや企業、学校等、様々な機関との連携と協働により、地域からの国際交流、国際協力を推進する。

### 【取組み例】

①中学生や青少年団の海外派遣交流事業により海外友好都市との親睦を深める。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、事前キャンプ誘致国等との国際交流事業を検討する。

区内大学及び日本語学校の留学生を対象にした短期国際交流員事業等により、相互の国際理解を深める。

「北区国際交流・協力ボランティア制度」(※35)への登録を促進する。  
東京国際フランス学園等、地域における関係機関との国際交流・協力事業を推進する。

### 【社会動向】

【国】総務省国際室は、民間主導型の国際交流を推進していくとしており、東京都では、協働と連携のあり方やしくみを体系化して国際化を進めている。平成30年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」が閣議決定され、外国人に新たな在留資格が新設されることとなる。

【東京都】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えている。

【区】「北区国際化推進ビジョン」の考え方にもとづき、国際交流を主に推進してきた。外国籍の児童向けに、日本語適応指導員の派遣を行っている。

平成30年11月に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ実施に係る覚書」をハンガリー国柔道協会及びフェンシング連盟と締結した。

⇒外国人との交流機会が今後さらに多くなることが予想され、多文化共生社会の実現については喫緊の課題となっている。また、事業客体の増加に伴い、行政主導では対応しきれない可能性がある。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区区意識・意向調査(平成30年度)】

○国際化推進のための重視すべき施策として、国際交流の機会の拡充、外国人区民の日本語学習機会の充実、異文化理解に関する教育がいずれも3割を超えている。

⇒異文化理解等の施策を推進する必要がある。

#### 【北区人口推計調査(平成29年度)】

○北区は他の特別区と比較しても、外国人増加率は高く、今後も北区の外国人人口は増加が見込まれる。

⇒外国人との交流機会が今後さらに多くなることが予想される。

### 【重点施策】

#### ★国際交流・国際協力の推進

⇒青少年交流団海外派遣等の事業により区民の国際感覚を養うとともに、NPO・ボランティア等地域の多様な主体と連携・協働して、国際交流・国際協力を推進する。

### 【単位施策の再編について】

旧①地域における草の根交流の推進

旧②区民主体の国際交流の推進

旧③北区らしい国際協力の推進

…以上3つの単位施策を1つの単位施策に統合

### (3)外国人が暮らしやすい環境づくり

日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らす

#### 【基本計画2015の実績評価】

生活情報や区政情報を国際交流紙で発信している。庁舎窓口においては、通訳クラウド（テレビ電話を使った三者間通話）を導入し、外国人来庁者へのスムーズな窓口対応を図っている  
区立図書館全館では14,700冊の外国語図書蔵書数がある。  
住居表示街区案内板を3ヶ国語併記にしている。



日本人と外国人が地域社会において共生していくための方針として「北区多文化共生指針」を平成30年度に策定し、指針にもとづいた、具体的な施策を検討・実施していくこととなる。

日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまちをめざし、具体的な行動計画を策定し、庁内において推進体制を構築していく必要がある。

#### 【社会動向】

【国】「地域における多文化共生推進プラン」で多文化共生施策の考え方を明確にした。また、外国人を対象に新たな在留資格が新設される。

【東京都】「東京都多文化共生推進指針（平成28年2月）」では多文化共生意識の醸成等の方向性を示した。

【区】外国人区民との間で課題が生じている一方で、社会での活躍が期待されている。これらの課題を解決するために、「北区多文化共生指針」を平成30年7月に策定した。

⇒東京都や東京都国際交流委員会等と連携を図りながら、区民とともに外国人区民を支援する主体として、的確に行政サービスを届けることができる区の体制を整備する必要がある。

#### 【今後の課題】

①外国人への情報伝達の一層の充実が求められている。また、行政情報の理解不足等があることから、日常生活における誤解やトラブル等を生じさせないために、日本語学習の機会等の支援を充実させる必要がある。

②国や地域ごとの文化の違いを理解し、偏見や差別を解消することは、多文化共生社会実現の基本であり、外国人区民との交流機会を増やし、様々な分野での接点を見出す必要がある。

③日本の生活ルールやしぐみを知らないため、地域活動に参加できない外国人がいることが課題である。外国人を支援する一方で、外国人ならではの視点や文化・経験をまちづくりに生かすしくみづくりが必要となる。

#### 【各種調査結果から】

##### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○国際化推進のための重視すべき施策として、国際交流の機会の拡充、外国人区民の日本語学習機会の充実、異文化理解に関する教育がいずれも3割を超えている。  
○2割以上の区民が国籍や性別、年齢、障害による差別や偏見があると答えている。

⇒日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまちづくりをめざし、多文化共生を推進していく必要がある。

##### 【北区人口推計調査（平成29年度）】

○北区は他の特別区と比較しても外国人増加率は高く、今後も外国人人口の増加が見込まれる。

⇒外国人との交流機会が今後さらに多くなることが予想される。

#### 【基本計画2020に向けて】

外国人区民が国籍を意識することなく安心して暮らせる北区を実現するため、地域での環境の整備を行うとともに、地域交流や地域参画の機会創出を推進する。

#### 【施策の方向性】

①多言語・多文化に対応した環境づくり  
外国人区民への情報提供について、多言語化及びやさしい日本語の使用、イラストやユニバーサルデザイン等の活用を図る。また、外国人区民への日本語学習機会の拡充を図る。

②国籍が異なる人を認め合う地域づくり  
自国の文化や習慣等を大切にしながら、異なる国の価値観を学ぶ異文化理解を推進するとともに、外国人区民との交流機会を創出し、多様性を認め合う地域づくりを推進する。

③多文化共生を推進する人づくり  
外国人区民が地域に愛着を持ち、つながりを持って暮らしていけるよう、外国人ならではの視点や文化・経験を活かした活躍や地域参画を支援する。また、NPO・ボランティア活動等、中間的な立場で日本人と外国人を結ぶ担い手の発掘・育成を行い、多文化共生を推進する。

#### 【重点施策】

##### ★多言語・多文化に対応した環境づくり

⇒外国人人口は増加しており、多国籍化が進んでいることから、多言語化及びやさしい日本語やイラスト等の活用により、区政情報を確実に届ける。

#### 【単位施策の再編について】

- ①多言語・多文化に対応した環境づくり
- ②国籍が異なる人を認め合う地域づくり
- ③多文化共生を推進する人づくり

旧単位施策名（下記のとおり）を変更

- ①外国人が生活しやすい環境の整備
- ②多文化共生のしくみづくり
- ③外国人区民の地域社会への参画の促進

#### 【取組み例】

①北区国際交流紙の発行、通訳クラウドサービスの活用、パンフレット等の多言語化により行政情報を外国人に届けやすくする。  
日本語学習を行う支援団体と連携し、外国人児童・生徒への学習支援等を行う。  
区職員に対し、外国人区民による外国語講座等の研修を実施する。

②ESC等グローバル人材育成プロジェクトをはじめとした、学校における異文化理解教育や、日本及び外国文化体験イベントを実施する。  
区民まつり（国際ふれあい広場）のPR及び参加の促進を図る。  
多文化共生PR強化月間の設置や人権週間及び平和記念週間を活用した事業を実施する。

③先進的な町会・自治会を参考とし、外国人区民へのボランティア講座等、外国人区民の地域参画促進について検討を行う。  
日本語学習支援や交流事業などを行うNPO法人やボランティア団体等の協力を得て、外国人を支援する区民（キーパーソン）を発掘・育成する。

## 2-8

# 男女共同参画社会の実現

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (1) 男女平等の意識づくり

①	学習・啓発による男女共同参画意識の向上
②	性の多様性への理解促進

### (2) 男女共同参画社会の推進

①	男女共同参画の推進	○北区配偶者暴力相談支援センターの設置
②	暴力防止の総合的な支援の推進	

### (3) 男女の仕事と家庭の両立支援

①	ワーク・ライフ・バランスの推進	☆女性活躍推進事業 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業
②	女性の活躍推進	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・男女平等や男女共同参画、LGBT等に関する講座やセミナーを受講する。
- ・講座等から得た知識、考え方を内容を周りに広め、社会に波及させていく。
- ・日常生活において、DV被害を受けている人がいないか気かけ、発見した場合は行政の相談機関の案内などのアドバイスを行う。
- ・女性が自ら自己実現に向けた意識を向上させることで、多様な生き方を選択し、持続可能な社会を形成する担い手となる。

### 北区基本構想

男女が互いの人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします。  
男女平等の意識づくりを進めるとともに、あらゆる分野への男女の共同参画を推進します。  
また、男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援します。

### 重点施策

#### ★学習・啓発による男女共同参画意識の向上

⇒時代とともに変化する、啓発すべき課題や受講者のニーズを的確に捉えた事業、国や都の施策に連動した講座やセミナーを実施する。

#### ★暴力防止の総合的な支援の推進

⇒DV被害者からの相談件数は増えており、内容も多岐に渡っていることから、一人ひとりに寄り添った対応を行うとともに、関係機関との連携を強化する。

#### ★女性の活躍推進

⇒国の女性活躍推進法や働き方改革を受けて、より一層女性の活躍が推進されるよう、様々な講座やセミナーを開催するとともに、男性や企業経営者に対する意識啓発に努める。

### 区（行政）の役割

- ・男女平等や男女共同参画、LGBT等に関する講座やセミナーを実施する。
- ・講座やセミナーのテーマを社会情勢の変化に対応した多様なものとする。
- ・DV被害者に寄り添ったきめ細かい支援を行い、相談態勢の充実を図る。
- ・女性の活躍が推進されるよう、自己実現や経済的な自立に向けた、女性にアプローチした取組みを進める。



## (1) 男女平等の意識づくり 男女共同参画意識の向上が図られる

### 【基本計画2015の実績評価】

スペースゆう（北区男女共同参画拠点施設）における講座及び事業への参加者数は一定の数字を維持している。

国の男女共同参画週間に準じて行う事業や国のDV防止週間にあわせた講座の実施、区民等の活動団体等との協働で実施するパートナーシップ事業や女性の活躍推進に関連した講座などを実施している。

講座や事業の周知については北区ニュースをはじめとする従来の広報活動のほか、北区公式ホームページやSNS等を通じた情報の拡散にも努めている。



スペースゆうが主催する講座や事業への参加者数が、平成29年度の実績で延べ2,966人、多目的室等の施設利用者数は、平成29年度の実績で延べ11,538人となっている。また、スペースゆうでの男女共同参画推進登録団体数は、平成30年4月時点で58団体となっている。

男女共同参画意識の向上のため、スペースゆうにおける講座及び事業については、今後も継続して行っていく必要がある。

一方で、時代とともに啓発すべき課題や受講者ニーズは変化しているため、一層の工夫を要する。例えば、子育て中で就職に踏み切れない女性を対象とした「子育てママの未来計画」の講座を大学との連携を通じて行うなど、今までにない形態の講座を行っていくことも重要である。

### 【社会動向】

【国】国立女性会館等において、セミナーや研修、シンポジウムを実施している。

【東京都】東京ウィメンズプラザを中心に職務研修及び啓発講座等を実施している。最近では、男女共同参画に限らず、多様性社会への対応を踏まえた内容についても展開している。

【区】スペースゆう（北区男女共同参画拠点施設）での啓発講座等の開催をしており、男女共同参画の意識向上を図っている。

⇒時代の変化に伴う、男女共同参画に関する講座等に求められるテーマの変化に対応する必要がある。

たとえば、最近言葉が浸透してきたLGBT等のほか、さらに広い概念であるSOGI（性的指向・性自認のあり方）についての啓発活動に努めていく必要がある。

### 【今後の課題】

①スペースゆうでの講座及び事業への参加者について、若年層の参加が少ない状況にある。

また、様々な立場にある一が個人として尊重され、また社会の中で等しく平等に扱われているかを考えると、必ずしもそのような状態となっていないため、男女を問わず個人が互いに理解し合える社会にする必要がある。

②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、多様性の社会の推進に向けた意識啓発として、男女共同参画に限らず、LGBTやSOGI（※36）の考え方について啓発する必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

男女共同参画社会の実現や、SOGI(性的指向・性自認)の概念の普及啓発のため、研修や啓発活動を実施し、多様性社会へ対応する。

### 【施策の方向性】

①学習・啓発による男女共同参画意識の向上  
様々な立場の人が学習機会や啓発活動に携わる機会を創出し、男女共同参画意識の向上を図る。また、インターネット上でのNPO法人からのイベント等の情報発信や東京都や他の自治体の動向を踏まえた上で、講座及び事業を実施していく。

②性の多様性への理解促進  
LGBT等の当事者理解にとどまらず、すべての人が持つ属性としてのSOGI（性的指向・性自認のあり方）という概念の普及啓発に向けて、職員や区民、事業者などそれぞれの立場に向けた取組みを推進する。

### 【取組み例】

①デートDV（※37）の講座開催といった若年層の関心を引くきっかけづくり、SNS等を活用した事業の周知を行う。

スペースゆう利用者への声かけ、登録済の団体との新たな協働を踏まえた企画を検討するといった、新規登録団体を促進する。

②職員については、研修等を通じてLGBTやSOGIの意味を正しく理解して、行政サービスの提供に活かせるようにする。区民については講座等の開催、事業者については従業員に対する支援や就業規則等の見直しのためのアドバイザー派遣等を行う。

### 【重点施策】

★学習・啓発による男女共同参画意識の向上  
⇒時代とともに変化する、啓発すべき課題や受講者のニーズを的確に捉えた事業、国や都の施策に連動した講座やセミナーを実施する。

### 【単位施策の変更】

②性の多様性への理解促進  
⇒従来の男女共同参画に関する意識啓発のほか、LGBTやSOGI（性的指向・性自認）という概念の普及啓発を行い、多様性が尊重される社会をめざして、新たな単位施策を設ける。

### 【各種調査結果】

【区民向け男女共同参画意識意向調査（平成30年度）】  
○性的少数者について、自分自身の問題や身の回りの問題と捉えている人の割合が約1割となっており、少なからず当事者が存在していることが判明した。

⇒男女参画に関する教育や啓発活動、周囲からの理解に力を入れていく必要がある。

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】  
○区の施策の満足度と重要度の質問について、5年前の調査と比べると、満足度については変化がないのに対し、重要度は0.1ポイント上昇している。

⇒重要度が上昇している原因として、LGBT、SOGIといった新たな概念に対する関心が高まったことが一因と考えられる。

## (2) 男女共同参画社会の推進

男女とも個人として尊重され、助けあう社会が形成される

### 【基本計画2015の実績評価】

北区配偶者暴力相談支援センター機能の、こころと生き方・DV相談者数及びDVダイヤル相談者数は毎年件数が増加している。

男女共同参画の視点からの防災対策の充実については、災害時に女性を対象とした相談態勢をスペースゆうと協定団体との間で締結しているが、女性が避難生活において我慢を強いないための相談態勢の構築については検討を進めている状況である。

審議会等の委員への女性の参画率は、ここ数年は数字的には横ばいが続いている。



審議会の委員構成は男性の割合が多く、女性の登用が進んでいない状況であり、女性の参画率は、北区の審議会等の場合、27.7%となっており、国が指針として示している40%に及ばない。

北区配偶者暴力相談支援センター機能については、平成28年4月に整備完了しており、計画事業として順調に推移している。

平成29年度実績では、面接での相談者数が延べ673名、電話での相談者数は延べ80名となっている。

DV相談態勢については、平成28年4月に機能整備が完了し、DV専用ダイヤルをはじめ相談者支援に対応しているが、引き続き相談態勢の充実を図る必要がある。

男女共同参画の視点からの防災対策の充実については、女性が避難生活において我慢を強いないための相談体制を構築するとともに、避難所における女性の視点から見る防災人材の育成に向けて施策を推進していく必要がある。

### 【社会動向】

【国】平成27年12月に「あらゆる分野における女性の活躍」・「安全・安心な暮らしの実現」・「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」等を主要項目とした「第4次時男女共同参画基本計画」を閣議決定した。

【東京都】平成29年3月に「働く場での女性の活躍の推進」・「いきいきと暮らせる東京の環境づくり」・「多様な人々への支援」・「暴力の防止と被害者支援」等が主要項目となる「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定した。

#### 【区】

第6次アゼリアプラン策定のため、区民・事業者・町会自治会・中学生を対象とした男女共同参画に関する意識・意向調査を行った。

⇒区民への意識意向調査や国・都の動向を施策に反映させていく必要がある。

### 【今後の課題】

①男女共同参画に関わる法整備が進み、社会の意識が少しずつ変化中、依然として性別による固定的役割分担の意識やそれに基づく慣行等が存在している。

身近な地域の課題解決等の実践的活動に女性が携わるメリットを多くの人が実感する機会を拡大する必要がある。

②DV被害者の相談内容は多岐にわたっており、一人ひとりに寄り添い、関係機関とも連携していく必要があるが、特に若年層の相談件数が少ないため、周知方法に課題があると考えられる。

### 【各種調査結果から】

【区民向け男女共同参画意識意向調査（平成30年度）】  
ODVを受けた際の被害者の半数は誰にも相談できない状況にあり、また相談した被害者の相談先は家族・友人など身近な方が半数を占めていて、区の相談窓口を挙げたのは1.7%に過ぎなかった。

また、内閣府男女共同参画局の男女間における暴力に関する調査報告書によると、配偶者からの暴力の被害を受けた方の1パーセント程度しか公的な機関に相談していなかった。

⇒相談窓口のPRを含めたDV相談体制の充実が必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

男女共同参画の視点から、責任ある立場への女性の参画促進等、社会の意識やシステムを変えていくための取組みを推進し、男性と女性が個人として尊重され、お互いに助け合うしくみづくりを行う。  
また、DV被害者に対する相談支援体制の一層の充実を図る。

### 【施策の方向性】

#### ①男女共同参画の推進

男性も女性も個人として尊重され、お互いに助けあうしくみを作ることで、男女共同参画社会を構成する。

固定的な性別役割分担を払拭し、日常生活や社会において、男女それぞれが主体的な自己決定ができるような情報や支援が得られるよう、NPO・ボランティアや企業、大学等地域の多様な主体と連携した実践的な取組みを推進する。

#### ②暴力防止の総合的な支援の推進

DV被害者に寄り添った対応を行い、様々な支援を通じて相談者に豊かな人生を送ってもらうため、特に若年層への働きかけを工夫しながら、相談体制の充実を図る。

### 【重点施策】

#### ★暴力防止の総合的な支援の推進

⇒DV被害者からの相談件数は増えており、内容も多岐に渡っていることから、一人ひとりに寄り添った対応を行うとともに、関係機関との連携を強化する。

### 【取組み例】

①男女共同参画行動計画である「北区アゼリアプラン」に基づき、スペースゆうを拠点とした各種事業を推進する。

審議会等の女性の登用率について、数値目標を提示する。

災害時の避難所において、女性の視点から見る防災人材による運営を行う等、男女共同参画の視点からの防災対策を構築する。

②DV被害者に対する継続的な相談態勢を維持していくとともに、日常的な関係機関（子ども家庭支援センターや生活福祉課、警察、東京都ウィメンズプラザなど）との情報共有、連携強化を図る。

若年層への周知としては、中学生及び高校生向けの出前講座の実施や大学の学園祭への出店による啓発、SNSやメディアを活用した広報を進める。

LGBT等の相談者への対応についても、他自治体の例を参考としながら検討を進める。

### (3) 男女の仕事と家庭の両立支援

男女とも仕事も家庭生活においても充実した生活を送ることができる

#### 【基本計画2015の実績評価】

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業については、区報や北区公式ホームページによる広報に加え、産業団体の協力を得て周知啓発に取り組んでいる。



企業認定について、複数年で見ると目標数は維持している状況であるが、アドバイザー派遣については目標数に達していない。ワーク・ライフ・バランスの考え方自体はここ数年で社会的な認知は進んでいる状況である。

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定及びワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣については、継続的に取り組むべき事業であるが、応募企業が少ない年もあり、周知やPRにさらに工夫が必要である。また、ワーク・ライフ・バランスの考え方は浸透してきているが、国の働き方改革や女性の活躍推進等を受けて、就労形態の多様化に伴う保育サービスや介護サービスの充実を図るとともに、女性の活躍推進に向けた施策を充実させる必要がある。

#### 【社会動向】

【国】時限立法として女性の活躍推進法が制定されたほか、平成30年には働き方改革関連法が制定され、女性が社会でより活躍できるように施策を打ち出している。

【東京都】ライフ・ワーク・バランスの推進として、企業向けの実践プログラムの提供、中小企業支援助成金事業、コンサルタントによる助言指導を行っている。

【区】北区男女参画行動計画の目標の一つに「仕事と家庭・地域生活を両立できる社会」を掲げており、それに基づいて施策を実施している。

⇒ワーク・ライフ・バランスに対する認知度が高まっており、今後もこの傾向は続いていくとみられる。

#### 【今後の課題】

①ワーク・ライフ・バランスに係るアドバイザー派遣については申請件数が少ない。  
ワーク・ライフ・バランスに対する社会的認知度は高まっているが、企業側に対する更なる周知が必要である。

②結婚や出産を機に仕事から離れていくのは女性の方が多く、就業形態が多様化していく現任、女性の再就職準備、起業家の育成やキャリアアップなどに区が積極的に取り組む姿勢を見せていく必要がある。また仕事をしているかに関わらず、すべての女性が自分らしく生きることができるとともに、男性の理解協力が不可欠である。

#### 【基本計画2020に向けて】

男女が共に仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備に向けて、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を行っていく中、特に女性のライフステージに合わせた活躍を後押しするしくみづくりを行う。

#### 【施策の方向性】

①ワーク・ライフ・バランスの推進  
様々な仕事に就いている労働者が仕事と生活をバランスよく両立できるよう支援する。  
保育サービスの拡充や介護離職防止への対応、男性や企業経営者向けの講座の実施による理解促進を進める。

②女性の活躍推進  
すべての女性がライフステージに合わせた自分らしい多様な生き方ができるよう、キャリア形成や就労・復職に対する支援、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、男性への働き方改革・家庭における役割分担の意識啓発等、様々な取組みを推進する。

#### 【取組み例】

①ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業について、産業団体の協力を得ながら普及啓発に努める。  
中小企業経営者や労務担当者向けの講座を開催することにより、企業がワーク・ライフ・バランスに対する理解と取組みを推進する。

②様々な立場にいる女性に対して、セミナーや講座を通じ、就労支援、復職支援に向けた取組みを行う。  
就労形態の多様化に対し、仕事を始める前への対応、起業への対応、キャリアアップへの対応など多角的なアプローチを行う。

#### 【重点施策】

##### ★女性の活躍支援

⇒国の女性活躍推進法や働き方改革を受けて、より一層女性の活躍が推進されるよう、様々な講座やセミナーを開催するとともに、男性や企業経営者に対する意識啓発にも努める。

#### 【施策体系の再編】

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②女性の活躍推進

「仕事と家庭生活の両立支援」という単位施策を2つの施策に再編。  
従来のワーク・ライフ・バランスの推進のほか、国の女性活躍推進法や働き方改革を受けて、より一層女性の活躍が推進されるよう、自己実現・経済的自立に向けた女性の意識啓発や支援に努めていく。

#### 【各種調査結果から】

【区民向け男女共同参画意識意向調査（平成30年度）】  
○望ましい女性の働き方として、出産後に仕事に復帰すべきと考える人の割合は半数近くに上った。

⇒5年前の調査に比べてもその割合が高くなり、女性の活躍推進がより重要であることが裏付けられた。

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】  
○女性が活躍する社会のための重点施策についての質問で、複数回答において、女性の就労の場や機会の拡大が46.9%と高い数字になっている。特に女性での重点施策では1位となっている。

⇒子育て支援施策の充実度は2位となっているが、一定の支援が定着したところで、女性の活躍推進法の成立により女性の関心が高まっている。

## 2-9 主体的な消費生活の推進

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画（H29-31）における新規事業

(1) 消費者の自立支援	
① 消費生活情報の提供	○消費者教育の推進
② 消費者教育の推進	
③ 主体的な消費者活動の支援	
④ 持続可能な消費生活の推進	

(2) 消費生活の安定	
① 相談体制の充実	
② 安全・安心な消費生活の推進	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ 自らの判断で主体的に行動できる「自立した消費者」となり、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動である「エシカル（倫理的）消費」を選択する。
- ・ 消費者グループ・団体が地域での主体的な活動を継続し、消費者グループ・団体相互の交流、連携を進展する。
- ・ 自身の消費生活を主体的に進めるための情報を収集しつつ、身近な高齢者等の見守りを実施する。



#### 区（行政）の役割

- ・ 様々な機会を活用して「エシカル（倫理的）消費」の理念の普及啓発を行う。
- ・ 消費者団体の学習・調査・研究の成果を発表する場の提供等の支援を行う。
- ・ 区民や関係機関等へ消費生活の情報提供を行い、連携を強化することで、高齢者等の見守り活動への参加を促す。

### 北区基本構想

消費者一人ひとり、自らの価値観のもとで、主体的に判断し行動する消費生活をめざします。  
わたしたちは、日々の消費行動が地球規模の環境問題や、ごみ・リサイクル問題に密接に関係していることを認識し、環境にも配慮した消費生活に心がけることが必要です。  
区は、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害を防止して、消費生活の安定に努めます。

### 重点施策

#### ★消費者教育の推進

⇒成年年齢の引下げを踏まえた若者への消費者教育や被害に遭いやすい高齢者等への消費者教育を実施するために、出張講座等学習の機会を充実する。

#### ★持続可能な消費生活の推進

⇒「人と社会、地球環境のことを考慮して作られたモノを購入あるいは消費する」という消費行動である「エシカル（倫理的）消費」の理念を、広く普及啓発し、理解の促進を図る。

#### ★相談体制の充実

⇒教育機関や高齢者あんしんセンター等、若者・高齢者・障害者の関係機関や団体との連携を強化してセーフティネットを構築し、消費者被害の未然防止・拡大防止・早期解決のための相談体制の充実を図る。

## (1) 消費者の自立支援

自らの安全・安心な暮らしを守ることができる自立した消費者になる

### 【基本計画2015の実績評価】

悪質商法の被害や商品・サービスに関する苦情は複雑化かつ多様化しているため、北区「安心・安全」・快適メールマガジンの「消費生活情報」や北区ニュースの「くらしのトラブル注意報」を定期的に配信・掲載して注意喚起を行っている。

常に最新の事故情報や悪質商法の手口を情報提供し、消費者問題の知識の習得と消費者意識の向上のための各種講座を行った。



メールマガジンの登録件数は年々増加している。消費者講座・出張講座の参加者及び消費生活フェアの入場者は一定数で推移している。

消費生活情報の提供については、北区ニュースやホームページによる広報のほか、月2回のメールマガジンで最新の事故情報や悪質商法の注意喚起等を発信することで被害防止につながっている。消費者講座、出張講座や消費生活フェア等をきっかけとして、消費生活相談・多重債務相談に結びつく等成果を上げている。

### 【社会動向】

【国】平成24年12月「消費者教育の推進に関する法律」施行。平成34年、民法の成年年齢が18歳になる。

【東京都】平成25年8月策定の「東京都消費者教育推進計画」と「東京都消費生活基本計画」を一本化し、「東京都消費生活基本計画」を平成30年3月に策定。

【区】平成28年3月「東京都北区消費生活センターの組織及び運営に関する条例」施行。国や東京都の方針を踏まえライフステージに応じた取組みの推進を図る。

【その他】平成27年9月持続可能な開発目標(SDGs)が国連サミットで採択。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目標とする。

⇒成年年齢が18歳になることで、未成年者契約の取消しができる年齢が変更になるため、若者への啓発がより必要となる。

高齢化の進行に伴い、世帯主の年齢が65歳以上の単独世帯はしばらく増加傾向であり、高齢者の単独世帯の約6割が後期高齢者の単独世帯となるため、更なる高齢者への啓発や見守り促進が必要である。

### 【今後の課題】

①契約トラブルや悪質商法の手口が、複雑化・多様化している。

消費者の情報格差、また高齢化による判断力の低下等に起因する契約トラブルは引き続き発生すると予測されるため、被害防止策の充実が課題である。

②未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者契約の取消しを適用できるが、成年に達すると適用範囲外となるため、成年年齢の引下げにより10代の被害が増える予測される。

消費者のライフステージに応じた消費者教育推進が求められている。

③消費者団体の構成員が年々高齢化しており、消費者団体の登録数が年々減少しているため、支援が必要である。

④国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」にある「持続可能な生産・消費形態を確保する」の趣旨を踏まえ、消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進することが求められている。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○消費者の保護・自立支援の推進に関して、60歳以上は、20～59歳と比べて約1.4～2倍重要度が高い。

⇒高齢者は、消費者保護施策に対する意識が高いが被害に遭いやすく、引き続きライフステージに応じた取組みが必要である。

また、平成28年度調査と比べて平成30年度では18～59歳で施策の重要度が高くなった。

【人口推計調査(平成29年度)】

○高齢者人口は減少傾向にあるが、大きな減少とはなっていない。

⇒高齢者は、消費者保護等の意識が高い一方で被害に遭うケースも多く、引き続きライフステージに応じた取組みが必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

成年年齢が引き下がることから特に18歳や19歳、また被害に遭いやすい高齢者等の消費者被害の未然防止のため、効果的な情報発信や消費者教育の充実等の取組みを推進する。また、持続可能な消費生活の推進のため、「エシカル(倫理的)消費」の理念の普及啓発を図る。

### 【施策の方向性】

#### ①消費生活情報の提供

契約トラブルや悪質商法の被害にあわないための情報提供を行い注意喚起に取り組む。

#### ②消費者教育の推進

特に成年年齢の引下げによる若者や被害に遭いやすい高齢者等の消費者被害の未然防止等、ライフステージに応じた消費者教育を推進し、自立した消費者の育成を行う。

#### ③主体的な消費者活動の支援

消費者団体や消費者自らが消費生活に関する必要な知識を自主的に得られるよう支援を行う。

#### ④持続可能な消費生活の推進

「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル(倫理的)消費」の理念を広く普及啓発し、理解の促進に努める。

### 【取組み例】

①北区ニュースへの定期的な注意喚起記事掲載及び月2回のメールマガジン「消費生活情報」配信でより広い世代に向けて発信する。

②消費生活相談員が講師となって講座を実施する。また、テーマを決めて専門家に依頼し講座を行う。

③消費者団体連絡会の開催や、消費者団体の発表の場である消費生活フェアの運営を支援する。

④北区ニュース、メールマガジン、消費生活フェアや講座等、様々な機会を活用して「エシカル(倫理的)消費」理念の普及啓発を行う。

### 【重点施策】

#### ★消費者教育の推進

⇒成年年齢の引下げを踏まえた若者への消費者教育や被害に遭いやすい高齢者等への消費者教育を実施するために、出張講座等学習の機会を充実する。

#### ★持続可能な消費生活の推進

⇒「人と社会、地球環境のことを考慮して作られたモノを購入あるいは消費する」という消費行動である「エシカル(倫理的)消費」の理念を、広く普及啓発し、理解の促進を図る。

### 【単位施策の変更】

④持続可能な消費生活の推進・・・「次世代につながる消費生活の推進」から名称変更

## (2) 消費生活の安定

消費者被害の未然防止、拡大防止及び救済により公正さを確保することで、消費生活が安定する

### 【基本計画2015の実績評価】

消費生活相談の相談内容は複雑で多岐にわたり高度化しているなか、解決に向けた事業者とのあつせんを積極的に行った。



相談件数は毎年2,200件~2,500件で推移している。受け付けた相談の半数以上をあつせん又は助言により問題解決に導いており、概ね達成している。

消費生活センターでは、相談内容が多様化・複雑化するなか、相談の半分以上を問題解決に導いており、消費生活の安定に寄与している。また、高齢者の被害防止や被害対応にあたっては、高齢者あんしんセンター（※38）との連携強化に取り組んでいる。

悪質商法の被害や商品・サービスに関する苦情は複雑化かつ多様化しているため、常に最新の法制度や悪質商法の手口、事故情報等、各種専門知識の収集を研修等に参加して継続して行う。

### 【社会動向】

【国】平成28年4月「消費者安全法」の一部改正により、消費生活相談員の職の法定化等、相談体制の強化が図られた。

【東京都】平成25年8月策定の「東京都消費者教育推進計画」と「東京都消費生活基本計画」を一本化し、「東京都消費生活基本計画」を平成30年3月に策定。

【区】平成28年3月「東京都北区消費生活センターの組織及び運営に関する条例」施行

⇒成年年齢の引下げや高齢化、販売方法の複雑化・多様化等による相談件数の増加や深刻化が懸念される。消費者の安全・安心の確保のため、相談体制のさらなる強化が必要である。

### 【今後の課題】

①平成34年に成年年齢が18歳になることで、未成年者契約の取消しができなくなることから、現在は相談全体の約2%である10代からの相談が増えると予測される。

後期高齢者単独世帯の増加や販売形態の複雑化に伴い、高齢者被害の深刻化等、さらに多様化していく相談に的確に対応する必要がある。

②安心・安全な消費生活を送るため引き続き消費者保護を行っていく必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○消費者の保護・自立支援の推進に関して、60歳以上は、20~59歳と比べて約1.4~2倍重要度が高い。  
⇒高齢者は、消費者保護施策に対する意識が高いが被害に遭いやすく、引き続き高齢者あんしんセンター等と連携しての見守りが必要である。

また、平成28年度調査と比べて平成30年度では18~59歳で施策の重要度が高くなった。

【人口推計調査（平成29年度）】

○高齢者人口の割合が引き続き高い水準を維持していく。

⇒高齢者の意識は高いが、被害件数が多い傾向にあるため、引き続き高齢者あんしんセンター等と連携した見守りが必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

成年年齢の引き下げによる若年層の消費者被害が増えるおそれがあるため、区内の小・中・高校との連携を図り、適切な情報の提供を行うことで消費生活センターへの誘導を図る。さらに、被害に遭いやすい高齢者等の消費者被害防止のため関係機関等との連携の強化を図る。

### 【施策の方向性】

#### ①相談体制の充実

消費者被害の未然防止や被害救済等を適切かつ迅速に行うため消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、若者・高齢者・障害者の関係機関等との連携体制を強化する。

#### ②安全・安心な消費生活の推進

消費者が商品・サービスを安心して選択できるよう、家庭用品品質表示法等に基づき、販売業者（事業者）に対し、消費者保護の啓発に取り組む。

### 【取組み例】

①消費生活相談員の研修等への積極的な参加や、相談窓口の周知、教育機関、高齢者あんしんセンター等、関係機関との連携体制を構築する。

②家庭用品品質表示法等に基づき、店舗立入検査を行い、不適正な表示の有無を確認し、東京都へ報告する。

### 【重点施策】

#### ★相談体制の充実

⇒教育機関や高齢者あんしんセンター等、若者・高齢者・障害者の関係機関や団体との連携を強化してセーフティネットを構築し、消費者被害の未然防止・拡大防止・早期解決のための相談体制の充実を図る。

### 【単位施策体の変更】

①相談体制の充実・・・「①相談体制の充実」と「③関連する機関と団体との連携を強化」の統合

## 3-1 計画的なまちづくりの展開

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 適正な土地利用への誘導	
①	適正な土地利用への誘導
②	大規模敷地の有効活用

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり	
①	協働型のまちづくりの推進
②	地域特性に応じた拠点の整備

- 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 王子駅周辺のまちづくりの促進
- 赤羽駅周辺のまちづくりの促進
- 十条駅周辺のまちづくりの促進
- 東十条駅周辺のまちづくりの促進
- 板橋駅周辺のまちづくりの促進
- 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進
- 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民、事業者等による主体的な取組みを行う。
- ・町会・自治会等は地域住民等の意見を集約する。
- ・各事業進捗に伴い発生する課題について地域で共有し、解決・改善する。
- ・地域活動を地域住民へ積極的に発信し、新たな参加者を呼び起こす。



### 北区基本構想

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

### 重点施策

#### ★適正な土地利用への誘導

⇒目指すべき将来都市像に向け、都市基盤との連動によるまちづくりや土地利用転換への適切な誘導を図る。

#### ★大規模敷地の有効活用

⇒大規模敷地における開発・再編にあたり、周辺環境に配慮した適切な土地利用を誘導する。

#### ★地域特性に応じた拠点の整備

⇒赤羽駅周辺では、赤羽一丁目市街地再開発の事業化に向けて、地域特性に応じた良好な公共空間等が整備されるよう、また、住民協議会等の活動と整合がとれるよう誘導する。十条駅周辺では、十条駅西口地区市街地再開発組合の設立や埼京線連続立体交差事業の都市計画決定等を受け、にぎわいの拠点としてバランスのとれた市街地形成を進める。王子駅周辺では、新庁舎整備をまちづくりの核とし、駅周辺の土地の高度利用と機能集積と併せ、交通結節機能を強化するとともに、地域資源を活用し、にぎわいと活力あるまちを実現する。田端駅周辺地区では、土地の合理的な高度利用を促進し、にぎわいの拠点として商業・業務系施設の充実を図る。

### 区（行政）の役割

- ・公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導する。
- ・情報提供や意見聴取を行い、計画への参画を図る。
- ・区民とともに計画の誘導を図り、望ましい土地利用の実現をめざす。
- ・住民協議会等の活動の活性化を図る。
- ・住民協議会等の活動内容を、地域住民へ積極的に発信する。

## (1) 適正な土地利用への誘導

地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進する

### 【基本計画2015の実績評価】

国や事業者等による土地利用転換が見られるが、おむね適正な誘導をしている。

#### 滝野川3丁目国有地取得整備計画

平成28年度に国有地(11,114㎡)を取得し、シルバーピア・グループホーム・都市計画公園の整備を進めている。

#### 西ヶ原3丁目児童遊園整備計画

平成27年度～平成29年度にかけて、旧印刷局用地(694.15㎡)のほか周辺の民有地を段階的に取得し、住環境改善及び防災性の向上等を図るため児童遊園(925.6㎡)を整備し、平成31年3月に開園する。



国有地跡地等の跡地利用では、計画的に公園等の公共的空間の整備を推進している。

都市計画マスタープラン(※1)のもと、地区計画(※2)や大規模跡地開発での指導・協議等により、適正な土地利用への誘導を進めている。

### 【社会動向】

#### 【国】首都圏広域地方計画(H28年度策定)

国土形成計画法第9条に基づき、今後の首都圏が果たすべき役割と目指すべき方向を定め、新しい首都圏の実現に向けた地域の戦略を明らかにするものである。

対象区域は首都圏1都7県を一体とした区域を基本に、隣接4県(福島、新潟、長野、静岡)を一体とした広域首都圏1都11県を視野に入れた計画で、地域間連携などの考え方を示している。

【東京都】平成29年度に、「都市づくりのグランドデザイン」を策定した。現在は「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発方針」等の改定を進めている。

【区】「都市計画マスタープラン」の平成32年中改定に向け、北区都市計画審議会に設けた専門部会による検討等や東京都との協議を進めている。

【その他】安心感のあるまちづくり、豊かなライフスタイルを実現できるまちづくりが求められている。

⇒東京都の上位計画や、区の現状等に基づき、都市計画マスタープランを改定する必要がある。

### 【今後の課題】

①区として目指すべき将来都市像の実現に向け、計画的なまちづくりを推進する必要がある。

②大規模敷地の土地利用転換にあたっては道路、公園等の公共施設や生活利便施設の適切な配置が求められる。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○地域の将来像について「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」に対するニーズが高い。次いで「閑静で環境の良い住宅地」に対するニーズが高い。  
⇒国有地や工場用地等の大規模な土地利用転換の際には、公園緑地空間の整備を検討する。  
⇒地区計画制度の導入や居住環境整備指導要綱による協議により、規制・誘導を継続する必要がある。

#### 【人口推計調査(平成29年度)】

○少子高齢化の傾向が続く。  
⇒生活機能を集約し、拠点間の連携を生かし地域コミュニティに配慮した、コンパクト+ネットワークを構築する。

### 【基本計画2020に向けて】

都市計画マスタープランに基づき、地域の個性やコミュニティを生かした適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①適正な土地利用への誘導

都市計画マスタープラン等に基づき、地域の特性を生かし地域コミュニティに配慮した適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進する。

#### ②大規模敷地の有効活用

従前の土地利用、周辺環境、地域の課題に配慮しながら、事業者との協議・連携により周辺市街地の環境向上を図る。

### 【取組み例】

①地区計画や北区居住環境整備指導要綱(※3)の届出・協議制度等により、規制・誘導を行う。

②国有地跡地や工場跡地等の大規模敷地における計画にあたっては、周辺及び区全体の視点から望ましい土地利用を誘導する。

### 【重点施策】

#### ★適正な土地利用への誘導

⇒目指すべき将来都市像に向け、都市基盤との連動によるまちづくりや土地利用転換への適切な誘導を図る。

#### ★大規模敷地の有効活用

⇒大規模敷地における開発・再編にあたり、周辺環境に配慮した適切な土地利用を誘導する。

## (2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

主要駅圏をはじめとした各地域の特性に応じた良好な市街地の形成や住環境の整備・向上を図る

### 【基本計画2015の実績評価】

地元住民等と協働・連携してまちづくりの方向性を協議し、相互理解を深め、まちづくりを円滑に進めるため計画的にまちづくり協議会（※4）等の活動を支援している。市街地再開発事業（※5）においても、計画的に再開発準備組合等の活動を支援している。



十条駅西口地区市街地再開発事業の事業化、赤羽駅東口地区の組合施行による市街地再開発事業の進展、志茂、西ヶ原、十条地区における新たな地区計画の都市計画決定等、区による協議会や再開発準備組合等の活動支援により住民の地域への関心が高まり、協働型のまちづくりを積極的に推進した。

「区民とともに」の区政の基本姿勢を踏まえ、区民との話し合い等を通じて着実に取組みを前進させることができた。一方で、各事業に着目すると、一部の事業では、地域との合意形成といった面で懸念を抱える事態も生じた。そのため、今後は一層、区民の事業への理解を深めるための丁寧な説明や、事業や地域の特性に応じた適切な区民参画の仕組みづくり等について、さらなる検討を深め、区民との協働でその取組みを進めることで成果を追求していく必要がある。

### 【社会動向】

【国】まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策として、官民連携による「育てる」まちづくりと、まちづくりによる効果等の「見える化」の推進をあげている。

【東京都】地域に対して専門家等の派遣、事業費用の助成を実施。

【区】協働ガイドラインに基づき、中心的役割を果たす協働推進委員の設置、各職場の協働事例の庁内共有など全庁的に、効果的かつ効率的な推進体制を進めている。

【その他】NPOやボランティア団体等、特定分野に特化した活動は活発である。

⇒NPOやボランティア団体と町会・自治会、まちづくり協議会等の多様な地域活動団体同士の連携を進めていく必要がある。

まちづくりによる効果等を広く区民へ積極的に周知する必要がある。

### 【今後の課題】

①大規模地権者・事業者が有する土地等では、意向を十分に踏まえ合意形成を図る必要がある。地域コミュニティの希薄化や価値観の多様化により地域との合意形成が困難化しており、また参画する区民が固定化している。行政と地域の役割分担を明確にし、双方が理解する必要がある。

②市街地再開発事業をはじめとした各事業の一層の進展に伴い、地域の人口・世帯構成の変化が予想されることから、地域コミュニティの形成等、地域特性に応じて将来にわたり持続可能なまちづくりを進める必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「区民の区政参画または地域活動参加の促進のために区が力を入れるべきこと」は、「区民と一緒に計画を策定し事業を実施する」ことが20%と第3位であり前回と変わらず高い値である。

⇒計画段階から区民が参画できる機会を提供し、区民とともに事業を推進する。

○区政参画等を促進するための重点施策について「情報公開」や「情報発信の多様化」で半数強、「情報公開」は全年齢で最も高い。

⇒情報発信を強化し、区民の参画を促す。

【人口推計調査（平成29年度）】

○総人口の地区別推計結果によると、今後20年間で1地区が横ばい、3地区が減少、3地区が増加となっている。

⇒各地区の特性やまちづくりの課題、行政ニーズを、これまで以上に、的確に把握しながら地域活動支援を行う。

【都市計画マスタープラン2020 区民意向調査（平成30年度）】

○『今後、まちづくり活動に参加していきたい』との回答は、18～19歳で58.3%と年代別で最も高い。

⇒若年層も意識し、区民の参画を促す。

### 【基本計画2020に向けて】

行政や町会・自治会、まちづくり協議会等の多様な地域活動団体が責任や役割を理解したうえで、連携し一体となったまちづくりを進める。事業と地域の特性を適切にとらえ、区民がまちづくりに参画できる仕組みづくりや地域への関心を高める機会を積極的に提供する。住民が主体となって地域課題の解決に取り組めるよう、まちづくりによる効果等を事前明示する機会や手法を地元住民とともに検討する。

### 【施策の方向性】

#### ①協働型のまちづくりの推進

行政や町会・自治会、まちづくり協議会、事業者等の多様な地域活動団体が、それぞれの役割と責任を相互に理解し、信頼関係を築きつつ合意形成を図り、地域のきずなづくりとの整合をとりながら、まちづくりを推進する。

#### ②地域特性に応じた拠点の整備

地域特性、事業特性を的確に理解した上で、地域住民が将来にわたり住み慣れた地域で生活し、一方で区外からの来街者を呼び込み、地域活性化につながるまちづくりを進める。

### 【取組み例】

①まちづくりによる効果をはじめとした情報を積極的に発信する。地域特性や地域の意向を踏まえた地区計画等のまちづくりルールを活用する。

②鉄道駅周辺の特徴に応じた機能の集積・集約によるまちづくりを促進する。大規模団地建替えに合わせた公共施設を整備する。

### 【重点施策】

#### ★地域特性に応じた拠点の整備

⇒赤羽駅周辺では、赤羽一丁目市街地再開発の事業化に向けて、地域特性に応じた良好な公共空間等が整備されるよう、また、住民協議会等の活動と整合がとれるよう誘導する。十条駅周辺では、十条駅西口地区市街地再開発組合の設立や埼京線連続立体交差事業の都市計画決定等を受け、にぎわいの拠点としてバランスのとれた市街地形成を進める。王子駅周辺では、新庁舎整備をまちづくりの核とし、駅周辺の土地の高度利用と機能集積と併せ、交通結節機能を強化するとともに、地域資源を活用し、にぎわいと活力あるまちを実現する。田端駅周辺地区では、土地の合理的な高度利用を促進し、にぎわいの拠点として商業・業務系施設の充実を図る。

## 3-2 安全で災害に強いまちづくり -1

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1)防災まちづくり		
①	都市の防災機能の向上	○都市防災不燃化促進事業 ○防災まちづくり事業の推進 ○木密地域不燃化10年プロジェクトの推進 ○木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業
②	治水対策等の推進	○マンションの耐震化の促進 ○緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 ○公共防災船着場の整備
③	土砂災害対策の推進	○集中豪雨等対策事業 ○風水害・土砂災害から身を守る自助力向上推進事業 ☆がけ・擁壁等の安全・安心支援事業

(2)防災体制の整備・充実		
①	予防・応急体制の整備・充実	○総合防災高度情報通信システムの導入 ○地域防災行政無線のデジタル化推進
②	復旧・復興体制の整備・充実	☆災害対応総合力向上事業 ☆被災者生活支援態勢の構築 ○男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の充実

(3)地域防災力の向上		
①	災害時に備えた「地域のきずなづくり」	○地区防災運営協議会の設置・運営支援 ○切れ目のない防災意識の向上推進事業 ○防災協定の締結
②	防災意識の向上	
③	防災行動力の向上	

### 北区基本構想

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取り組みを推進し、災害に強いまちをめざします。  
さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

#### 重点施策

##### ★都市の防災機能の向上

⇒首都直下地震の発生が差し迫っている中、延焼遮断帯等の整備や建物の不燃化・耐震化と密集市街地の解消を早急に行う。

##### ★予防・応急体制の整備・充実

⇒地震等の大規模災害に備えるために地域防災計画において全庁的な役割分担、情報共有体制を整備し、被災者対策、帰宅困難者対策等の応急体制を整備するとともに、災害対策本部の機能強化に向けた取り組みを強力に推進する。

##### ★防災意識の向上

⇒区民一人ひとりが、地域防災の一員である意識を持ち、自助及び共助による地域防災力を向上させていく。

##### ★防災行動力の向上

⇒発災時の減災と地域における救助・救護活動や避難所運営等の協力体制を強化し、地域防災力を向上していく。

## 3-2 安全で災害に強いまちづくり-2

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(4)交通安全対策の推進	
①	交通安全教育の充実
②	安全な歩行者空間の確保

(5)地域防犯活動の充実	
①	地域防犯活動の充実
②	危機管理体制の整備

- 防犯対策サポート事業
- 防犯設備整備補助事業

### 北区基本構想

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取り組みを推進し、災害に強いまちをめざします。さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

### 重点施策

★交通安全教育の充実  
⇒子どもから高齢者までの各年代に応じた交通安全教育と啓発活動を実施する。

★地域防犯活動の充実  
⇒「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を区民一人ひとりが高め、地域の防犯力の向上を図る。

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・道路拡幅等への事業協力、地域の意見や情報の集約、建築物の不燃化・耐震化を行う。
- ・事業者は関係機関との連携強化、医師会と災害拠点病院等との連携による医療態勢の確立、帰宅困難者対策への協力を行う。
- ・日頃から防災に対する意識を高めておく。
- ・災害時には災害情報及び避難情報の収集、避難所における自主的活動、自主防災組織による避難所運営、消防団や事業者による応急対策事業を実施する。
- ・区内3交通安全協会を通じて交通事業者や民間企業、区民の交通安全教育及び啓発活動等の参加に努める。
- ・金融機関や警察と連携してのキャンペーンやボランティアパトロール等を実施する。また、町会・自治会や商店街による防犯カメラ等の設置・運営を行う。

#### 区（行政）の役割

- ・防災まちづくりの効果等の事前明示及び事後報告（見える化）を行う。
- ・ワークショップ開催等による住民参画機会の提供を行う。
- ・助成・啓発により建築物の不燃化・耐震化の促進を図る。
- ・事業者との災害時協定の締結、災害対策本部の機能強化を図る。
- ・震災訓練の実施や自主防災組織への支援、防災拠点の整備等により、防災力の向上を図る。
- ・交通安全計画等に基づき、交通安全施策を実施する。
- ・区民や町会・自治会等が行う防犯活動に対する補助金の交付や広報啓発活動を実施することにより、地域の防犯力の向上を図る。



## (1) 防災まちづくり

「地震・水害に強い安全・安心なまちづくり」を実現する

### 【基本計画2015の実績評価】

不燃化建替の費用助成、密集事業地区における防災生活道路の拡幅や公園整備、木造民間住宅耐震化の費用助成等、区民の協力のもと防災まちづくりを促進している。



不燃領域率(※6)は毎年向上している。区は各種助成制度の周知を図るとともに官民の役割分担の中で、成果の向上に努めている。

集中豪雨対策として、小中学校等の公共施設に雨水流出抑制対策工事を行っている。

短期間で達成できるものではなく、目標を意識しながら地道で堅実な取組みを引き続き進めることが肝要である。

また、より効果的に成果をあげるためには、単独事業だけではなく関連事業を一体となって進めることも必要である。

目標達成には、区の実施する事務事業だけでなく、民間活力による耐火建築物等への更新等の取組みが求められる。

### 【社会動向】

#### 【国】

国は、地震時等に著しく危険な密集市街地(志茂、十条、赤羽西)の32年度までの概ねの解消を目標としている。

#### 【東京都】

木密地域不燃化10年プロジェクト(※7)は32年度まで。土砂災害警戒区域95箇所(うち土砂災害特別警戒区域71箇所)(平成30年10月現在)を指定した。

#### 【区】

木造住宅密集地域の解消等、防災生活圏の整備の推進。公共施設に雨水流出抑制施設の設置。自主避難施設を増設。

土砂災害から身の安全を守るため、区内に存在する高さ2m以上のがけ・擁壁等の現況調査を実施。平成30年度は、赤羽西地区について実施している。

⇒木密地域不燃化10年プロジェクトに関係する平成33年度以降の事業実施が未定。道路等の整備は、地権者や関係事業者(無電柱化関連)との交渉・調整に時間を要する。土砂災害による危険箇所を的確に把握し、安全対策を促進する必要がある。

### 【今後の課題】

①国・東京都の動向にあわせ、木密地域不燃化10年プロジェクトが終了する平成33年度以降の事業展開の検討が必要である。

密集地域解消、道路等の整備では、地権者や関係事業者との交渉・調整に時間を要する。

②温暖化に伴う局地的な豪雨により大雨の発生件数が増加。西日本豪雨のように予想を遥かに上回る長期的集中豪雨の都市部での発生を想定する必要がある。

集中豪雨に備えた施設整備を行う必要がある。

③平成29年度に実施した机上抽出調査では、高さ2メートル以上のがけ・擁壁等は区内に約3,500箇所あることが判明した。平成30年5月に東京都から新たに指定を受けた土砂災害(特別)警戒区域における対応を含め、土砂災害を未然に防ぐための取組みが求められている。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○日常的に不安を感じる方は全体の3割を超え、そのうち「地震や水害などの自然災害」への不安が約5割と依然として突出して高い。

○地震などの自然災害に対する効果的な取組みとして、「道路の拡幅や燃えないまちづくりなど防災まちづくりの推進」が21.5%と微増している。

⇒引き続き、ハード・ソフト面での防災まちづくり事業を推進する。

### 【基本計画2020に向けて】

防災まちづくりの各事業の促進を東京都と連携して図るとともに、他自治体の取り組み事例を積極的に研究し、事業推進のためのノウハウ等を取り入れていく。

住民の理解と協力のもと、民間事業者等を含めた多様な主体との協働により、明確な目標を意識しながら積極的に取り組む。

### 【施策の方向性】

#### ①都市の防災機能の向上

首都直下地震に備え、都市基盤の整備をはじめ、都市の防災機能の向上を一刻も早く実現させる。

#### ②治水対策等の推進

集中豪雨等による道路冠水、浸水被害は少なくはなっているが、国や東京都などの関係機関と連携し治水対策を実施していく。あわせて、自主避難等の住民の自助力向上を促進する。

#### ③土砂災害対策の推進

危険性のあるがけ・擁壁等については補強や改善を促すとともに、がけ・擁壁等の所有者等に対し、改善に向けた意識啓発を図る。  
土砂災害(特別)警戒区域や土砂災害ハザードマップの周知を図る。

### 【取組み例】

①防災広場の整備や防災生活道路・避難路の拡幅・延焼遮断帯(※8)を形成する建物等の不燃化・耐震化を行う。

②集中豪雨等に備えた公共施設や公園等への雨水流出抑制施設の整備。自主避難施設の設置、垂直避難施設の確保、定期的な避難訓練の実施を行う。

③がけ・擁壁等の現況調査の結果をもとに所有者等への相談窓口の充実や助言・指導を行うとともに、擁壁等安全対策支援の周知を図り、助成制度の活用を促進する。

### 【重点施策】

#### ★都市の防災機能の向上

⇒首都直下地震の発生が差し迫っている中、延焼遮断帯等の整備や建物の不燃化・耐震化と密集市街地の解消を早急に行う。

#### 【単位施策の変更】

③土砂災害対策の推進を新たに設定

## (2) 防災体制の整備・充実

防災活動拠点や避難者等支援といった公助での防災体制を強化する

### 【基本計画2015の実績評価】

防災上重要な区有建築物の耐震化を推進し、備蓄物資、防災資機材、給水車両・給水機材の配備更新及び充実を図っている。避難所開設訓練では、避難所に関する知識のない人でも効率よく避難所開設が進められる避難所開設キット導入によりさらなる避難所機能強化を図った。



区有施設の耐震化は着実に進捗しており、災害時に重要な防災拠点として機能し得ることが期待でき、区民が安心して避難できる区有施設の確保が進んでいる。また災害対策本部立上げ訓練や避難所開設訓練を通して平時から災害に備えた体制づくりが図られている。

現状を維持しつつも、北区民意識・意向調査において防災対策の充実への関心が高いことなどを踏まえ、今後も事業を着実に推進していく。また地震はもとより、近年多発している台風、集中豪雨、土砂災害、竜巻など気象変動による想定外の災害への対応については、各災害における他自治体の対応や事例を研究していきながら地域特性を踏まえた新たな対策について検討していくことが求められている。

### 【今後の課題】

①危機管理機能を強化していくため災害対策本部の立ち上げに関する実働訓練が必要である。新庁舎建設に際しては、新たな防災拠点としての施設整備が求められる。  
今後増加傾向にある外国人に対する対応が必要である。

②記録的な大雨、局地的な集中豪雨や台風、土砂災害、竜巻など過去に経験したことのない災害が頻発しており、それらを教訓に地域特性に応じた対応が必要である。  
避難所における被災者のニーズに対応した物資確保及び生活用水の確保が必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

近年、気象変動等による想定外の災害が全国で多発していることから、各災害における他自治体の対応や事例を研究していきながら、北区の地域特性を踏まえた新たな防災・減災対策を講じる。

### 【施策の方向性】

①**予防・応急体制の整備・充実**  
ハード面では、災害への被害を最小限にするための減災の観点から防災設備や区有施設の安全対策を進めるとともに通信手段や給水等のライフラインの確保を行う。またソフト面では、訓練等の体制強化や外国人を含む要配慮者向けの対応を行う。

②**復旧・復興体制の整備・充実**  
災害対策に関する計画や災害対策体制、他の自治体等からの**受援（応援の受入れ）**体制等について区の実情に沿った実効性の高いものにしていく。また、早期に的確な復興を実現するため、防災まちづくり事業の進捗を踏まえ、災害の状況に応じた復興準備体制の構築に取り組む。

### 【取組み例】

①地域防災無線定期通信訓練、災害対策本部立上訓練、備蓄・資機材・給水施設の充実、防災地図（英語・中国語・韓国語版）の作成を行う。

②震災復興マニュアル改定、業務継続計画の改定、被災地への職員派遣、被災地視察、防災啓発冊子等の配布、ホームページ等による情報提供を行う。  
大規模水害に備えた避難計画を策定する。  
避難所における女性のための相談態勢の構築等男女共同参画の視点からの防災対策を構築する。

### 【社会動向】

#### 【東京都】

東京都防災対応指針の策定、東京都地域防災計画の修正を行い、東京都における防災対策の方向性と具体的取組みを示した。

#### 【区】

「地域防災計画<震災対策編・風水害対策編>」の改定（平成30年3月）により、防災対策上の課題の整理及び今後の対策の方向性が定められた。

#### 【その他】

地震、洪水、水害、台風被害等が頻発し、区民のみならず、世論も含めた日本国全体として防災に対する意識が高まっている。  
⇒地震のほか、記録的な大雨、局地的な集中豪雨や大型台風、土砂災害、竜巻等過去に経験したことのない災害が全国で頻発しており、それらへの対応が求められている。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○『区の施策の満足度と重要性の相関』において重要度が高く、満足度が低いのは「防災対策の充実」となっている。  
○「安心・安全」な快適戦略の『安心・安全なまちづくりのための重点施策』では、自然災害に対しては、「備蓄物資の確保」、「避難場所・避難所の確保」が必要との回答があった。  
⇒区民の防災施策への関心が高い。

#### 【人口推計調査（平成29年度）】

○外国人人口の増加傾向により、20年後に約1万人増の3万人になると推計  
⇒災害時における外国人への情報提供等の対応が必要。

### 【重点施策】

#### ★予防・応急体制の整備・充実

⇒地震等の大規模災害に備えるために地域防災計画において全庁的な役割分担、情報共有体制を整備し、被災者対策、帰宅困難者対策等の応急体制を整備するとともに、災害対策本部の機能強化に向けた取組みを強力に推進する。

### (3) 地域防災力の向上

#### 地域ぐるみで災害に対応できる体制を構築する

##### 【基本計画2015の実績評価】

防災に関する意識を高めるため、防災センター等を拠点としながら、防災教室や防災訓練等、様々な場を活用して、防災に関する情報や学習の場を提供している。

特に中学生防災学校においては、災害時行動の方法、地震や煙体験、応急救護、初期消火等を学習してもらい、中学生を地域の防災の担い手として育成することを目的とし、毎年の全校実施が定着している。



災害時に自身の安全確保とともに、地域の中で相互に協力し、平常時から地域ぐるみで災害に対応できる体制を構築するといった観点においては、着実な成果が認められる。

これまで実施してきた施策は、今後もさらに推進していく必要があるとともに、単発だけの実施で事業の結果とすることなく、継続して事業を実施していく必要がある。

また、他機関（東京消防庁、教育庁等）においても、幼児期から社会人までの継続した防火防災教育が実施されているなか、これらの機関と連携を図ることで、より効果的に推進していく必要がある。

##### 【社会動向】

###### 【東京都】

「東京都防災対応指針（平成23年11月）」の策定、「東京都地域防災計画」の修正を行い、東京都における防災対策の方向性と具体的取り組みを示した。

###### 【区】

「北区地域防災計画改定（平成30年3月）」避難行動要支援者名簿の作成（平成29年度～）

###### 【その他】

帰宅困難者対策をはじめとして、民間事業者による地域活動への参加などにより事業者の社会貢献活動への意識をはじめとした防災意識が高まってきている。

⇒洪水、土砂災害等に対する避難勧告、避難指示の適切な発令の方法や自主避難施設、避難所の迅速な開設に向けた体制整備など平時より緊急事態を想定した対応について検討していく必要がある。

##### 【今後の課題】

①災害は地域全体の課題であるため、自主防災組織だけでなく、地域の様々な団体が連携した取り組みが必要である。

②区民意識調査では、「防災対策の充実」の重要度が高く、区民の防災への意識が高いため、こうした防災意識を平常時も保ち、災害時に的確な行動がとれるようにする必要がある。

③装備の充実を図るなど自主防災組織の活動を支援していくとともに、自主防災組織の装備が有事の際、有効に機能するよう保守点検を含め適切な管理運用を呼びかけていく必要がある。

自主防災組織の高齢化に伴う地域の担い手が減少しているため地域の防災リーダーを育成しているが、少子化により地域の防災担い手になりえる若年層が減少していくことが懸念される。

避難行動要支援者（災害発生時の避難等に特に支援を要する方）や今後増加傾向にある外国人への取り組みを推進する必要がある。

##### 【各種調査結果から】

###### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○〈区の施策の満足度と重要性の相関〉において重要度が高く、満足度が低いのは「防災対策の充実」となっている。

○「安心・安全」な快適戦略の〈安心・安全なまちづくりのための重点施策〉では、自然災害に対しては、「備蓄物資の確保」、「避難場所・避難所の確保」が必要との回答があった。

⇒区民の防災施策への関心が高い。

###### 【人口推計調査（平成29年度）】

○外国人人口の増加傾向により、20年後に約1万人増の3万人になると推計。

⇒災害時における外国人への情報提供等の対応が必要。

##### 【基本計画2020に向けて】

これまでの防災事業を継続していくとともに、過去に被災した他自治体の取り組み事例を教訓としながらそのノウハウ等を取り入れていく。区民の理解と協力のもと、民間事業者等を含めた協働により、自助、共助、公助の原点に立ち返り、平時より緊急事態を想定した対応をしていく。

##### 【施策の方向性】

①災害時に備えた「地域のきずなづくり」  
地域防災力を高めるため、地区防災運営協議会（※9）を中心に地域の防災意識や結束力の向上を図ることにより、災害時における迅速な協力体制を構築する。

②防災意識の向上  
防災運動会、中学生防災教室、防災教室及び防災センター事業等とおして、防災事業に対する理解と協力を得ながら、防災意識の維持・向上を図る。

③防災行動力の向上  
地域防災力の向上に向け、自主防災組織の育成や装備の充実を図る。

区内事業者へ従業員の施設内待機、備蓄の確保、地域貢献活動等を求めるとともに、都や鉄道事業者と連携して帰宅困難者対策を促進する。

避難行動要支援者や外国人への対策を講じる。高校・大学等教育機関と協定を結び、避難所開設及び避難場所提供など防災分野における地域貢献事業の推進に向け連携する。

##### 【重点施策】

###### ★防災意識の向上

⇒区民一人ひとりが、地域防災の一員である意識を持ち、自助及び共助による地域防災力を向上させていく。

###### ★防災行動力の向上

⇒発災時の減災と地域における救助・救護活動や避難所運営等の協力体制を強化し、地域防災力を向上していく。

##### 【取組み例】

①地区防災運営協議会を結成している地区については、各種訓練等をおして支援を継続していく。また町会・自治会の負担増を勘案し、地域円卓会議で防災案件を取り扱う場合に地区防災運営協議会が設置されたものとみなし支援を行っていく。

②中学校防災学校を実施する（災害時行動の方法、地震や煙体験、応急救護、初期消火等を学習）。  
防災教室を実施する（区内幼保・児童館・学校及び事業所等への起震車派遣と防災講話）。  
防災センターにおける情報提供や体験学習及び子どもから高齢者まで参加者全員が防災について学べる防災運動会を実施する。

③配備資機材・設備の充実、避難行動要支援者名簿の配布、福祉避難所訓練への支援、駅前滞留者対策協議会設置、一時滞留施設の設置、防災地図（英語・中国語・韓国語版）の作成、高校及び大学等教育機関との協定締結等を行う。

#### (4) 交通安全対策の推進

交通事故などの不安がなく、安心してくらすことのできるまちづくりを推進する

##### 【基本計画2015の実績評価】

交通安全の意識づけのため、区内の3警察署、3交通安全協会と連携し交通安全啓発事業、交通安全教室等を定期的かつ継続的に実施した。また、道路上の不法占用物や放置自転車の撤去をおこなった。



全国の平成24年の交通事故発生件数は、665,138件、死傷者数は829,807人であったが、平成29年は発生件数472,165件、死傷者584,541人であった。

都内の平成24年の交通事故発生件数は、47,429件、死傷者数は55,020人であったが、平成29年は発生件数32,763件、死傷者38,158人である。

区内の平成24年の交通事故発生件数は714件、死傷者数は815人であったが、平成29年は交通事故発生件数486件、死傷者数553人でいずれもともに減少している。

警視庁の統計によると、交通事故発生件数に対する高齢者の交通事故割合は、平成24年24.9%に対し平成29年は30.6%であり5.7%上昇した。高齢者が加害者になった割合は、平成24年14.9%に対し平成29年は19.3%と4.4%上昇している。

また、自転車の事故の割合は、平成24年36%が平成29年は33.4%に減少しているが、加害者になる割合が平成24年6.6%に対して平成29年は7.8%で1.2%上昇している。

交通事故発生件数、死傷者ともに着実に減少しており成果が成し遂げられている。今後もより一層の減少を目指す。

##### 【今後の課題】

①高齢者の交通事故の割合が増加しており、加害者になる割合も増加している。また、自転車の交通事故の割合は減少しているが、自転車が加害者になる割合は増加している。

交通事故は、自己過信、モラル低下などの交通安全意識の薄れや、身体能力・判断能力の低下により発生するため、引き続き、意識づけを行う必要がある。

②道路上の不法占有物や放置自転車が後を絶たない。

##### 【基本計画2020に向けて】

区内3警察署及び3交通安全協会と連携して交通安全教室や交通安全啓発事業を実施していくとともに安全で快適な歩行者空間を確保する。

##### 【施策の方向性】

###### ①交通安全教育の充実

高齢運転者向けの交通安全教育及び講習会を充実する。

交通事故を無くしていくために、常に区民一人ひとりの交通安全に対する意識の向上を図る。

###### ②安全な歩行者空間の確保

道路上の放置自転車や不法占有物を撤去し安全な歩行者空間を確保する。

都市計画道路等の広幅員の道路においては、歩道のバリアフリー化や拡幅を行い、安全で快適な歩行者空間を確保する。

##### 【取組み例】

①定期的かつ継続的に啓発活動、交通安全教室を充実していく

各年齢層に応じた交通安全、自転車、二輪車教室の実施

駅周辺、商店街等における啓発活動の実施  
交通安全運動等の実施  
交通安全北区民のつどいの実施 など

②不法占有物や放置自転車等の撤去を実施する。

都市計画道路等の改修工事を行う際に合わせて、歩道と車道の段差を極力なくしていく。  
また可能な範囲で歩道と車道の幅員構成の変更を行い、歩道幅員を拡幅し、安全で快適な歩行者空間を確保する。

##### 【社会動向】

###### 【国】

交通安全対策基本法に基づく交通安全計画を実施している。

###### 【東京都】

TOKYO交通安全キャンペーン、暴走族追放など独自の交通安全施策を推進している。

###### 【区】

区内の3警察署・3交通安全協会が協力して、区内全域で事業展開をしている。

###### 【その他】

交通安全協会を通じて、地域住民、事業所、交通ボランティアなどと交通安全啓発活動等を実施している。

⇒交通事故件数及び死傷者数のより一層の減少を求められ、交通安全教育、啓発活動の機会が必要となる。

##### 【各種調査結果から】

###### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○交通安全教育の充実を望む人の割合は平成25年及び平成30年ともに5%前後であり交通安全に関する意識が低い。

⇒交通安全に対する意識づけを行うためにも事業を継続していく必要がある。

##### 【重点施策】

###### ★交通安全教育の充実

⇒子どもから高齢者までの各年代に応じた交通安全教育と啓発活動を実施する。

## (5) 地域防犯活動の充実 安全で安心して暮らせるまちづくりを実現する

### 【基本計画2015の実績評価】

区内防犯カメラ設置台数及び高齢者向けの特殊詐欺に関する講話や子供向け防犯教室の回数については計画通り推移している。



補助金の交付により、町会・自治会等が設置した防犯カメラは平成29年度までに793台に上る。また、特殊詐欺(※10)に関する講話は毎年約40回、防犯教室は毎年約100回実施した結果、区内刑法犯(※11)認知件数(※12)は平成12年の7,809件をピークに平成29年には3,157件となり、年々減少傾向にある。

区内刑法犯認知件数は、平成12年から年々減少傾向にあるが、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもが被害者となる事件が依然として発生しており、広報啓発活動を行う必要がある。また、さらなる地域の防犯力向上のため、継続的なパトロール活動支援や防犯カメラ整備・運営補助が引き続き必要である。

### 【社会動向】

#### 【東京都】

町会・自治会等の見守り活動を補完するものとして、地域を巡回する事業者が業務をしながら、街中のパトロールを実施する「ながら見守り連携事業」を進めるため、平成27年7月、都内の協力企業等と防犯推進活動事業の包括協定を締結した。

#### 【区】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、犯罪の未然防止対策や治安対策等、安全・安心なまちづくりをさらに強化するため、平成29年10月に一般社団法人東京都信用金庫協会、日本郵便株式会社王子郵便局・赤羽郵便局及び王子・赤羽・滝野川警察署と「北区ながら見守り活動に関する協定」を締結した。

#### 【その他】

警視庁では、防犯対策の一環として街頭防犯カメラシステムを導入し、犯罪が発生しやすい繁華街における犯罪の予防と被害の未然防止を図っている。

⇒平成12年をピークに、区内刑法犯認知件数は減少してきているが、防犯対策を求める要望はますます高まっていく。

また、高齢者人口の増加や少子化などの影響から、特殊詐欺等への被害防止や子どもの安全・安心に対する意識・関心がさらに高まる。

### 【今後の課題】

①区内刑法犯認知件数は全体として減少傾向にあるが、特殊詐欺や不審者声掛け事案は増加傾向にあり、犯罪の手口は複雑で巧妙になっているため、広報啓発活動のさらなる拡充が必要である。

②危機管理事案への対応は事態ごとに地域的にも時間的にも多様であり、様々なケースを想定してそれらの様相に応ずる的確な計画を策定しておくことが重要である。なお、計画策定後も社会状況に応じて、適宜修正を行う必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

子どもや高齢者の防犯意識の向上及び地域防犯活動を促進する。また、地域における安心・安全な防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図る。

### 【施策の方向性】

#### ①地域防犯活動の充実

高齢者や子どもに対する広報啓発活動の実施。町会・自治会等による防犯カメラの設置・運営の促進や支援を行う。

#### ②危機管理体制の整備

自然災害以外の緊急事態が発生した場合には、区は、当該事態に即応した組織となる。また、平常時においては緊急事態発生に備えた危機管理体制の構築やしきみづくり、関係機関との連絡調整、職員の意識づくりなど、危機管理全般に関する総合調整や体制整備などを行う。

### 【取組み例】

①高齢者向けの特殊詐欺に関する講話や子ども向け防犯教室での新たな犯罪の手口とその対処法についての講習等を行う。  
町会・自治会等による防犯カメラの設置・運営に対する補助金の交付を行う。

②テロや大規模な事故等、自然災害以外の緊急事態が発生した場合に、区民の生命、身体、財産を守るためのしきみや計画を国民保護法や東京都の計画と整合性を図りながら進めていく。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査(平成28・30年度)】

○施策の重要度について「防犯対策の充実」との回答が多く、「お住まいの地域を安心なまちにするためには、どのような取組みが効果的か」という問いに対し「防犯カメラ等の設置」との回答が最も多かった。

⇒引き続き、町会・自治会・商店街向けの防犯設備整備補助事業に取り組んでいく。

### 【重点施策】

#### ★地域防犯活動の充実

⇒「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を区民一人ひとりが高め、地域の防犯力の向上を図る。

### 3-3

## 利便性の高い総合的な交通体系の整備

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1)体系的な道路ネットワークの形成	
① 体系的な道路ネットワークの形成	○都市計画道路新設・拡幅整備 ○幹線区道新設・拡幅整備 ○（仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備
② 道路ストックの適正な管理	○十条駅付近連続立体交差事業 ○無電柱化事業の推進 ○幹線区道のバリアフリー化（滝野川桜通り）
③ 適正な自動車交通量の誘導	○路面下の空洞調査 ○橋梁整備
(2)公共交通機関の利便性の向上	
① 公共交通機関等の整備・充実	○鉄道駅エレベーター等整備事業 ○駅周辺へのエレベーター等の設置
② 利用者にやさしい交通施設の整備	○区内交通手段の確保
(3)自動車・自転車利用の適正化	
① 違法駐車・放置自転車の防止	○総合的な駐輪対策の推進 ○自転車ネットワーク計画の策定
② 駐車場・自転車駐車場の整備・促進	
③ 歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり	

#### 区民とともに

##### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・まちづくり説明会に積極的に参加し、行政の実施する事業について理解を深める。
- ・公共交通機関の整備・充実を行うため、「地域公共交通会議」等の検討会議の中で地域の実情に即した公共交通のあり方等について議論を深める。
- ・誰もが安心して公共交通機関を利用できるよう、改善やスパイラルアップを推進する。
- ・交通事業者等は附置義務自転車駐車場を整備する。

#### 北区基本構想

体系的な道路ネットワークや公共交通機関の整備を推進するとともに、自動車・自転車利用の適正化を推進し、多様な交通手段を活用して、だれもが安心して快適に移動できるまちをめざします。

#### 重点施策

##### ★体系的な道路ネットワークの形成

⇒交通機能・防災機能・まちづくり機能・収容機能・景観・環境機能と多岐にわたり道路網の骨格を担っている都市計画道路や幹線区道について、地権者からの用地取得、交通管理者協議、電気やガス等の企業者調整を行い、道路の新設・拡幅整備を推進する。

##### ★公共交通機関等の整備・充実

⇒社会環境の変化に対応する公共交通網の充実を図るため、交通事業者へ利便性・快適性の向上を要請するとともに、コミュニティバスを始めとする区内公共交通手段の確保に取り組む。

##### ★利用者にやさしい交通施設の整備

⇒鉄道駅のエレベーター、ホームドア、多機能トイレ等の設置費用の一部補助等、引き続き公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進する。

##### ★違法駐車・放置自転車の防止

⇒鉄道事業者や交通管理者等関係機関と連携のうえ、赤羽駅や王子駅等駅周辺を中心にクリーンキャンペーンや放置自転車の撤去等の取組みを行うことにより、違法駐車・放置自転車の防止を促進する。

##### ★駐車場・自転車駐車場の整備・促進

⇒駅周辺の放置自転車の多くは買物等の一時利用によるものが多い。特に、赤羽駅周辺には一時利用のための自転車駐車場が少ないため、コイン式の自転車駐車場を整備するなど、実態に即した自転車駐車場の整備を行う。

#### 区（行政）の役割

- ・計画的に道路の整備や維持・補修を行う。
- ・地域の実情に即した地域公共交通の実現を支援する。
- ・全ての人々が安心して生活・移動できるように改善やスパイラルアップに努める。
- ・自転車駐車場の整備を推進する。また、民間の駐車場・自転車駐車場の整備に対する支援・助成等を行う。



## (1) 体系的な道路ネットワークの形成

だれもが安心して快適に移動（生活）することができる

### 【基本計画2015の実績評価】

道路整備においては、全体の進捗としては遅れているものの、「道路ストックの適正な管理」においては、計画的な道路施設点検作業を履行している。



都市計画道路区画街路3号線（※13）は、平成29年8月～平成30年8月の間の用地取得率（面積ベース）が8%進捗した。  
また、陥没の年度別発生数については、平成27年度以降は減少傾向である。

幹線区道の新設・拡幅整備は、一部区間ではあるが整備を行っており一定の成果は得られた。また、橋梁整備においては、新田橋、十条跨線橋、新柳橋の3橋の架替えを計画し、早期着手に向け関係機関との協議を継続して行っている。また、単位施策「道路ストックの適正な管理」の活動指標である「路面下の空洞調査」は、空洞の有無を確認し、陥没発生を未然に防止できるという点で、有効な管理方法である。

今後も、基本目標である「安全で快適なうおいのあるまちづくり」に向け事業を推進する。

### 【社会動向】

【国】重点化する予算項目の1つとして「国民の安全・安心の確保」を挙げており、地域による総合的な取組を「防災・安全交付金」により集中支援することとしている。

【都】木密地域不燃化10年プロジェクト（～平成32年度）により特定整備路線（※14）の整備を行っている。

【区】「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき、「第四次事業化計画（平成28～37年度）」の優先整備路線（※15）を推進している。

【その他】安心感のあるまちづくり、豊かなライフスタイルを実現できるまちづくりが求められている。

⇒都市計画道路の特定整備路線や優先整備路線として、国等の交付金制度の活用により事業を促進することが必要である。

### 【今後の課題】

①人やモノの流れを結ぶ道路ネットワークを構築する必要がある。また、防災機能を強化するため、都市計画道路（無電柱化）の整備と並行して、生活道路の拡幅整備をバランスよく事業推進することが必要である。

都市計画道路の用地取得においては、交渉が長期化する事例が発生している。

②平成26年6月に道路法の改正により、補修の有無に関わらず、5年に1度の近接目視を基本とする点検が義務化された。

老朽化するインフラと改修のボリューム調整を図りながら、施設の危険度を増大させないことが必要である。

③道路ネットワークが未完成である地域では、迂回路として生活道路への車の流入が発生しており、踏切箇所では交通渋滞が発生している。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「幹線道路・狭小道路の整備」においては、重要度は高いが、満足度は低い。  
⇒満足度が向上するよう、積極的に事業の推進を図る。

○「安心なまちづくりのための重点施策」においては、「歩道などの改良等、安全な歩行空間の確保」が上位5位（20.2%）。  
⇒満足度が向上するよう、歩道拡幅や段差解消などを積極的に推進する。

### 【基本計画2020に向けて】

交通機能の向上と歩行者の安全性及び利便性を図るため、道路ネットワークや公共交通機関の整備事業を計画的に実施する。

### 【施策の方向性】

#### ①体系的な道路ネットワークの形成

体系的な道路ネットワークの構築に向け、老朽化するインフラ改修との調整を図りながら、継続して事業を推進し、北区内外の各拠点間の相互連携を促進する。

長期化する都市計画道路の用地取得においては、土地収用法の活用を検討する。また、必要に応じて代替地の確保による事業手法の検討を行う。

#### ②道路ストックの適正な管理

道路や橋梁等のインフラの老朽化を適正に管理するため、定期的な点検を行い、継続して老朽化するインフラの整備・改修を行う。

#### ③適正な自動車交通量の誘導

体系的な道路ネットワークの構築に向け、今後も計画的に都市計画道路や幹線道路の整備、また、道路と鉄道の立体交差化を推進する。

### 【取組み例】

①都市計画道路の新設・拡幅整備、幹線区道新設拡幅整備、十条駅付近連続立体交差事業、無電柱化事業、橋梁整備、路面下空洞調査等を推進する。

②計画的な橋梁健全度調査、道路擁壁健全度調査、路面下空洞調査等により、施設の補修や工事を実施する。また、新田橋、十条跨線橋、新柳橋の架替えの早期着手について推進する。

③自動車交通量の誘導及び渋滞緩和においては都市計画道路や幹線道路の新設・拡幅整備、連続立体交差事業を推進する。

### 【重点施策】

#### ★体系的な道路ネットワークの形成

⇒交通機能・防災機能・まちづくり機能・収容機能・景観・環境機能と多岐にわたり道路網の骨格を担っている都市計画道路や幹線区道について、地権者からの用地取得、交通管理者協議、電気やガス等の企業者調整を行い、道路の新設・拡幅整備を推進する。

### 【単位施策の変更】

③自動車交通量の抑制の名称を適正な自動車交通量の誘導に変更。

## (2) 公共交通機関の利便性の向上 誰もが安心して公共交通機関を利用できる

### 【基本計画2015の実績評価】

鉄道駅エレベーター等整備事業においては、板橋駅へのエレベーター設置、JR京浜東北線赤羽駅・王子駅へのホームドア設置にあたり、補助を行った。  
北区コミュニティバス（Kバス）は、一路線（2ルート）でのモデル運行を経て、本運行へ移行している。



鉄道駅構内のエレベーター整備については1ルート目のバリアフリー化が図られた。  
北区コミュニティバス（Kバス）の現行路線については、利用者数も安定し地域の身近な公共交通手段として定着化が進んだ。

駅構内のバリアフリー化やホームドアの整備等、利用者にやさしい交通施設の整備に向けた取組みについては一定の成果が図られた。今後は引き続き、ホームドアの整備を支援するとともに、地形上の段差（高低差）があり、改札口毎に利用圏域が全く異なる駅における2ルート目のバリアフリールートの整備へ支援を行い、高齢者や障害者を含むすべての人の利便性の向上に向けた取組みを推進する。

現在運行中の北区コミュニティバス（Kバス）は、社会環境の変化に適切に応じながら、より一層の公共交通機関の整備・充実を図る。

### 【社会動向】

【東京都】バリアフリー法の改正などにより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした更なる鉄道駅のバリアフリー化の推進に向けて、エレベーターやホームドアに加え、競技会場周辺等の鉄道駅における多機能トイレ整備への補助制度を拡充した。

⇒東京都に準じて、多機能トイレ整備への補助制度を拡充することについて検討が必要である。

### 【今後の課題】

①公共交通機関等の整備・充実のため、区内公共交通手段の確保に向けた取組みの推進が求められる。

地域密着型のコミュニティバスについては、利用者ニーズや幹線道路の開通など社会環境の変化に対応した既存路線の見直しを行う必要がある。

公共交通機能向上地域等を中心に、新たな視点を取り入れた新規路線の展開方針といった、より効果的な方策を検討する必要がある。

②交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進が求められる。

・国によるハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューの作成  
・交通事業者によるハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表の義務付け

### 【各種調査結果から】

【北区バリアフリー基本構想の策定に伴う、まちあるき点検による利用者の評価（平成27年度）】

- 引き続きの整備推進の必要性
  - バリアフリールートへの迂回距離の長さ
  - 多様な利用者に配慮した連続的な案内
  - 利用可能時間や管理状態による使いづらさ
  - こころのバリアフリーの重要性
- ⇒駅の動線や利用状況に応じた更なるバリアフリー化が必要である。

【人口推計調査（平成29年度）】

- 高齢者人口は25%前後で高水準で推移していく。
- ⇒移動や施設利用に制約がある人などを含めて、誰もが利用しやすい生活環境づくりが求められる。

### 【基本計画2020に向けて】

コミュニティバス（Kバス）については、これまでの導入候補地域を踏まえつつ、社会情勢等の変化を捉え、新たな視点を取り入れるなど、より効果的な方策を検討していく。  
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたさらなる鉄道駅のバリアフリー化を推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①公共交通機関等の整備・充実

だれもが安心して移動できるよう、土地（崖線）の高低差によって移動が困難な地域や、公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、コミュニティバスを主体とした地域公共交通による移動手段の確保に向けた取組みを推進する。また、交通結節点である駅前広場については、交通混雑の緩和や乗り換え利便性の向上を図るため、整備や改善を進める。

#### ②利用者にやさしい交通施設の整備

鉄道駅周辺へのエレベーターなどの設置とともに、ホームドアの整備への支援や、地形上の段差（高低差）があり、改札口毎に利用圏域が全く異なる駅における2ルート目のバリアフリールートの整備へ支援を行う。また、ソフト面の支援として「こころのバリアフリー」の取組みを促進し、高齢者や障害者を含むすべての人の利便性の向上を図る。

### 【取組み例】

①北区コミュニティバス（Kバス）の既存路線は、利用実態調査を行うとともに、社会環境変化を捉え、利用促進策・収益改善策を検証し、必要に応じた路線見直しを検討する。

「地域公共交通会議」（※16）等の検討会議を立ち上げ、コミュニティバス新規路線導入も含めより効果的な方策について検討する。

②鉄道駅のエレベーター、ホームドア、多機能トイレ等の設置費用の一部補助するなど、引き続き公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進する。

### 【重点施策】

#### ★公共交通機関等の整備・充実

⇒社会環境の変化に対応する公共交通網の充実を図るため、交通事業者へ利便性・快適性の向上を要請するとともに、コミュニティバスを始めとする区内交通手段の確保に取り組む。

#### ★利用者にやさしい交通施設の整備

⇒鉄道駅のエレベーター、ホームドア、多機能トイレ等の設置費用の一部補助等、引き続き公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進する。

### (3) 自動車・自転車利用の適正化

自動車・自転車の適正な利用がなされ区民が安心して快適に移動できる

#### 【基本計画2015の実績評価】

放置自転車の防止については、土日の撤去実施、撤去移送車両の台数をのべ291台分増やす等、撤去強化に努めたこと並びに東本通りにコイン式の自転車駐車を整備し、駅周辺の収容可能台数を253台増やし、全体として21,249台（平成30年10月時点）の収容台数を確保した。合わせて自転車整理員や誘導員による放置防止に努めた。



東京都による放置自転車台数調査では、平成26年度1,677台から平成29年度1,157台と着実に減少している。自転車駐車場の整備やクリーンキャンペーン、輸送回数の増加等による効果が上がったと考えられる。

総合的な駐輪対策計画は、計画通り進められている。今後とも輸送自転車台数の増加による放置自転車の削減及び積極的に自転車駐車場の整備を進めていく。北区自転車ネットワーク計画の平成30年度の策定に向けては、計画通り進捗している。今後は、計画に基づく自転車専用通行帯等の整備を順次行っていく。

#### 【今後の課題】

①赤羽駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあるものの、依然として都内で最も多く、引き続き放置自転車の防止に向けた取組みを推進する必要がある。

②自転車活用推進法を踏まえ、日々の暮らしになくてはならない高齢者や子育て世代の自転車利用等、一時利用のための自転車駐車が不足しており、一時利用の自転車駐車を整備していく必要がある。

③自転車が安心して走れる道路上の空間等の整備環境を推進していく必要がある。また、自転車活用推進法の施行に伴い、自転車に関する総合的な計画を策定していく必要がある。

#### 【基本計画2020に向けて】

総合的な駐輪対策を推進し、区道の利用環境の向上を図ることにより、快適な生活環境を確保する。

自転車専用通行帯等の整備を推進し、より快適な自転車利用空間の創出を図る。

#### 【施策の方向性】

##### ①違法駐車・放置自転車の防止

違法駐車や放置自転車を無くし交通環境の向上を図るため、利用者のモラル向上を図る広報・啓発活動を充実するとともに、放置自転車の撤去を強化し、違法駐車などの防止に関する施策を推進する。

##### ②駐車場・自転車駐車場の整備・促進

放置自転車防止のために自転車駐車場の整備を推進するとともに、交通事業者や多くの駐車・駐輪が必要となる施設の設置者に協力を求め、利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備を図る。

##### ③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり

安全で快適な自転車利用空間を創出するため、北区自転車ネットワーク計画に基づき、自転車通行空間の整備や、交通安全に関するルール・マナーの啓発活動を推進する。

#### 【取組み例】

①赤羽駅や王子駅周辺の一次利用によるものが多いので、クリーンキャンペーンや撤去移送トラックの台数増加や土日にも撤去を行うなど放置自転車の撤去を強化する。

②主要駅周辺にコイン式自転車駐車を整備するなど、実態に即した自転車駐車場の整備を進める。また、附置義務自転車駐車場（※17）の整備の促進や、民営自転車駐車場助成金の活用により駅周辺の自転車駐車場整備を促進する。

③自転車ネットワーク路線の選定や整備、自転車の適正利用を促すための周知・啓発を行う。また、北区自転車ネットワーク計画の進捗を踏まえ、自転車活用推進計画への移行を検討する。

#### 【社会動向】

【国】自転車活用推進法の施行（平成29年5月）に伴い、自転車活用推進計画を閣議決定（平成30年6月）

【東京都】全ての事業者について、自転車の安全利用に取り組むことを義務付けている。

自転車活用推進法に基づき、「（仮）東京都自転車活用推進計画（平成31年3月）」の策定を予定している。

【区】定例的な違法駐車等防止活動の実施  
自転車駐車場の整備及び撤去活動の強化  
北区自転車ネットワーク計画を策定する予定（平成31年3月）

⇒北区自転車ネットワーク計画の改定時に自転車活用推進計画への移行を検討する。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「自転車駐車場の整備」は、重要度は高いが満足度は低い傾向にある。  
⇒満足度を高めるため、駅周辺での自転車駐車場の整備や放置自転車対策を推進する必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】

○北区の人口は平成40年まで増加すると推計している。  
⇒今後の人口増加により、自転車駐車場の需要の増加が見込まれる。

#### 【重点施策】

##### ★違法駐車・放置自転車の防止

⇒鉄道事業者や警察等関係機関と連携のうえ、赤羽駅や王子駅等駅周辺を中心にクリーンキャンペーンや放置自転車の撤去等の取組みを行うことにより、違法駐車・放置自転車の防止を促進する。

##### ★駐車場・自転車駐車場の整備・促進

⇒駅周辺の放置自転車の多くは買物等の一時利用によるものが多い。特に、赤羽駅周辺には一時利用のための自転車駐車場が少ないため、コイン式の自転車駐車を整備するなど、実態に即した自転車駐車場の整備を行う。

##### 【単位施策の変更】

②駐車場・自転車駐車場の整備の名称を駐車場・自転車駐車場の整備・促進に変更。

## 3-4 情報通信の利便性の高いまちづくり

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画（H29-31）における新規事業

### （1）情報通信基盤の整備

①	さらなる区政の高度情報化
---	--------------

### （2）情報活用能力の向上

①	情報活用能力の向上
---	-----------

#### 区民とともに

##### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・区民や事業者等が、行政機関や民間のデータを活用し、新たなアイデアをつくりだす。
- ・事業者等が、行政機関や民間のデータを活用して、例えば、イベント情報を集めたホームページの作成やSNS等による情報発信等を行う。
- ・事業者等が、区民の利便性の向上等に役立つサービスの提供等を行う。



#### 北区基本構想

区民や企業の多様な交流や社会参加がより一層容易となる情報通信の利便性の高いまちをめざします。  
そのため、だれもが、いつでも情報をやりとりできるよう、高度な情報通信基盤の整備と区民の情報活用能力の向上を図ります。  
また、区は、開かれた区政を推進するため、区政の高度情報化に取り組みます。

#### 重点施策

##### ★さらなる区政の高度情報化

⇒急速に進む新しい技術革新や情報通信における社会的インフラとしての情報通信機器（スマートフォン等）が区民に浸透している状況を踏まえ、さらなる区政の高度情報化を進める。  
国が推進するマイナンバー制度、電子申請等の行政手続きのオンライン化、様々な地域課題を解決する情報資源としてのオープンデータの動向、サーバの仮想化やクラウド等の最適化の技術の動向を視野において、これらの施策に取り組む。

##### ★情報活用能力の向上

⇒高度に複雑化・巧妙化し、増加しているサイバー攻撃をはじめとした情報セキュリティへの脅威に対する対策及びAIやIoTの活用による情報格差の解消に向けた検討、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するための情報教育の一層の推進やサポート等の情報活用能力の向上を図る施策に取り組む。

#### 区（行政）の役割

- ・区政に関する様々な情報を地域課題の解決に資する資源とし、コンピュータが加工しやすい形式で公開する。
- ・電子申請等を活用して行政手続きのオンライン化を推進する。
- ・情報セキュリティへの最新の脅威に関する情報を収集し、先端技術を活用した対策を実施する。
- ・情報格差の解消に向けて情報活用能力向上に取り組む。

## (1) 情報通信基盤の整備

利便性の高い区民サービスと簡素で効率的な区政運営が実現される

### 【基本計画2015の実績評価】

避難施設や観光客向けの無料公衆無線LAN整備や、サーバ機器の機器更改に伴う仮想化等、区施設の情報通信基盤の整備を推進した。

区の申請手続きの中で利用可能なものに電子申請を導入してきた。



被災者への情報提供や観光客の利便性向上を目的とした、区施設への無料公衆無線LAN整備が進んだ。

サーバ機器の仮想化により機器の集約化が進んだことで、保守費等の費用削減につながった。

電子申請件数は年々増加している。

高齢者にもスマートフォンやパソコン等の情報通信機器が普及する等、区民の生活環境が大きく変わり、社会的にオンライン手続きが浸透している。また、区が所有する統計データ等の情報に対する需要が増えており、これまで以上に誰もが自由に加工・利用できる形で公開が求められている。

区も社会情勢に合わせたサービスの提供や環境の整備が求められている。

### 【社会動向】

【国】官民データ活用をはじめとしたICT(※20)の利活用を促進するため、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月決定)」等の各種戦略等を策定した。

【東京都】ICTの利活用による「都民生活の質の向上」の実現に向けた取組みを推進している。

【区】区の情報通信基盤は一定の水準に達し、区が保有する情報の電子化が進んでおり、行政手続きのオンライン化に必要な環境が整ってきている。情報通信基盤の整備に伴い、維持管理のための保守費等の増加が課題となっている。

⇒区の情報通信基盤について、維持管理を含めた最適化が課題となる。

また、統計データや災害情報等の区政に関する情報の活用しやすい形式での提供が求められる。

行政手続きのオンライン化により標的型攻撃、WEB感染型マルウェア(※21)等の新たな脅威への一層の対策が求められる。

### 【今後の課題】

①区民生活の中でスマートフォン等を利用したオンライン手続きが浸透しており、行政手続きも同様にオンライン化が求められている。

また、事業者等の効率的なサービス提供に活用するため、自治体が保有する情報を公開するよう要望が高まっており、これまで以上に、所有する情報を容易に利活用できるようにデータ化を進め、オープンデータ(※22)として公開することが、様々な地域課題を解決するために重要である。

新しい技術の導入、情報セキュリティへの新たな脅威への対応等、急速で著しい技術革新への対応が求められており、この状況は現状でも同様である。

あわせて情報通信基盤の最適化による保守費等の費用の削減を図る必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成28年度)】

○スマートフォンやパソコン等の情報端末の所有が90%を超えている。

⇒電子申請等の行政手続きのオンライン化に必要な区民側の環境が整ってきている。

### 【基本計画2020に向けて】

オンライン手続きの一層の拡大やICTを活用した区民が利用しやすい情報通信基盤の整備、最適化を目指す技術(クラウド(※18)・仮想化(※19))の活用を検討するとともに、情報通信基盤への新たな脅威への防衛を強化する。また官民データ活用推進に関する計画の整備を進める。

### 【施策の方向性】

#### ①さらなる区政の高度情報化

マイナンバー制度の実施を踏まえ、区民が一層便利で使いやすい行政サービスを提供するため、区として、急速に進む著しい技術革新や区民への情報端末の普及に対応するIoT(※23)等のICTを活用した施策を推進する。

また、地域課題の解決に資する資源として、区民や事業者等が必要に応じて区が保有する情報を得ることができるよう、これまで以上にオープンデータを推進する。

さらに、区が保有する情報について、区内部の各部署間で連携して分析・活用を推進し、政策立案につなげる。

あわせて、高度かつ複雑化するサイバー攻撃をはじめとした情報セキュリティへの脅威に対する対策を深化させるとともに、増加する情報通信基盤の最適化を発展的に検討する。

### 【取組み例】

①行政手続きオンライン化やマイナンバーカードの活用を推進し、またAIやIoTの活用による情報格差(※24)の解消に向けた検討を行う。

これまで以上に区保有データの容易な利活用のためのオープンデータ化を図り、また、庁内でデータの共有と活用のための各所管課でのデータ整理と見える化を推進する。また、先端技術を活用した高度で効率的な区の情報システムを整備する。

増大する情報セキュリティへの新たな脅威への対応の一層の強化を図るとともに、情報通信基盤の最適化(クラウド・仮想化等)の活用を検討する。

多様な手段による地域情報発信や災害時の情報サービスの提供を行う。

### 【重点施策】

#### ★さらなる区政の高度情報化

⇒急速に進む新しい技術革新や情報通信における社会的インフラとしての情報通信機器端末(スマートフォン等)が区民に浸透している状況を踏まえ、さらなる区政の高度情報化を進める。

国が推進するマイナンバー制度、電子申請等の行政手続きのオンライン化、様々な地域課題を解決する情報資源としてのオープンデータの動向、サーバの仮想化やクラウド等の最適化の技術の動向を視野において、これらの施策に取り組む。

### 【単位施策の変更】

①さらなる区政の高度情報化・・・①「区政の高度情報化」と②「区民が利用しやすい情報通信基盤の整備」と統合し、名称を変更

## (2) 情報活用能力の向上

区民が格差なく情報通信の利便性を享受し有効活用することができる

### 【基本計画2015の実績評価】

情報活用能力の向上を目的とした情報活用講座を文化センターで実施してきた。



北区公式ホームページアクセス件数（平成28年度約171万件→29年度約174万件）や電子申請による申請件数（28年度約1,900件→29年度約2,000件）等の各成果指標の件数の増加も区民の情報活用能力の向上を示している。

スマートフォンやパソコン等の情報通信機器が普及し、情報通信機器の日常的な使用により区民の情報活用能力は高まっており、上記の成果指標の件数も情報活用能力の向上を示している。

ただし、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するためには、情報格差の解消に向けた情報教育の推進等に引き続き取り組む必要がある。

### 【今後の課題】

①ネットワークやシステム等を利用した新たなサイバー攻撃や、インターネット上の違法・有害情報、迷惑メール（※26）、フィッシング（※27）等が増加している。情報セキュリティ対策や個人情報保護対策、情報モラル対策等、安心してICTを利用するための知識の普及に一層力を入れていく必要がある。

子どもの情報通信機器の所有が増加し、成長段階に合わせた情報モラル教育が重要となる。すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するために情報格差の解消に向け情報活用能力向上を図る必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

情報格差を解消させる取組みを実施し、また情報セキュリティ対策の強化を図る。

### 【施策の方向性】

#### ①情報活用能力の向上

急速に進展するICTの活用において、ICTを活用した社会的包摂の必要性の観点から、すべての区民が情報通信の利便性を享受し、活用できるように情報格差の解消のための取組みを行う。

さらに、情報セキュリティや情報モラルの問題への対策を進める。

### 【取組み例】

#### ①情報教育の一層の推進

情報格差の解消のための情報活用能力向上講座を実施する。

ソーシャルメディア（※28）の普及状況を踏まえたICTコミュニケーション（※29）と孤立化を防ぐための取組みを検討する。

情報セキュリティ対策や個人情報保護対策、情報モラル対策等、安心して安全にICTを利用するための最新の情報セキュリティ技術の情報収集、検討を通じた知識の普及を行う。

### 【社会動向】

【国】平成25年の「世界最先端IT国家創造宣言」の中で「国民全体のITリテラシーの向上」を掲げた。

【東京都】ICTの利活用を推進している。

【区】子どもの情報活用能力の一層の向上、情報格差の解消を目的とした高齢者や障害者等へのサポート等に取り組んでいる。

【その他】技術革新により、新たな情報通信機器が普及し、利便性の向上が進んでいる。

⇒すべての区民が必要な情報を活用できるようにする必要がある。

情報通信機器の利用の拡大に伴い、情報セキュリティや情報モラル（※25）の問題が一層深刻化することが予測されるため、安心して安全にICTを利活用できるよう、対策を強化していく必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成28年度）】

○スマートフォンやパソコン等の情報端末の所有が90%を超えている。

⇒電子申請等の行政手続きのオンライン化に必要な区民側の環境が整ってきている。

### 【重点施策】

#### ★情報活用能力の向上

⇒高度に複雑化・巧妙化し、増加しているサイバー攻撃をはじめとした情報セキュリティへの脅威に対する対策及びAIやIoTの活用による情報格差の解消に向けた検討、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するための情報教育の一層の推進やサポート等の情報活用能力の向上を図る施策に取り組む。

## 3-5 快適な都市居住の実現

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 良質な住宅の供給	
① 民間住宅の供給誘導	○地域で活躍する学生向け住宅の誘致 ○区営住宅の建て替え ○一人暮らし高齢者住宅建設事業
② 公的住宅の供給・維持管理	
③ 住宅の維持管理・建替えの支援	

(2) 良好な住環境の整備	
① まちづくり事業と連動した住環境の整備	○老朽家屋除却支援事業 ☆空き家対策の推進
② みどり豊かな住環境の整備	
③ 大規模住宅団地の建替え・再生	
④ 空き家対策の推進	

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援	
① 子育て世帯・若年層の定住促進	○子育て世帯の居住支援
② 高齢者・障害者世帯の居住継続の支援	

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・周辺環境や各まちづくり事業への理解を深める。
- ・区民は、周辺環境や建替え・再生事業への理解を深める。
- ・事業者は、周辺環境や地域課題への理解を深める。
- ・子育てファミリー層等の定住化を促進するために、地域ぐるみで子どもを育むという環境の整備と機運を醸成する。
- ・住宅確保要配慮者の住居確保に向けた支援に対する理解と協力体制を構築する。



区（行政）の役割

- ・区民が住みたいと思う環境整備を図る。
- ・災害等に備え、安全な分譲マンションを維持するため、セミナー等の機会を通じた意識の啓発を続けるとともに、管理組合等に対する新たな支援策を検討する。
- ・各事業の効果や影響の事前明示やまちづくり情報の積極的な提供を行う。
- ・区民の主体的な地域コミュニティの形成に寄与する支援の充実を図る。
- ・住宅確保要配慮者に対する理解と協力が得られるよう、連携強化に努めるとともに、不安を解消できるような対応策を示す。

北区基本構想

だれもが快適でゆとりある居住を実現し、ファミリー世帯の定住化を図るため、良質で多様なタイプの住宅を確保するとともに、公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。また、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が北区に安心して住み続けられるよう居住を支援します。

重点施策

★公的住宅の供給・維持管理

⇒住宅セーフティネットの構築を進め、住宅の困窮度が高い世帯の居住の安定を図るため、長寿命化計画に基づいた既存区営住宅の維持管理や区営住宅の建替え・高齢者住宅の建設を実施する。

★住宅の維持管理・建替えの支援

⇒分譲マンションの適正な管理による長寿命化を支援するとともに、分譲マンションの耐震化を促進する。

★まちづくり事業と連動した住環境の整備

⇒主要駅周辺の再開発による住宅供給は、新しい世帯の定住化が期待できる一方で、周辺まちづくりへの影響も大きいことから、地域にあったまちづくりへ適切に誘導する。

★大規模住宅団地の建替え・再生

⇒老朽化した団地の建替・再生事業に合わせて、道路及び公園、その他公共施設を一体となって整備し良好な住環境を実現するとともに、地域課題の解決につながる事業となるよう事業者へ要請する。

★子育て世帯・若年層の定住促進

★高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

⇒子育て世帯・若年層の定住化のため、既存事業の充実を視野に入れながら、引き続き実施する。

⇒子育て世帯や高齢者・障害者世帯等の居住継続の支援として、設立予定の居住支援協議会や居住支援法人とともに、住宅確保要配慮者に対する、ハードとソフトの両面からの支援を実施する。

## (1) 良質な住宅の供給

様々な世帯層が、住み続けやすい居住環境をつくり、定住化を促進する

### 【基本計画2015の実績評価】

区営住宅9棟へのEV設置、新設準備1カ所（浮間四丁目）、区営高齢者住宅の直営化を行う3施設のうち、開設1カ所（赤羽北）、新設準備2カ所（滝野川三丁目・栄町）。分譲マンションの耐震化を促進するため、分譲マンション管理無料セミナー等を活用するなどPR活動を積極的に行った。



民泊や震災等の時事的な事柄による影響が少なからずあるものの、分譲マンション管理無料セミナー等での建物の維持管理に対する啓発により、年2件の劣化診断や年10件の個別相談等の実績につながっている。

公営住宅の建替え等は、既存の建物の長寿命化を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減につながる建替え計画を実施する。また、引き続き、分譲マンションの長寿命化を支援する。また、分譲マンション管理無料セミナー等を活用して、分譲マンション耐震化の促進を進める。

### 【社会動向】

#### 【国・東京都】

公営住宅の建替え及び修繕について、長寿命化計画に基づく事業として、補助金事業を実施している。

#### 【区】

「北区住宅マスタープラン2010（平成22年3月）」及び「北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画（平成27年3月）」に基づき、実施している。

⇒改定後の「北区住宅マスタープラン」及び「北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画」の内容により、見直しが必要になる可能性がある。また、公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を実現する上で、更なる公営住宅等の長寿命化とライフサイクルコストの縮減が求められる。

### 【今後の課題】

①北区民意識・意向調査（平成30年度）の定住意思については、8割超が住み続けたいという意向を持っており、長く暮らし続けることができる住まいづくりを促進する必要がある。

②区営住宅は今後、老朽化が進むことから、順次建て替えを行う必要がある。高齢者住宅については、順次借り上げ期間が満了することから、入居者の転居先確保の対応が必要になる。

③区分所有者の高齢化等によって、管理組合が適正に機能していない分譲マンションが増加の傾向にあり、修繕計画や耐震化が進まない要因になっている。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○区への愛着度では、愛着派が8割超で、北区に長く居住している人ほど愛着度が高く定住意向も高い。また、住みやすさでは、「住みやすい」が8割半ばで、定住意思が強くなるほど「住みやすい」の割合が高くなっており、「ずっと住み続けたい」で9割超と高くなっている。  
⇒良質な住宅ストックの形成が必要である。  
○区の施策の重要度では、「防災対策の充実」「防犯対策の充実」が高くなっている。  
⇒安全で快適な居住環境を確保するため、引き続き耐震化等の事業を促進する。

#### 【人口推計調査（平成29年度）】

○人口ピラミッドで人口構成を見ると、今後も少子高齢化に大きな変化はないと思われる。  
⇒公営住宅の建替えの際、高齢者に配慮した設計や建物の耐震化の促進など、少子高齢化に備えた施策を推進する。

### 【基本計画2020に向けて】

区営住宅は、福祉施策と連携し、住宅セーフティネットの構築を進め、住宅困窮度が高い世帯の居住安定を図る。既存の区営住宅は長寿命化を図るとともに、計画的に建替えを進める。また、建物の耐震化の促進やリフォームを支援する。分譲マンションは適正な維持管理を図るため、セミナー等で管理組合を支援する。

### 【施策の方向性】

#### ①民間住宅の供給誘導

民間活力を活用し、様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅の供給を促進し、良質な住宅ストックの形成を図る。

#### ②公的住宅の供給・維持管理

区営住宅の建替えについては、現在行っている長寿命化計画の改定に合わせて実施するとともに、借上げ期間満了にあわせ高齢者住宅を建設する。

また、公的賃貸住宅（都営住宅、公社住宅、UR都市機構住宅）の整備にあたっては、良質で多様なタイプの住宅整備を要請する。

#### ③住宅の維持管理・建替えの支援

分譲マンションの適正な維持管理や、管理組合による適切な管理が図られるよう支援を実施する。

### 【取組み例】

①住宅の建設、建替えにあたっては、バリアフリー化、耐震化、長寿命化、環境に配慮した建築を誘導する。

②既存の区営住宅は、順次建替え時期を迎えるため、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、計画的に建替えを進める。

③分譲マンションの長寿命化を支援するとともに、耐震化を促進していく。また、相談体制の充実や助成制度の活用により、管理組合を支援する。

### 【重点施策】

#### ★公的住宅の供給・維持管理

⇒住宅セーフティネットの構築を進め、住宅の困窮度が高い世帯の居住の安定を図るため、長寿命化計画に基づいた既存区営住宅の維持管理や区営住宅の建替え・高齢者住宅の建設を実施する。

#### ★住宅の維持管理・建替えの支援

⇒分譲マンションの適正な管理による長寿命化を支援するとともに、耐震化を促進する。

## (2) 良好な住環境の整備

住み続けたい、移り住みたいと思われる良好な住環境を整備する

### 【基本計画2015の実績評価】

密集事業（※30）地区における道路の拡幅及び公園整備を着実に進めるとともに、民間主導の市街地再開発事業等を支援しつつ、周辺まちづくり活動との整合を図っている。また、良好な住環境整備を維持・向上及び誘導するため新たな地区計画を策定した。



防災まちづくり面では志茂三丁目において本区初の防災街区整備事業（共同建替え）の事業化に辿り着いた。「区民とともに」の区政運営の基本姿勢のもと、官民の役割分担により、区は事業環境を整え土地利用等を誘導し、民間は地区計画など一定のまちづくりルールのもと事業を進める格好のモデルケースとなった。

市街地再開発事業など民間主導の住環境整備が進んでおり、これは事業検討の初期段階から区が支援してきたことの成果と言える。また、住宅の不燃化建替えや公園・道路整備も、区民や民間事業者と協力しながら地道に成果をあげている。一方で、民間主体の市街地再開発事業や、修復型の防災まちづくり事業（※31）などは区が活動量をコントロールしきれない事業でもあるため、各事業の特性に応じて、指導・助言・周知の徹底等、適切な手段を講じて事業の推進・促進を図っている。今後も、関係機関が進める事業とも連携を図りながら、一層の住環境整備を進めていくことが重要である。老朽化した公共施設の更新を計画的に進め、それを機会とした住環境整備の積極的な展開も必要とする。

### 【社会動向】

#### 【東京都】

公共住宅の現在のストックを最大限活用し、計画的な建替えを進めるとし、建替えによる創出用地は福祉インフラ整備等への活用を進めるとしている。

#### 【区】

市街地再開発事業の事業化・具体化や、大規模な共同住宅整備も計画されており、保育園・学校等公益施設需要などを含めた住環境の整備について庁内連携を進め調整が必要。

#### 【その他】

UR都市機構は、平成30年度までに保有する賃貸住宅の約77万戸のうち約5万戸を削減、30年後頃までに概ね3割を削減するとしている。区内には約1万2千戸のUR賃貸住宅がある。

⇒東京都や民間の事業にあわせて周辺の公園・道路整備や公共施設再編を進め、地域一体のまちづくりを進めるとともに、土地の高度利用により創出される用地においては、民間活力導入が福祉インフラ等の地域の行政需要に応えるものとなるよう、地域や関係機関と調整する必要がある。

### 【今後の課題】

①市街地再開発事業や防災街区整備事業（※32）による共同建替えにおいて、法定要件を満たすだけではなく、慎重丁寧な合意形成と周辺まちづくりとの整合が肝要である。  
各まちづくり事業の活用において、慎重丁寧な合意形成が必要である。

②大規模な土地利用転換による開発においては、地権者及び事業者に対して、周辺住民の理解を得ることができる開発となるよう誘導することが肝要である。  
住宅規模により緑地やオープンスペースに加え福祉施設の確保等も民間事業者に求める。

③大規模団地の建替えによる移転に伴い既存の地域コミュニティへの影響が懸念される場面もあるため、地域のきずなづくりに寄与する取組みを事業者に向けていく必要がある。  
子育て世帯、高齢者、障害者等の支援が必要な方への配慮を求める。

④新たな空き家等の発生抑制及び空き家等の管理不全化を予防し、空き家等問題の深刻化を防ぐことが重要である。空き家等になって使用されなくなっただけではなく、居住又は使用中のものも含め、それぞれの段階に応じた対策が必要である。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○区の将来像では、「健やかに安心して暮らせるまち」が5割を超え最も高く（全年齢でも最も高く）、「安全で災害に強いまち」が変わらず第2位

⇒引き続き、多様なまちづくり事業と連携した住環境整備が必要である。

○自身が住んでいる地域の将来像では「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が5割弱と若干減少したものの依然として最も高い。

⇒引き続き、多様なまちづくり事業と連携した住環境整備が必要である。

#### 【人口推計調査（平成29年度）】

○北区の総人口は、平成40年度をピーク（30年度比4%増）に増加、その後平成50年度まで減少見込み（30年度比2.5%増）。

⇒将来の人口減少を見込んだ公共施設の整備地域コミュニティ維持への配慮が必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

都やUR都市機構、民間の事業について、高齢化及び将来の人口減少に対応しうる持続可能で地域特性に応じたコミュニティ形成に配慮した、地域一体の良好な住環境整備につながるよう誘導する。地域や関係機関に対しては、各まちづくり事業の効果等を事前明示するなど、行政が積極的かつ丁寧に働きかけることで、事業への理解を深めてもらい、協働により取り組む。

### 【施策の方向性】

①まちづくり事業と連動した環境の整備  
住民との合意形成と周辺まちづくりとの整合をとりつつ、防災性や利便性、緑化など様々な側面から多様なまちづくり事業と連動した整備を促進する。

②みどり豊かな住環境の整備  
周辺住民の機運醸成を図るとともに、区民・民間事業者との協働により緑豊かな住環境を整備する。

③大規模住宅団地の建替え・再生  
周辺環境へ配慮しつつ、土地の高度利用により新たな魅力あるまちづくりを誘導するとともに、必要な施設を一体となって整備し、緑地・空地の創出等、良好な住環境を整備する。

④空き家対策の推進  
総合的な空き家等対策の推進により、良好な住環境の形成や定住の促進、安全・安心なまちづくりを実現する。

### 【取組み例】

①主要生活道路（※33）や公園の整備、共同建替えを活用した住環境整備を行う。  
住民との慎重丁寧な合意形成を基にした地区計画制度の適用を行う。

②大規模土地利用転換による住宅整備において地区計画等を活用した公園・児童遊園を確保する。住宅建替えにともなう区民・民間事業者との協働による緑地等の整備を行う。

③大規模団地建替え・再生に合わせた公共施設の再配置促進と避難広場の確保、事業者に対して住宅セーフティネットや地域課題への対応を要請する。

④空き家等問題の予防策として、空き家等の所有者等による管理の促進、活用・流通対策として、空き家等や除却後の跡地活用促進、管理不全空き家等対策として、その管理状態に応じた措置等を行う。

### 【重点施策】

#### ★まちづくり事業と連動した住環境の整備

⇒主要駅周辺の再開発による住宅供給は、新しい世帯の定住化が期待できる一方で、周辺まちづくりへの影響も大きいことから、地域にあったまちづくりへ適切に誘導する。

#### ★大規模住宅団地の建替え・再生

⇒老朽化した団地の建替・再生事業に合わせて、道路及び公園、その他公共施設を一体となって整備し良好な住環境を実現するとともに、地域課題の解決につながる事業となるよう事業者へ要請する。

### 【単位施策の変更】

#### ④空き家対策の推進を新たに設定

### (3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

子育て世帯・若年層の定住や高齢者等も含めた居住継続を促進する

#### 【基本計画2015の実績評価】

三世代住宅建設助成や親元近居助成、高齢者世帯転居費用助成や障害者世帯やひとり親世帯の立ち退きの場合の助成を実施した。

親元近居助成は平成27年度に「扶養2人」から「1人」に要件を緩和した。また、三世代住宅建設助成は、平成27年度から仕様を大幅に緩和、平成29年度からは、三世代同居のためのリフォーム助成を開始した。



親元近居助成は、要件緩和により年30件前後から年50件前後に増加し、住生活の改善につながった。

三世代住宅建設助成は、年10件程度で横ばい傾向で推移していたが、要件緩和により20件程度に増加した。高齢者世帯転居費用助成は、年20件程度で横ばい傾向で推移している。障害者世帯やひとり親世帯の立ち退きの場合の助成は、年1件あるかないかで推移している。

住宅展示場へのパンフレットの設置等事業のPRを積極的に実施しており、近年は、年に数回、住宅雑誌SUUMOなどにも掲載される等、引き続きPRに努め、助成実績を向上させることにより、住環境の更なる向上を図る。

#### 【社会動向】

##### 【国】

「住生活基本計画（平成28年3月）」では、「若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」「高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現」などが目標に掲げられている。

##### 【区】

北区住宅マスタープラン2010に基づき順次事業を展開していく。

##### 【その他】

近年、住宅セーフティネットに対するニーズが多様化している。

⇒区では、北区住宅マスタープランについて、平成31年度末に向けて改定作業を実施している。多様な主体・分野との連携により、様々な世帯に適切に対応できる住宅セーフティネットを確立し、居住の安定を確保する必要がある。

#### 【今後の課題】

①住宅だけでなく、教育、医療、環境等、子育て世帯が居住地を選択する理由が多様化している。

今後10年間の人口は、増加局面と推計されているが、就職・婚姻・出産・子育て・教育など様々なライフイベントを迎える20代後半から30代前半については減少傾向となっており、良質で多様な住宅の供給を促進する必要がある。

②住宅確保要配慮者への対応について、ハードとソフトの両面からの具体的な施策等を検討する必要がある。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○定住意向では、8割超。一方、転居意向は20～40歳代で3割程度と、60歳以上の1割程度と比べて高い。

⇒若い世代の定住をより一層促進する必要がある。

○転居希望理由では、「現在の住宅に不満がある」「自分の持ち家を持ちたい」が5割以上  
⇒より良質で快適な住宅に居住できるよう、支援策を検討する必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】

○人口ピラミッドで人口構成を見ると、今後も少子高齢化に大きな変化はなく、外国人人口は増加傾向である。

⇒若い世代の定住をより一層促進し、様々な世代についてバランスのとれた施策を実施していく必要がある。

#### 【基本計画2020に向けて】

若年・子育て世帯や高齢者等が安心して暮らすことができる住生活を実現するため、住宅セーフティネット機能（※34）の検討を進めるとともに、既存住宅の流通等を促進し、定住化及び居住継続の支援を行う。

#### 【施策の方向性】

##### ①子育て世帯・若年層の定住促進

子育て世帯の居住水準向上と定住化促進のため、より良質で快適な住宅に居住できるよう支援する。あわせて、集合住宅建設時に、ファミリー向け住宅の整備を促進する。

子育て支援や教育環境の充実など、子育てしやすい環境づくりを進める。

また、若年層の定住促進を図る。

##### ②高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

高齢者等のより良い住宅の確保や、継続的な居住のため、保健・医療・福祉との連携を強化し安定した居住を促進する。また、都やURなどと連携し、居住環境の改善策を検討する。

#### 【取組み例】

①多様化する居住地の選択理由に対応するよう、事業の充実を視野に入れながら、引き続き実施していく。

関係部署と連携し、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する支援を、ハードとソフトの両面から実施する。

学生向け住宅の誘致について、時期・場所などの検討を行う。

②関係部署と連携し、高齢者・障害者世帯等の住宅確保要配慮者に対する支援を、ハードとソフトの両面から実施する。

また、不動産団体等の関係団体との連携を促進する。

#### 【重点施策】

★子育て世帯・若年層の定住促進

★高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

⇒子育て世帯・若年層の定住化のため、既存事業の充実を視野に入れながら、引き続き実施する。

⇒子育て世帯や高齢者・障害者世帯等の居住継続の支援として、設立予定の居住支援協議会や居住支援法人とともに、住宅確保要配慮者に対する、ハードとソフトの両面からの支援を実施する。

## 3-6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1)美しいまち並みの創造	
① 北区らしい景観の創出	☆駅前公衆トイレ等リフレッシュ事業 ○景観まちづくりの推進
② 景観まちづくりの推進	
③ 美化の推進	

(2)魅力ある公園・水辺空間の形成	
① 魅力ある公園づくり	○飛鳥山公園の拡張整備 ○（仮称）赤羽台のもり公園の整備 ☆（仮称）滝野川三丁目公園の整備 ○名主の滝公園の再生整備 ○桐ヶ丘中央公園の拡張整備 ○街区公園・児童遊園の新設整備 ○花いっぱいまちづくり事業 ○水辺空間を利用したにぎわいの創出
② 区民主体の身近な公園づくり	
③ うるおいのある水辺空間づくり	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・良好な景観に関する理解を深め、その形成へ積極的に参画し、その維持・発展に努める。
- ・開発事業者は、周辺環境に配慮した景観形成に協力する。
- ・住んでいるまちをよりよい環境にするため、自治会活動やボランティア活動等に対する理解を深める。
- ・まちづくり説明会やワークショップ等に積極的に参加し、行政の実施する事業について理解や意見表明をする。



### 区（行政）の役割

- ・区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。
- ・景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進する。また、地域景観に対する一層の意識啓発を進めるため、区民参加の取組みを実施するとともに、情報の提供や相談体制の充実に努める。
- ・区民参画・協働のまちづくりをリードする人材を育成する。

### 北区基本構想

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、区は、美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。

### 重点施策

#### ★北区らしい景観の創出

⇒区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。大規模住宅団地の建替え等の機会を捉えて、それぞれの地域に応じた景観まちづくりを進める。

#### ★景観まちづくりの推進

⇒景観づくり計画に基づき、景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進する。また、地域景観に対する一層の意識啓発を進めるため、区民参加の取組みを実施するとともに、情報提供や相談体制の充実に努める。

#### ★魅力ある公園づくり

⇒区民が愛着を感じ、訪れる人にやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、既存の団地再編等に伴った、積極的な土地利用の誘導を図ると共に、既存公園である飛鳥山公園の拡張整備や名主の滝公園の再生整備を推進する。また、公園管理等の効率化を図るためには、民間活力による公園の運営管理や整備が必要であり、区として魅力的な公園づくりに取り組んでいく。

## (1) 美しいまち並みの創造

地域特性を生かした魅力的な都市空間を形成する

### 【基本計画2015の実績評価】

景観法に基づく景観行政を推進している。地域住民や民間事業者の動向にもよるが、目標値についてはおおむね達成している。

景観形成重点地区(※35)の指定について、平成27年度の北区景観づくり計画運用開始時に、3地区を指定した。現在、中央公園周辺地区の指定に取り組んでいる。

平成28年3月に北区景観づくり計画の策定に伴い、シンポジウムを開催した。

平成29年から30年度にかけて、新景観百選(※36)を選定し、あわせて、ワークショップ、シンポジウムを開催した。



景観づくりシンポジウムや景観ワークショップ等のイベントにおけるアンケートでは満足度が8割と高く、景観づくりに対する機運の醸成につながっている。

基本施策を推進するために実施している各単位の施策については、着実な成果を上げている。

景観形成重点地区指定に向け、ワークショップ等により、区民と協働し景観づくりを推進している。また、新景観百選の周知イベント等を行う。

### 【今後の課題】

①景観法、景観づくり条例に基づく、届出制度を活用することにより、地区の特性を生かした景観づくりを誘導する必要がある一方、景観に対する助言、指導の中には、コストの負担になるものもあるため、届出者に理解されにくい場合もある。

②地区の特性を生かした、区民や事業者の自主的な取組みによる景観づくりを進める一環として、地域住民と協働し、景観形成重点地区の指定を推進する必要がある。

景観づくりに対する機運の醸成、意識啓発を行うことが重要となる。

③高齢化を理由にボランティア活動を休止するケースが見られる。美化ボランティア制度における、活動の担い手となる団体について、学校や企業等に参加を促す広報周知や機運醸成が重要である。

### 【基本計画2020に向けて】

区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を積極的に守り、育て、創出する。併せて、地域美化を推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①北区らしい景観の創出

区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。大規模住宅団地の建替え等の機会を捉えて、それぞれの地域に応じた景観まちづくりを進める。

#### ②景観まちづくりの推進

景観づくり計画に基づき、地区独自の景観づくりを推進する。景観形成重点地区を指定する。景観に関する機運の醸成、意識啓発を進めるため、情報提供や区民参加の取組みを実施する。

#### ③美化の推進

区民による自主的な取組みへの支援・誘導を行い、まちの美化に対する区民意識の向上を図る。

清潔で快適なまちを維持するため、町会・自治会をはじめ地域の企業にも働きかけ、区民と協働してまちの美化を推進する。

### 【取組み例】

①事前協議や相談を通じて景観に対する意識向上を図り、良好な景観形成を誘導する。

景観法、景観づくり条例に基づく届出制度の周知を行い、事業者へ景観に対する配慮を求める。届出を通じて、建物計画等に対して、規制・誘導を行い、景観まちづくりを推進する。

②都営住宅の建替え等の機会を捉えて、中央公園周辺地区について、区民の意見を反映した景観形成基準等を策定し、景観形成重点地区の指定を行う。

情報提供としての景観情報誌の発行のほか、景観シンポジウム、景観ワークショップなどの参加型イベントを開催する。

③美化ボランティア制度を活用し、植栽や花壇の設置、ごみやたばこのポイ捨て防止等、地域美化へ取り組む。

### 【社会動向】

#### 【国・東京都】

平成16年に景観法が制定され、都は平成19年3月に景観計画を策定し景観行政を推進している。

#### 【区】

平成27年に景観行政団体へ移行し、景観法に基づく景観行政を推進している。美化ボランティア制度による、うるおいのあるまちづくりを進めている。

#### 【その他】

平成29年に一般社団法人東京北区観光協会が設立された。

⇒新たな景観形成重点地区の指定や普及啓発活動により、景観まちづくりへの機運を醸成し、より地域に即した景観まちづくりを推進する。また、まちの美化を進めるための継続的な取組みを実施する。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○観光振興のための重点施策にて、「地域の自然、歴史的建造物など景観やまちなみの保全」に対するニーズが高い。

⇒北区を代表する景観資源周辺を重点地区に指定し、景観の保全、周辺の建築物の規制・誘導を行う。

#### 【人口推計調査(平成29年度)】

○少子高齢化の進行は一時的に止まるが将来的には進行する。

⇒高齢者が愛着を感じ、ファミリー層には魅力的な景観まちづくりを推進する。

#### 【その他】

○景観に対する意識啓発活動について、参加者からの満足度が高い。

⇒新景観百選の選定、景観シンポジウム、景観ワークショップ等を実施し、一層の意識向上を図る。

### 【重点施策】

#### ★北区らしい景観の創出

⇒区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。大規模住宅団地の建替え等の機会を捉えて、それぞれの地域に応じた景観まちづくりを進める。

#### ★景観まちづくりの推進

⇒景観づくり計画に基づき、景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進する。また、地域景観に対する一層の意識啓発を進めるため、区民参加の取組みを実施するとともに、情報提供や相談体制の充実に努める。

## (2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

誰もが愛着を感じ、やすらぎとうるおいを感じることができる空間を形成する

### 【基本計画2015の実績評価】

「区民主体の身近な公園づくり」である協働による公園整備を推進している。飛鳥山公園の拡張区域の新設整備においては、許可使用者等との立退き補償交渉において時間を要している。



「北区民意識・意向調査（平成30年度）」での「施策の満足度と重要度の相関」においては、「公園や遊び場の整備」が重要度と満足度がともに高くなっている。一方、「地域の将来像」の期待度では、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が4割を超え最も高くなっており、より一層の整備推進が望まれる。

基本計画、中期計画に基づき事業を推進しているが、進捗は遅れている。

公園等の整備においては、地域住民の意見、要望を取り入れ、可能な範囲で公園の整備内容に反映させている。

### 【社会動向】

#### 【東京都】

「パークマネジメントマスタープラン（平成27年3月改定）」の中で、東京がめざす公園づくりとして「時代のニーズにあった整備および経営を推進していくことが必要」としている。

#### 【区】

既存公園（公園・児童遊園約200箇所）の老朽化に伴い、計画的に全面改修・補修・修繕を行い安全で快適な公園空間を維持していく必要がある。

#### 【その他】

少子高齢化社会の急速な進展・人口減少への転換等、公園を取り巻く社会環境が大きく変貌している。

⇒従来の行政主導の事業手法から、区民・NPO・企業（民間活力）と連携しながら区民の視点にたって整備、管理していく手法に転換することが必要である。また、社会環境の変化を反映した公園整備が必要である。

### 【今後の課題】

①計画的な公園整備を進めているが、必ずしも個性ある魅力的な公園の整備にはつながっていない。また、全体的に公園の老朽化が進行しており、トイレ等を中心に公園施設等の清潔感や快適性を求める意見が多い。

②ボランティアの高齢化による人数の減少により、地域住民との協働により公園を管理することが難しくなっている。

③4つの河川に囲まれている北区の地理的特性を踏まえ、水辺空間についての活用やみどりのネットワークの形成を推進する必要がある。  
また、荒川河川敷の土砂仮置き場が終了したことで、地区別計画を踏まえた豊島ブロックの具体的な整備計画を区民参画のもと検討することが必要である。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○生活環境評価において、「公園・広場・子どもの遊び場などの公共空間」の満足度は普通との評価である。  
⇒満足度が向上するよう、ニーズを的確に捉え事業を推進することが必要である。

○「地域の将来像」の期待度では、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が4割を超え最も高い。

⇒「自然と親しめるまち」の期待に応えられるように、事業を推進することが必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

公園やみどりを核とし、民間活力を取り入れて崖線や水辺空間、地域のみどりを生かしたみどりのネットワーク形成や、みどりと調和したうるおいのある都市景観の創出等、花・みどりあふれる美しいまち並みを形成し、快適な区民生活や訪れた人にやさしいまちのイメージや魅力を高める。

### 【施策の方向性】

#### ①魅力ある公園づくり

公園総合整備構想を策定し、北区の公園のあり方を示していく。公園の規模に応じた役割の整理を行い、コンセプトの設定や季節感ある公園づくりなど、個性ある公園づくりを進めて魅力を向上させる。

また、公園の整備・改修に当たっては民間活力の導入について検討するほか、公園施設等の適切な配置を進めることで効率的な維持管理を推進し、清潔感・快適性を向上させる。

#### ②区民主体の身近な公園づくり

新たなボランティア人材の発掘や効率的な公園の管理方法について検討を行い、引き続き地域住民との協働による公園づくりを推進する。

#### ③うるおいのある水辺空間づくり

4つの河川に恵まれた北区の水辺環境を生かし、にぎわいのある水辺空間の整備を進め、区民の水や川に対する親しみを深めていく。

### 【重点施策】

#### ★魅力ある公園づくり

⇒区民が愛着を感じ、訪れる人にやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、既存の団地再編等に伴った、積極的な土地利用の誘導を図ると共に、既存公園である飛鳥山公園の拡張整備や名主の滝公園の再生整備を推進する。また、公園管理等の効率化を図るためには、民間活力による公園の運営管理や整備が必要であり、区として魅力的な公園づくりに取り組んでいく。

### 【単位施策の変更】

②季節感あふれる公園づくりの名称を魅力ある公園づくりに変更し、①区民主体の身近な公園づくりと並び順を変更。

### 【取組み例】

①大規模な公園については、民間活力の導入を視野に入れ、マーケットサウンディング（※37）の実施や各公園のコンセプトの決定と共に、P-PFI（※38）制度や指定管理者制度の活用により「魅力ある公園づくり」を推進する。

トイレ・砂場を中心に公園施設等の再配置計画を策定し、公園施設の効率的な維持管理体制と清潔感・快適性を向上させる。

②公園等を整備する際の意見交換会（ワークショップ等）の開催。また、花壇管理や清掃を実施する美化ボランティア活動を促進する。

③指定管理者制度を含めた荒川河川敷の有効利用の検討を行う。  
『荒川将来像計画2010（地区別計画）[北区]』に基づき、豊島五丁目荒川河川敷（豊島ブロック）の整備に向け基本計画を作成し事業を推進する。  
水辺空間や水上を新しく活用する可能性を、「北区版ミズベリング・プロジェクト」における調査結果をふまえて検討する。

## 3-7 持続的発展が可能なまちづくり

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画（H29-31）における新規事業

(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換	
① 再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み	○新エネ・省エネ導入の促進
② 啓発活動・環境学習の充実	
(2) 資源循環型システムの構築	
① 区民・事業者・区の協働による3Rの推進	
② さらなるごみの減量化	
③ ごみの適正処理の推進	
(3) 良好な生活環境の保全	
① 公害の防止・抑制	
② 区を取り巻く環境の把握と保全の取り組み	
③ 喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出	
④ 廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応	

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・地球温暖化対策に向け、省資源・省エネ型の機器設備の導入や家庭でのエネルギー使用量の目標を立て、実行していく。
- ・省エネ道場など子ども向け環境学習講座への参加や、環境リーダー養成講座を受講し、地域の環境保全活動のリーダーとして活躍する。
- ・ごみ減量やリサイクル活動の取り組みを行う。
- ・公害を未然に防ぐため地域で協力して周辺環境に配慮していく。
- ・喫煙マナー向上のための啓発キャンペーンを区と協働で実施、推進していく。



### 北区基本構想

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、区民や事業者は、一人ひとりが地球に住み、暮らし、活動する「地球市民」として、地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図ります。  
また、区、区民、事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、ボランティア・市民活動団体を含めた連携、協働を進め、資源循環型システムを構築します。  
さらに、新たな環境汚染問題にも取り組みます。

### 重点施策

- ★再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み  
⇒区民・事業者への省エネ機器導入のさらなる充実と情報提供を図る。
- ★啓発活動・環境学習の充実  
⇒子どもの頃からの環境教育の推進及び区民が省資源・省エネルギーに取り組むきっかけづくりの推進
- ★区民・事業者・区の協働による3Rの推進  
⇒区民・事業者・区が協働で3Rのリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（資源化）を推進し、さらなるごみの減量化事業を実施することで、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちを実現する。
- ★公害の防止・抑制  
⇒発生源対応、相談対応等の身近な都市・生活型公害への対策
- ★喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出  
⇒指定喫煙場所の環境改善を推進し、たばこの煙が広がらないようにする。

### 区（行政）の役割

- ・家庭・事業所への省エネ機器等導入支援を充実させ、支援制度や施策の情報発信に努めるとともに、技術発展やライフスタイルの変化等に合わせた、助成対象機器や助成内容の検討・見直しを行う。
- ・環境教育・環境学習の機会の確保を進める。取り組みの継続性の確保のために、担い手となる環境リーダーをはじめ、民間団体の活躍の場を確保していく。
- ・区民や事業者の自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援を実施するとともに、特に環境負荷の低減に向けて効果の高い2R（発生抑制・再利用）の普及啓発を充実していく。
- ・公害の未然防止のための情報発信、また公害苦情について当事者間での問題解決が図れるよう支援する。
- ・指定喫煙場所の環境改善及び条例の周知・啓発を充実させていく。

## (1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換 将来世代に承継・持続的発展が可能なまちをつくる「地球市民」となる

### 【基本計画2015の実績評価】

新エネ・省エネ機器等導入助成制度利用件数、省エネ道場参加者数及び環境活動自己診断参加者数は増加し、分譲マンション等の省エネ診断・提案数については年により増減があるが一定数の活用は維持されており、各々目標に向け推進できている。

区民・事業者及び区有施設の新エネ・省エネ機器等の導入件数は増加し、今後の温室効果ガス排出量の削減が見込まれる。オール東京62市区町村共同事業提供資料によると、北区での温室効果ガス排出量も年々減少している。また、子どもの頃からの環境学習の実践の場である省エネ道場の参加者数も増加し、事業で実施した保護者アンケートでも、子どもが環境・エコに対する関心や意識を持つようになったとの意見を得られた。

新エネ・省エネ機器等導入助成制度の利用件数につき、全体としての助成利用件数は年々増加している。また、省エネ道場事業においても、参加者数は順調に推移している。

今後は、集合住宅の割合が戸建住宅よりも高い北区の特性に合致した情報提供のあり方や助成メニュー等を検討し、推進する必要がある。

### 【社会動向】

【国】「第五次環境基本計画」が平成30年4月に閣議決定され、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定している。

また、新たに気候変動適応法も制定され、国や地方公共団体には適応策を推進する役割が求められている。

【区】「北区環境基本計画2015（平成26年度）」の基本方針に基づき、環境施策を推進し、また、地球温暖化対策についての計画を策定し、具体的な取組みを行っている。

【その他】ほぼ全区において「環境基本計画」、及び「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定し、目標達成に取り組んでいる。

⇒パリ協定を踏まえた国の温室効果ガス排出削減量の中期目標では、2030年度において2013年度比26.0%削減との高い目標を掲げ、区においても同様の水準で設定し、策定している。そのため、その実行性や実現可能性に向けた取組みが要求される。

### 【今後の課題】

①SDGsによる重点戦略の設定や気候変動適応策の法制化など、環境に関する新たな視点を取り入れられ、方策を検討する必要がある。

「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画（平成29年度）」の改定に関する「区民意識調査（平成29年度）」では、新エネ・省エネ機器等に関する情報の提供についての評価が低く、区民の望む情報を提供できていないことが懸念される。

②子どもの頃からの環境教育の推進は重点施策①にて取り組んでいたが、活動の充実を図るため、重点施策②にて子どもから大人まで様々な世代における環境教育・環境学習の機会の確保・提供をしていく必要がある。

「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画（平成29年度）」の改定に関する区民意識調査では地球温暖化について、重要と考える人の割合が9割と高く、学習の機会の場の提供が望まれている。

### 【各種調査結果から】

【区民意識・意向調査（平成30年度）】

○前回（平成28年度）調査より、環境に関する「日頃実践している活動」や「今後取り組みたい活動」の各項目につき、全体的に減少している。

⇒環境に関する情報発信や子どもから大人まで様々な世代に向けた環境学習を充実させる必要がある。

○区の施策として「新エネルギーや省エネルギー型機器などに関する情報の提供」について評価が低い。

⇒新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度の拡充及び情報提供を充実させる。

【人口推計調査（平成29年度）】

○総世帯数について10年後まで増加傾向が見込まれる。

⇒家庭への新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成につき、制度自体の拡充や情報提供を充実させていく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

既存事業の有効性の評価を適切に行い、地球温暖化対策に係る活動の主体となる区民・事業者の参画を様々な場面で促進し、各主体が連携して取り組めるような仕組みづくりを推進する。また、北区役所は区内最大の事業者として、省エネルギー、省資源な環境配慮行動を自ら実践し、区民・事業者の模範となるよう率先的な取組みを目指す。

### 【施策の方向性】

①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取組み

新エネ・省エネ機器等導入助成をはじめとする地球温暖化対策の推進のほか、気候変動の影響による被害の回避・軽減といった適応策の視点という両輪から施策を推進し、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を減らす低炭素社会の実現を目指す。

②啓発活動・環境学習の充実

地球温暖化対策を支える担い手及び地域循環共生圏の形成等に向けた地域課題の解決に取り組む人材の育成・確保を行う。また、環境活動・エコ活動に取り組むための場を創出すること等により、区民全体の環境に関する関心を高めていく。

### 【取組み例】

①新エネ・省エネ機器等の導入助成制度の充実・利用促進を図る。

また、助成制度の充実・利用促進に限らず、持続可能な社会経済活動及び環境の展開に際し、気候変動とはどういったものか、どのような対策ができるのかをはじめ、省資源・省エネに関する情報提供、日々の取組みなど、区民及び区内事業者のきっかけづくりや気運醸成を進める。

②環境教育・環境学習の機会を拡充する。

様々なステークホルダーとの連携や子どもから大人まで様々な世代における環境教育・環境学習の機会を提供する。また、子どもの頃からの環境学習の機会の場の提供及び学校等との連携を充実させ、地域の環境活動の担い手となる環境リーダーの発掘・育成及び場の提供に重点的に取り組んでいく。さらに、環境大学事業とも連携し環境の生涯学習ネットワークを構築する。

### 【重点施策】

★再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取組みの推進  
⇒区民・事業者への省エネ機器導入のさらなる充実と情報提供を図る。

★啓発活動・環境学習の充実  
⇒子どもの頃からの環境教育の推進及び区民が省資源・省エネルギーに取り組むきっかけづくりの推進

## (2) 資源循環型システムの構築

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちとなる

### 【基本計画2015の実績評価】

雑がみリサイクルやリデュースクッキング等の普及啓発や、不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属などの資源化を実施し、ごみの量を削減する取組みを進めた。

町会・自治会と協働で行っている「びん・缶の回収」や古紙回収を推進し、資源回収を推進することで、ごみ減量を進めた。



総ごみ排出量及び区が収集するごみ量は、微増となっている。

資源回収量及び集団回収量は、微減となっている。

区民一人一日当たりごみ排出量も微減となっている。

一人あたりごみ量は、現段階での目標を達成できているが、北区全体のごみ排出量の削減目標は、達成できていない。人口の増加や事業系ごみの増加によりごみ排出量が微増の傾向となっている等もあることから、引き続き、効果的なごみ減量施策を展開する必要がある。

### 【社会動向】

【国】平成30年6月閣議決定「第四次循環基本計画」で「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」を描いている。

【区】平成30年度に実施している北区資源循環推進審議会の答申を受けて、平成31年度に「(仮称)北区一般廃棄物処理基本計画2020」を策定する。

【その他】平成29年8月16日に発効した「水銀に関する水俣条約」で水銀含有廃棄物の厳格な取り扱いが求められている。

⇒災害廃棄物の処理については、大規模震災以外にも都市型の洪水など、地球環境の変化に伴う新たな災害が発生している。現在、震災については、平成31年3月策定予定の「北区災害廃棄物処理計画」で、新たな災害時に迅速かつ適切に対応、処理できるスキームを検討する必要がある。

### 【今後の課題】

①環境負荷の低減に、より高い効果が期待できる2R(発生抑制・再使用)の取組み推進が求められている。

関心が無い人、外国人や高齢者に分かりやすい周知の実施等、新しい普及啓発事業が必要となっている。

②区内総人口の増加による家庭ごみの排出量の増加や、日本経済の緩やかな回復基調による事業系ごみの増加が考えられる。

ごみ減量に効果的な施策が必要となっている。

③有害な廃棄物の適正処理を行うとともに、災害廃棄物を迅速かつ適正処理できる体制を構築する必要がある。

有害な廃棄物への対応については、「水銀に関する水俣条約(平成29年8月16日発行)」で水銀含有廃棄物の厳格な取り扱いが求められている。

災害廃棄物処理体制の構築では、震災廃棄物を迅速かつ適正に処理するために策定する「北区災害廃棄物処理計画」に基づき、体制整備を行うとともに、都市型の洪水等、地球環境の変化に伴う新たな災害への対応が求められている。

### 【各種調査結果から】

【人口推計調査(平成29年度)】

○平成30年1月1日現在の区の総人口は348,030人で、増加傾向にある。

⇒人口の増加傾向や事業系ごみの増加を踏まえて、一般廃棄物処理基本計画の目標を改定するとともに、北区災害廃棄物処理計画の処理体制を平成31年度に策定する予定の「(仮称)北区一般廃棄物処理基本計画2020」に反映させる。

### 【基本計画2020に向けて】

区民・事業者・区が協働で3Rを推進し、さらなるごみの減量化事業と有害な廃棄物の適正処理を実施する。また、災害時に発生する廃棄物を迅速に処理できる体制を整備し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちを実現する。

### 【施策の方向性】

①区民・事業者・区の協働による3Rの推進  
循環型社会を構築するために、区民・事業者・区がごみ減量に向けて、それぞれの責務を果たすとともに、3Rを推進する事業として町会・自治会と協働で取り組んでいる「びん・缶のリサイクル」等の事業を実施し、普及啓発に努める。

②さらなるごみの減量化  
ごみ減量のための事業やごみの発生自体を抑制する普及啓発事業等を引き続き実施するとともに、食品ロス対策等、新たな事業を、様々な視点や環境負荷のない方法で実施する。

③ごみの適正処理の推進  
有害な廃棄物や適正処理困難物については、区が主体となって実施可能な事業を中心に適正処理を推進する施策を展開する。  
災害廃棄物については、国や東京都の災害廃棄物処理体制を注視しつつ、平成30年度に策定する「北区災害廃棄物処理計画」を踏まえて処理体制を構築する。

### 【取組み例】

①引き続き町会・自治会と協働で取り組んでいる3Rに関する事業を推進し、3Rのうち特に効果が高いとされる2Rの発生抑制、再使用に関する新たな普及啓発や取組みを進める。

②具体的な取組みとして、平成31年度に拡大予定の不燃ごみ資源化事業により、不燃ごみの9割以上を適正に資源化し、さらなるごみ減量を実現する。  
可燃ごみに多く含まれる紙類の資源化や食品ロス等の生ごみ対策についても審議会の答申や「(仮称)北区一般廃棄物処理基本計画2020」を踏まえて事業を実施する。

③平成31年度に実施予定の不燃ごみ資源化事業の中で、水銀などの有害な廃棄物の適正処理に取り組む。  
「北区災害廃棄物処理計画」を踏まえて、職員行動マニュアル等を整備し、具体的な処理体制を検討、検証する。

### 【重点施策】

★区民・事業者・区の協働による3Rの推進

⇒区民・事業者・区が協働で3Rのリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(資源化)を推進し、さらなるごみの減量化事業を実施することで、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちを実現する。

### 【単位施策の変更】

③「事業系ごみの適正処理の推進」→「ごみの適正処理の推進」に変更

### (3) 良好な生活環境の保全 公害防止や身近な環境問題へ対応する

#### 【基本計画2015の実績評価】

工場や指定作業場等の手続きについて、事前相談や他部署との連携により、機会を逃さずに指導を行ってきた。

生垣造成については平成29年度実績が落ち込んだことを踏まえ、助成制度を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、現状では問い合わせ回数が増えているため、今後実績値の増加が予想される。

特定粉じん排出等作業実施届出書は届出対象建材が増えたことに伴い、届出件数も増加傾向にある。

PM2.5(※39)は平成29年度に環境基準を満たした。光化学オキシダント(※40)濃度は環境基準を達成できず、毎年注意報が発令されている。

大気汚染防止法で義務付けられたアスベストの事前調査結果の揭示不備など軽微な違反が増加している。

緑化推進モデル地区事業により、民有地の緑化延長および面積は徐々にではあるが増加し、園芸用品支給数も多く、接道部の緑化に貢献している。

PM2.5の数値改善及び光化学オキシダントの環境基準達成に向け、取り組みやすいVOC(※41)対策の推進が重要である。

事業者指導については、法条例の改正に機敏に対応し、適切な情報提供を通じて速やかに改正内容に適合できるよう促す必要がある。

相談対応については、事業者、区民ともに多様化していることを踏まえ、他部署との連携や当事者間で解決を図るための支援も考慮が必要である。

#### 【社会動向】

【国】羽田空港の国際線増便に向けた飛行経路見直し等による機能強化が進められている。

健康増進法が改正され、多数の者が利用する施設等において、類型に応じて喫煙が禁止される。

【東京都】「東京都環境基本計画2016」において、「2030年度までに」「光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下とする」としている。

東京都受動喫煙防止条例が制定され、多数の者が利用する施設等において、国の改正健康増進法よりも厳しい基準となっており、類型に応じて喫煙が禁止される。

【区】光化学オキシダントおよび石神井川の大腸菌群数について、基準達成が課題となっている。

現時点の北区内の航空機による騒音影響を把握するため航空機騒音実態調査を実施する(平成30年度)。⇒PM2.5、光化学オキシダント対策、河川水質改善、アスベスト飛散防止対策、航空機騒音への対応が更に求められる。

指定喫煙場所の環境改善が求められている。

#### 【今後の課題】

①アスベスト及び土壌汚染対策等、漸次強化される規制への迅速な対応が求められている。多様化していく公害苦情や、住工混合による騒音・振動・悪臭問題の顕在化について、各案件に沿ったきめ細やかな対応が求められている。事業所から発生する騒音・振動に対する相談に加え、近所のクーラーやピアノなどの音の生活騒音に対する相談が引き続き寄せられている。

②国土交通省が計画している羽田空港の機能強化による航空機騒音への対応や、平成29年度に石神井川に適用される環境基準が強化されたことで新たに監視項目となった大腸菌群数の環境基準達成が新たな課題となっている。引き続き、大気、水質、騒音、振動等の状況把握が必要となっている。

③東京都受動喫煙防止条例により、原則屋内禁煙となるため、屋外における喫煙者の増加が見込まれる。

④現に人が居住している、廃棄物の堆積に起因する管理不全な家屋及びその敷地が、居住者本人及び近隣住民の生活環境を損なっている。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○生活環境評価では、「工場、自動車、鉄道の騒音・振動」「近所のクーラーやピアノなどの生活騒音」「自動車の排気ガスなどによる空気の汚れ具合」の満足度が、平成28年度調査時と比較して低下している地区がある。また、「近所のクーラーやピアノなどの生活騒音」の満足度は、「定住意向」の人より「転居意向」の人の方が低くなっている。  
⇒大気・水質・騒音・振動等の測定調査継続及びわかりやすい情報提供を行う。

また、多様化する苦情への柔軟な対応や法条例に基づき、事業者への適切な公害防止指導を行う。

#### 【基本計画2020に向けて】

北区を取り巻く環境の状況を把握し、区民への情報提供を継続する。また、事業者への適切な指導・助言や、多様化する公害相談への柔軟な対応を通じて、さらなる公害低減を図る。

指定喫煙場所の環境改善を検討・実施し、喫煙マナーを向上させ、喫煙者、非喫煙者が共存できる環境を創出する。

#### 【施策の方向性】

##### ①公害の防止・抑制

産業型公害防止のための適切な指導や助言を行い、情報を発信する。  
多様化する公害苦情に柔軟に対応する。  
身近な都市・生活型公害防止のための啓発・情報発信を行う。

##### ②区を取り巻く環境の把握と保全の取組み

大気や水質、騒音、振動などの測定を行うことで、区を取り巻く環境を把握し基準等の適合状況を監視するとともに、区民に情報を提供する。また、状況に応じて、東京都や関係機関と連携し対応する。

##### ③喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

指定喫煙場所の環境改善等、屋外における喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備する。

##### ④廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応

居住者に寄り添った福祉の支援を行い、それにより解決が困難なケースについての対応を検討する。

#### 【重点施策】

##### ★公害の防止・抑制

⇒発生源対応、相談対応等の身近な都市・生活型公害への対策

##### ★喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

⇒指定喫煙場所の環境改善を推進し、たばこの煙が広がらないようにする。

#### 【単位施策の変更】

- ②「環境汚染問題への対応」→「区を取り巻く環境の把握と保全の取組み」に変更
- ③「緑化の推進」を「3-8 自然との共生」に移行
- ③「喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出」を新規で設定
- ④「廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応」を新規で設定

#### 【取組み例】

①法や条例の改正、マニュアル等改訂等に迅速に対応し、改正等の内容を職員が十分に把握した上で適切に運用し、区民・事業者への周知徹底に努める。

多様化する公害苦情解決のため、関係部署との連携を図るとともに、当事者間で解決できるよう支援する。

産業型公害防止のために事業所に対する指導を行う。

身近な生活の中で起こりがちな騒音や振動、悪臭について、きめ細やかな情報を提供する。

②窒素酸化物やPM2.5の大気測定、隅田川や石神井川など区内を流れる河川の水質調査、区内の自動車騒音や新幹線騒音・振動測定を行う。

また、北区上空を通過する航空機騒音について、羽田空港機能強化における新飛行経路運用前後の騒音レベルの変化を把握する。

結果について年報や北区公式ホームページ等による区民への情報提供を行う。

豊島5丁目地域の土壌汚染について、適切なリスク管理を継続して実施する。

③指定喫煙場所の環境改善整備を行い、迷惑喫煙防止のための巡回指導や啓発キャンペーンを推進する。

④仕組みを構築するため、関係機関や専門機関との全庁的な検討体制をつくる。

## 3-8 自然との共生

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1)自然環境の保全・創出	
①	自然環境の保全・創出
②	自然観察や環境学習の充実

(2)環境緑化の推進	
①	まちなかの緑化
②	地域緑化のしくみづくり

○緑化推進モデル地区事業

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・みどりや多様な生物と親しむ機会を持つ
- ・環境学習講座受講等により、自然環境についての関心、理解を深める
- ・みどりの保全活動に参加する
- ・美化ボランティアへの参加など、まちなかにおける緑化の維持推進
- ・民有地における緑化の維持推進を図る



### 北区基本構想

自然は、私たちの快適な生活環境や生態系にとって、かけがえのないものです。区は、区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出し、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創造します。

### 重点施策

★自然観察や環境学習の充実  
⇒環境学習施設および環境大学事業の運営形態変更に伴い、講座のブラッシュアップや実施体制強化に取り組む。

★まちなかの緑化  
⇒公共施設や民間施設の緑化及び助成制度等による民有地の緑化を推進し、みどり豊かな都市環境を創造する。

### 区（行政）の役割

- ・自然環境の保全、生物多様性についての啓発を行う
- ・環境学習講座の充実、周知を図る
- ・美化ボランティア等、地域で活躍する人材の育成を行う
- ・緑化に関する助成制度の普及、適正な運用に努める
- ・まちなかの緑化推進を図る

## (1) 自然環境の保全・創出

自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創出する

### 【基本計画2015の実績評価】

保護樹木等の管理に対する助成制度を運用し、例年一定の助成申請数を維持している。

自然観察や体験学習講座を東京家政大学およびお茶の水女子大学と協働で実施。(29年度から東京家政大学のみ。29年度実績：36回講座開催)

河川生物生息調査において、報告書とともにイベントの実施、関連グッズの配布等を行った。

外来種への注意喚起については、美化ボランティアやみどりの協力員等に対しての啓発活動を行っている。



自然観察や体験学習講座は各講座の連動性を高めることで内容の充実をめざし、利用者は増加傾向にある。(30年度は29年度より39%増)

保護樹木等助成制度は、緑化のみならず防災面における機能向上にも寄与している。

助成制度を活用した生垣造成は今後も積極的に推進すべき事業として、制度の拡充を検討していく。

各種環境学習講座は、リピーター率が高く、区民の環境意識向上に寄与していると評価できる一方、講座内容や参加者の固定化等、学習の広がりという点では課題が残る。

区民一人あたりの都市公園敷地面積は約3㎡と目標の5㎡を下回っており、公園面積の確保、維持管理に努めていかなければならない。

### 【社会動向】

#### 【国】

一般市民参加型の「全国水生生物調査」を実施し、水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価、環境問題への関心を高める取組みを推進している。

平成31年度に森林環境譲与税を、36年度に森林環境税を創設予定。

#### 【区】

区職員と魚類学の専門家による河川生物生息調査を定期的に実施。環境学習講座の協働提携先を東京家政大学に一元化した。またエコベルデと自然ふれあい情報館の運営を一本化し民間委託とした。

⇒区民の環境への関心を高めるため、環境大学事業における講座内容の充実や活動の浸透等が必要になる。また区が実施する調査を区民参加型とする等、区民がやりがいを感じることでできるような工夫が求められている。

⇒森林環境譲与税、森林環境税の動向を注視する必要がある。

### 【今後の課題】

①野生生物の生息・生育環境を確保するため、自然環境の保全、外来種についての情報、駆除の必要性について情報発信を進める必要がある。外来種に関する情報発信については、区民の不安をおおらないようにする必要がある。

②自然環境について区民の理解と関心を深めるために、環境学習の機会を増やし、周知活動に努め、学習内容の充実を図る必要がある。現状では、学習の成果を実際に発揮できる活躍の場がまだ少ない。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○北区の期待する将来像において、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が最も高くなっている。

○個人で取り組みたい地球温暖化対策として、「環境について学ぶ」という項目を4割近い人が選択している。

○今後やすらぎのある快適な都市環境形成のため、区が力をいれるべき施策として、「環境問題に関する講習会、学習会などの開催」の数値が伸びている。

⇒みどりの多い居住環境の形成に向けて、民有地における緑化に関する助成制度の周知や拡充に力をいれる必要がある。

⇒環境について学ぶ機会を増やしていく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

みどりの多いまちの形成に向けて、行政主体の取組だけでなく、区民の環境学習に対する意欲向上のため、講座の受講だけで完結せず、講座修了生の活躍の場の形成に向けた取組みを推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①自然環境の保全・創出

生物多様性の観点から崖地の樹林や河川敷草地、自然を生かした公園等における自然環境の保全を行い、身近にみどりとふれあうことのできる環境を創出する。

家屋被害をもたらす外来種の情報発信をはじめ、生態系への被害等、外来種に起因する問題等に関する区民の理解醸成を図る。

#### ②自然観察や環境学習の充実

区民自ら環境について考え行動できるようになることを目的に、環境に関するふれあい・啓発事業、学習の機会拡大や内容充実に取り組む。小・中学校において自然観察や体験活動を取り入れ、環境学習の充実を図る。また区民や学校と協働し、環境学習の場となる自然環境の適切な維持管理を行う。

### 【重点施策】

#### ★自然観察や環境学習の充実

⇒環境学習施設および環境大学事業の運営形態変更に伴い、講座のブラッシュアップや実施体制強化に取り組む。

### 【他に施策の変更】

#### ②自然観察や環境学習の充実

…「自然観察や体験学習の充実」という単位施策名からの変更。

基本施策(2)環境緑化の推進—単位施策②地域緑化のしくみづくり 内の取組みとしていた「緑化学習の提供」を、環境学習として、この単位施策に移行。

### 【取組み例】

①生物多様性の観点から自然環境の保全をめざした取組み（公園・河川敷等におけるみどりの保全など）を推進する。

外来種に関して、分かりやすい情報発信を行い、生息状況等について、区民が正しく理解するための啓発活動を行う。

②みどりと環境の情報館（エコベルデ）、自然ふれあい情報館、東京家政大学による環境大学事業の充実、連携の強化を行う。

学校のビオトープ等を活用した、子どもたちへの環境教育を行う。

河川生物生息調査や学校やエコベルデのビオトープの管理等において、区民が活躍できるしくみづくりを行う。

## (2)環境緑化の推進

まちなかが季節の草花であふれ、区民が身近にみどりに親しむことができる

### 【基本計画2015の実績評価】

緑化推進モデル地区として、26年度に2地区、28年度に4地区を指定し、緑化に関する助成金の引き上げ等により、緑被率の向上を図っている。

花のあるまち推進事業において、区内の花苗植栽や清掃に従事する美化ボランティアを育成し、作業箇所は年々増加している。

学校における既存校舎の屋上、壁面緑化工事は年1校ベースで着実に施工を行っている。

公共施設の積極的な緑化指導、民間施設の緑化基準を引き上げ、まちなかの緑化を促進している。

生垣造成や保護樹木等、民有地の緑化に係る助成制度の分かりやすいパンフレットを作成し、制度の周知に努めている。



緑化推進モデル地区の指定により、民有地の緑化面積の増加、接道部の緑化につながっている。

各種助成制度に関する問い合わせ件数は増加しており、今後の申請数の増加が見込まれる。

緑化推進モデル地区や花のあるまち推進事業については十分な成果を出している。

民間施設の緑化については、緑化計画書における規定等、改善する余地がある。

### 【社会動向】

#### 【国】

都市公園法や都市緑地法において、都市公園の再生・活性化、緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充についての改正が29年度に行われた。

平成31年度に森林環境譲与税を、36年度に森林環境税を創設予定。

#### 【東京都】

震災でのブロック塀倒壊を受け、森林保全の観点からもフェンスとして国産木材の生垣活用を促す施策を検討する方針が示されている。

#### 【区】

30年度に「緑の実態調査」を実施、31年度に改定する「緑の基本計画」においては、都市公園法や都市緑地法の改正をふまえた内容とする。

⇒生垣造成の助成制度や、その後の維持管理に関する助成についての周知・改善に努める必要がある。

⇒「緑の基本計画」改定において公園の活性化、機能向上の方針等を盛り込む必要があるため、他部署と連携をとって進めていく必要がある。

⇒森林環境譲与税、森林環境税の動向を注視する必要がある。

### 【今後の課題】

①公共施設・公共空間や民間施設・民有地における緑化を推進するために、緑化基準等の見直しの検討が必要である。

一定規模の民間樹木の保全を図るために、生垣や保護樹木等に関する助成制度の拡充が必要である。

②地域の緑化に意欲のある区民、町会・自治会等地域コミュニティや事業所を継続的に支援するしくみが必要である。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

今後やすらぎのある快適な都市環境形成のため、区が力をいれるべき施策として、「道路や公共施設などの緑化の推進」が28年度調査に引き続き、高い割合で求められている。

⇒学校や公園等の公共施設においては、緑化基準等の見直しを検討していく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

公共施設および民間施設の適切な緑化基準の検討を行うとともに、民有地の緑化に関する助成制度、緑化推進モデル地区、美化ボランティアといった区民単位の活動に対して支援を行う。

### 【施策の方向性】

#### ①まちなかの緑化

公共施設や民間施設および民有地の緑化を推進し、区民の生活に豊かさやうるおいを与えると共に、オープンスペースの確保等による防災性への寄与、二酸化炭素吸収等による環境性への寄与など、みどりの持つ多様な機能に着目して、快適かつ安心・安全で自然ゆたかな都市環境を創造する。

#### ②地域緑化のしくみづくり

地域で花やみどりを育てることを通じていきいきとした地域コミュニティが形成され、区民一人ひとりが身近にみどりに親しみ、自主的な緑化活動を継続して行うことができるよう支援する。

### 【取組み例】

①公共施設や民間施設において、緑化基準の見直し等、より積極的な緑化推進の取組みを検討する。

生垣造成や保護樹木等の維持管理に関する助成制度の拡充等を検討し、所有者の負担軽減を図る。

②「みどりの協定」の締結や緑化推進モデル地区の指定により緑被率の向上を図る。

美化ボランティアの育成・支援とともに、みどりの協力員や町会・自治会、商店街、学校等と協働し、地域の緑化活動を促進する。

### 【重点施策】

#### ★まちなかの緑化

⇒公共施設や民間施設の緑化及び助成制度等による民有地の緑化を推進し、みどり豊かな都市環境を創造する。

### 【単位施策の変更】

#### ①まちなかの緑化

・・・「公共空間の緑化」という単位施策名からの変更。

## 4-1 区民と区の協働による まちづくりの推進

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (1) 区民参画の推進

①	区民参画の推進	
---	---------	--

### (2) わかりやすく開かれた区政の推進

①	情報公開と透明な行政運営の推進	
②	情報発信型区政の展開	

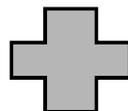
### (3) 責任ある協働の推進

①	協働の推進	○大学の誘致
②	公益的活動の支援	☆東洋大学と連携した地域活性化の推進

#### 区民とともに

##### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ 区のアンケートや調査に協力する。
- ・ 広報紙などを通して区政情報に関心を持つ。
- ・ 区の計画や施策決定の際に行われるパブリックコメントやワークショップ等に参加する。
- ・ 自らの地域の問題に目を向け、区に意見の発信や提案を行う。
- ・ 地域活動や町会・自治会活動に参加する。



#### 区（行政）の役割

- ・ 政策形成の過程において、十分に区民の意見を踏まえる。
- ・ 区政に関する情報を積極的に、多様な手段を活用して発信する。
- ・ 地域の課題を把握し、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを区民とともに展開する。
- ・ 区民や地域活動団体、大学などの教育機関、企業、商店街といった様々な活動主体と連携・協働する。

#### 北区基本構想

「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、区民と区は、良好なパートナーシップを構築し、協働してまちづくりを進めます。  
区は、区政の様々な場面への区民参画を推進するとともに、わかりやすく開かれた区政を推進します。

#### 重点施策

##### ★区民参画の推進

⇒多様な区民ニーズに応え、地域の実情に即した施策を進める必要性から、区民自ら課題意識を持ち、主体的にまちづくりに関わることのできるしくみづくりを行う。

##### ★情報発信型区政の展開

⇒区民との協働によるまちづくりを推進していくためには、様々な区政情報の積極的な発信が必要であることから、わかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、マイナポータルやSNSといった手段を活用し、区民がそれぞれに必要な情報、関心のある情報を得られ、区政の課題をとともに考えていけるようにする。

##### ★協働の推進

⇒区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学などの教育機関、企業、商店街といった様々な主体とともに、公民の役割と責任を明確にしながら連携・協働する体制づくりを行う。そのために協働に対する理解促進や協働機会の拡充を図る。

## (1) 区民参画の推進

区民が主体的にまちづくりに関わることができるようになる

### 【基本計画2015の実績評価】

平成29年度におけるパブリックコメントは、「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン(案)」など12の案件に対し、291件の意見が寄せられた。

区政モニター制度により中高生を含めた幅広い区民の声を継続的に収集している。また、3地域ごとの町会自治会連合会の理事会に区長が出席し、意見交換を行う「きずなトーク」を平成28年度から実施している。

ふれあい館やわくわく☆ひろば(放課後子ども総合プラン(※1))の中には、地域住民が管理運営を行っている所がある。

計画や施策決定の際にはパブリックコメントや区政モニター等を活用して区民の意見を反映しているが、地域で実際に公共サービスの担い手となる区民は、高齢化・固定化する傾向にある。

区民主体のまちづくりを進めるためには地域の課題を地域で共有するしくみづくりが必要となる。幅広い世代の参加には区民がやりがいをもち、区政活動に取り組むことができる工夫が重要となる。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】  
○年齢が高くなるほど、区政への関心度は高くなり、20代の約7割は関心がないとしている。

⇒高齢者に対して、わかりやすい区政情報の提供を行っていく必要がある。また区政への関心が薄いとみられる多くの若年層に対するアプローチが必要である。

○区政参画または地域活動にスタッフとして参加したことのある人は、全体で約15%、60代・70代では2~3割程度となっている。

活動したことがない人の主な理由としては「きっかけがない」「時間がない」ということがあげられている。

⇒区民に区政参画または地域活動スタッフとしての参加を促すような情報発信、きっかけづくりの工夫が必要になる。

### 【基本計画2020に向けて】

「区民とともに」という区の基本姿勢を踏まえ、まちづくりの主役である区民が区とともに地域の課題に目を向け、解決に向けて協働していくことのできるしくみづくりを行う。

### 【今後の課題】

①時代とともに複雑化・多様化する区民ニーズや地域課題に的確に対応していく必要がある。

区政に関心のない人だけでなく、区政に関心がありながら区政参画や地域活動への参加をしたことのない人、特に若い年代の人たちへの働きかけが課題である。

公共施設等の自主管理運営については、地域住民の高齢化に伴い、担い手不足が顕著になっている地域がある。また、そのような役割があるということが地域の一部の人にしか伝わっておらず、地域への貢献・区政への参加をしたいと考えている人を掘り起こせていない。

### 【重点施策】

#### ★区民参画の推進

⇒多様な区民ニーズに応え、地域の実情に即した施策を進める必要性から、区民自ら課題意識を持ち、主体的にまちづくりに関わることのできるしくみづくりを行う。

### 【施策の方向性】

#### ①区民参画の推進

区民の区政への参加を促進するため、幅広い世代の多様な区民のニーズを取り込み、活躍の場へとつなぐしくみづくり、地域コミュニティの形成や地域の課題解決に貢献することへのやりがいをもち、きっかけづくりを行うとともに、区と区民が地域の課題を共有し、地域の実情に即した事業を協働して推進する。

### 【取組み例】

①パブリックコメントだけでなく、対話型ワークショップ等、区民と職員が活発な意見交換を行い、区民が直接政策形成に関わることのできるしくみづくりを行う。

防災訓練や公園美化といった気軽に参加できる活動、関心ごとや悩みごとを共有し活動につなげていけるグループづくりの支援など、多様な区民参画のきっかけづくりを行う。

## (2) わかりやすく開かれた区政の推進

区民との信頼関係を築き、透明な行政運営を推進する

### 【基本計画2015の実績評価】

北区ニュースは、町会・自治会及びポスティング業者を通じて全戸配布を行っている。

平成27年2月、北区公式ホームページは全面的にリニューアルし、わかりやすい情報発信に努めている。また、Twitterに続き、Facebook及びYouTubeを平成27年2月から運用を開始した。

ホームページ推進者を各課へ配置し、正確で最新の情報公開を行う体制を整備している。

個人情報の保護に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努めている。

北区公式ホームページのアクセス件数は増加傾向にある。北区公式SNSにおける記事の投稿数は年々増えており、それに伴いフォロワー数も徐々に伸びている。(平成30年10月現在 約6,200人)

わかりやすい区政情報の発信に向けた取組みを推進していくため、親しみやすい広報紙づくりのほか、多様なメディアの活用をさらに推進する必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】  
○区政参画のために力をいれるべき施策として、「情報公開など開かれた区政の推進」「多様な手段を活用した区政の情報発信」が回答の上位となっている。  
○区政情報の入手先は約8割が北区ニュースと回答している一方、20代の約4割は「特に区政情報は入手していない」としている。

⇒若い世代へアプローチできるような情報発信が必要になる。普段、区政に関する情報は不要と感じている世代であるかもしれないが、防災や防犯、健康や安全に関わること、駐輪や禁煙といったまちのルール等、若い世代にも必要な情報、届けなければならない情報は、その世代に効果的な広報媒体を検討し発信していく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

開かれた情報公開を行い、説明責任を果たすことにより、区民との信頼関係を築く。区民とともに区政の課題について考えていけるよう、双方向の情報発信を積極的に展開する。

### 【今後の課題】

①区民との協働によるまちづくりを進めていくためには、何より様々な区政情報をわかりやすく発信していく必要がある。

区民との信頼関係構築のためには、積極的な情報公開や適正な公文書の管理によって、行政の透明性を確保しなければならない。

②北区ニュースの内容の充実に加え、それ以外の多様な手段による区政情報発信が、特に若い世代へのアプローチに対して必要である。

区民が区政に関心を持つためには、区政の課題を区民と共有することが重要であり、そのためには区政情報の発信を行うだけでなく、区民の声を積極的に区が収集、把握することが必要となる。

### 【重点施策】★情報発信型区政の展開

⇒区民との協働によるまちづくりを推進していくためには、様々な区政情報の積極的な発信が必要であることから、わかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、マイナポータルやSNSといった手段を活用し、区民がそれぞれに必要な情報、関心のある情報を得られ、区政の課題をともに考えていけるようにする。

### 【施策の方向性】

#### ①情報公開と透明な行政運営の推進

積極的な情報公開によって、透明性の高い、区民に開かれた区政を実現する。

#### ②情報発信型区政の展開

様々な情報手段の活用により広報・広聴機能を充実し、区民一人ひとりに必要な情報が届き、区民が関心のある情報を的確に得られ、区政の課題をともに考えていけるよう、双方向の情報発信を積極的に展開する。

### 【取組み例】

①情報公開制度、個人情報保護制度の適切な運用、公文書の適正な管理に努める。

②わかりやすく読みやすいだけでなく、手にとってもらいやすい広報紙づくりを行う。  
SNSを双方向型コミュニケーションツールとしての活用する方法を検討する。  
マイナポータル(※2)を活用した公共サービス情報検索システム導入を検討する。

### (3) 責任ある協働の推進

区民と区がそれぞれの役割と責任を明確にしなが、連携して協働する

#### 【基本計画2015の実績評価】

大学連携に関して、東洋大学情報連携学部開設を契機として平成28年度に同大学と新たな連携施策に関する覚書を取り交わした。

平成29年度、新しい連携先としてお茶の水女子大学と包括協定を締結した。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催気運を醸成するためのイベントや高齢者ふれあい食事会等、様々な事業を包括協定を締結した各大学（※3）をはじめとした、多くの教育機関と連携して実施している。

北区協働推進基金を利用した政策提案協働事業は、開始10年で、北区初の「子育てメッセ」や「点字ブロック点検、検証並びに広域的点字ブロックデータベース制作事業」「依存症でも安心生活サポート事業」「映像アーカイブによる街おこし事業」等、多様な事業を公民連携で実施した。

パブリックコメントをはじめ、区民まつりや観光ボランティアガイド等、「北区協働ガイドライン（平成18年度）」にもとづく協働事業を毎年60以上実施している。

新たな大学との包括協定を締結するなど、大学連携の推進、協働体制の拡大をすることができた。

これまでに政策提案協働事業14事業、地域づくり応援団事業121事業に助成を行い、まちづくりのための新しい担い手の裾野を広げている。

「区民とともに」の基本姿勢のもと、様々な事業を区民、NPO団体及び大学などの教育機関、企業等と協働で進めてきた。

特に大学の専門性を生かした取組はますます重要である。今後はこれまでの連携事業に加え、新たな連携施策を推進していく必要がある。

また、地域課題解決に向けた町会・自治会をはじめとした地域コミュニティとの連携を進め、地域の実情に即したまちづくりを進めていかなければならない。

#### 【社会動向】

【東京都】「地域の課題解決プロボノプロジェクト」「地域活動支援アドバイザー派遣」（※4）等、町会・自治会を支援する取組が進められており、区内の町会においても活用されている。

【区】地域円卓会議（※5）では、地域の課題共有や情報交換を行っている。北区NPO・ボランティアぶらざでは各種講座を開催し、地域の担い手作りの支援を行っている。

⇒地域円卓会議をはじめとした地域団体同士が連携するための取組を推進していく必要がある。

#### 【今後の課題】

①地域社会を構成する様々な主体との協働が、多様な区民ニーズや地域課題にきめ細かく対応していくために不可欠である。

NPO・ボランティア団体等の先駆性や創造性、柔軟性、大学等の教育機関の専門性等、領域を超えた団体同士のネットワークを生かした取組みが重要となってくる。

②地域課題の解決に向けた活動を行う団体や企業が、活動を継続的かつ活発に行うことができる体制づくりが重要である。

そのためには活動の場だけでなく、団体同士のネットワークづくりが重要となってくる。

#### 【基本計画2020に向けて】

区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学等の教育機関、企業、商店街等、様々な主体との交流・連携をより強化し、それぞれの特性を生かした協働によるまちづくりを推進する。

#### 【施策の方向性】

##### ①協働の推進

行政だけでなく区民もまた公共サービスの担い手であるという意識のもと、職員の協働に対する理解促進を図り、区政の様々な分野において協働の機会を拡充するとともに、行政と地域の様々な主体をつなぎあわせて協働の推進体制を強化する。

大学や企業の知的資源やノウハウ、多様な人材やネットワークを生かした連携事業を推進し、その取組みの成果を広く周知して、より質の高いまちづくりにつなげる。

##### ②公益的活動の支援

区民、NPO・ボランティア団体や企業等、社会貢献活動を行う団体に対して、情報提供や相談体制の充実、ネットワークの強化を図る。

協働事業に対して適切な評価を行い、事業や活動の定着、運営団体の自立を促進する。

#### 【取組み例】

①地域の活動拠点である地域振興室の交流の場としての機能、情報の受発信機能を生かして、地域円卓会議をはじめとした地域団体同士が連携するための取組を推進し、区民と区政をつなぐ役割を果たす。

大学連携事業、政策提案協働事業を様々な分野において推進する。

②NPO・ボランティアぶらざを中心として、社会貢献活動に関する講座や研修、助成に関する情報提供、運営に関する相談窓口等を実施する。

協働事業に対する評価方法についての検討を行う。

#### 【重点施策】

##### ★協働の推進

⇒区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学などの教育機関、企業、商店街といった様々な主体とともに、公民の役割と責任を明確にしなが連携・協働する体制づくりを行う。そのために協働に対する理解促進や協働機会の拡充を図る。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○区政参画のために力をいれるべき施策として「情報公開など開かれた区政の推進」「多様な手段を活用した区政の情報発信」に次いで「区民と一緒に計画を策定し、事業を実施する」が多くなっている。

⇒区と大学との連携・協働に関する協定に基づき、今後さらに、それぞれが持つ人的・知的・物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯など地域課題の解決を目指していく必要がある。

○今までに、区政参画または地域活動に参加したことの有無について「ある」14.8%「ない」84.3%となっている。「ある」の中で65歳以上の割合は2割を超えている。

⇒地域住民が気軽に地域活動に参加しやすいようなくみづくりが重要である。

## 4-2 計画的・効率的な 行財政運営の推進 -1

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (1) 計画的な行政運営

①	計画的な行政運営	
---	----------	--

### (2) 健全な財政運営

①	自主財源の拡充	
②	基金・区債等の計画的活用	
③	持続可能な行財政システムの構築	
④	財政状況を区民と共有	

### (3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

①	組織・機構の改革	
②	職員定数の適正管理	
③	内部統制の構築	

### (4) 職員の資質の向上

①	職員研修の充実	
②	人材が育つ職場づくり	
③	人材育成を目的とした人事管理	

## 北区基本構想

区は、基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的、効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強じんな行財政体制を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

## 重点施策

★計画的な行政運営  
⇒施策の着実な実現に向けて、中長期的な視点で計画的に行政運営を進める。

★自主財源の拡充  
★持続可能な行財政システムの構築  
⇒計画的で安定的な財政運営のため、区税などの自主財源の着実な確保とともに、持続可能な行財政システムの改革を進める。

★組織・機構の改革  
⇒多様化・複雑化する行政課題に的確に対応できる組織づくりを進める。

★職員研修の充実  
⇒区民の視点に立って主体的に行政課題に取り組むことのできる職員を育成するため、多様な職員研修を実施する。

## 4-2 計画的・効率的な 行財政運営の推進 -2

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (5) 効率的な行政サービスの提供

①	行政情報化の推進	
②	行政サービス提供体制の整備	
③	民間活力の活用	
④	受益と負担の適正化	
⑤	行政評価システムの活用	

### (6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

①	新庁舎の整備	
②	公共施設の再配置の推進	○新庁舎の整備 ○公共施設の再配置 ☆遊休施設等の有効活用の検討
③	区有財産の活用	○区有施設エレベーターの改修

#### 区民とともに

##### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ 区の行政計画、予算内容に関心を持つ。
- ・ 区の財政状況、税金の使われ方を理解する。
- ・ 庁舎をはじめとした様々な区の施設に対し、その機能や必要性について考える。



#### 区（行政）の役割

- ・ 財政や社会動向の見通しに基づいた計画の立案を行う。
- ・ 健全な財政運営を維持し、新たな財源確保の検討を行う。
- ・ 多様化、複雑化する行政需要と業務の質や量の変化に対応できる組織づくり、職員の育成を行う。
- ・ 効率的な経営改革手法の活用を検討する。
- ・ 長期的な視点で公共施設の配置方針、維持管理方針を立てる。

#### 北区基本構想

区は、基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的、効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強じんな行財政体制を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

#### 重点施策

##### ★行政情報化の推進

⇒将来的に人口が減少に転ずることが予想される中、AI等のICTを活用した情報通信基盤のさらなる最適化を図るとともに、区の保有するデータを活用した新たな施策への反映を行う。

##### ★行政サービス提供体制の整備

⇒区民満足度の向上のため、電子申請をはじめとしたICTの活用やAI、RPAなどの先端技術の導入検討を行う。

##### ★民間活力の活用

⇒指定管理者制度などの着実な推進と、新たな公民連携手法の導入について検討を行う。

##### ★新庁舎の整備

⇒人にも環境にもやさしく区民に親しまれ、だれもが気軽に訪れることができる、開かれた新庁舎の整備に向けて取り組む。

##### ★公共施設の再配置の推進

⇒限られた資源の中で区民サービスの向上を図るために、公共施設のあり方を見直し、公共施設マネジメントに取り組む。

## (1) 計画的な行政運営

社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する行政需要に的確に対応する

### 【基本計画2015の実績評価】

基本計画2015を着実に推進することを基本とし、最重要課題である「地域のきずなづくり」「子育てファミリー層・若年層の定住化」に重点をおいた総合実施計画である、北区中期計画を策定し、様々な課題に対し取り組んできた。

「北区人口ビジョン」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本計画や中期計画との整合性を図りながら、将来にわたって活力ある北区の実現に向け重点的に取り組む施策についてまとめた。

中期計画（平成29～31年度）では、最重要課題に積極的に対応すべく、117の事業を計画化し、限られた資源の重点的、効果的な配分を行った。

基本計画や実施計画を策定し、総合的・計画的・効率的な行政運営を進めることは、社会経済動向の変化に伴って区を取り巻く環境も大きく変化する中、区民の多様化・複雑化する行政需要に今後も的確に対応していくためには不可欠である。

### 【社会動向】

【国】急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるなど、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年に制定した。

【区】区の人口等の現状と将来の展望を提示した「北区人口ビジョン」と、平成27年度を初年度とする5か年の基本目標や施策の方向、具体的な施策をまとめた「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定した。平成29年3月に中期計画（平成29～31年度）を策定。中期計画との整合性を図るために「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定した。

⇒計画事業の進行管理にあたっては、区政の課題や国・東京都の動向を把握し、目標を定め、重点的で効率的な区政推進に努めていく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

「区民とともに」を基本姿勢に、協働精神のもと計画的に区政を推進する。

### 【今後の課題】

①限られた資源の中、社会情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する区民の行政需要に的確に対応していくためには、各種計画や部門間の調整を図り、財政計画と整合性のとれた具体的で実効性のある事業計画を策定し、適切な進行管理のもとに事業を進めていく必要がある。

### 【重点施策】

★計画的な行政運営  
⇒施策の着実な実現に向けて、中長期的な視点で計画的に行政運営を進める。

### 【施策の方向性】

#### ①計画的な行政運営

中長期的な視点で社会経済動向を的確に展望するとともに、「区民とともに」という基本姿勢のもと、限られた資源の重点的、効果的な配分を行い、「北区基本構想」で定められた将来像の着実な実現をめざす。

### 【取組み例】

①基本計画によって区が取り組むべき主要な施策の方向性を示す。  
「地域のきずなづくり」「子育てファミリー層・若年層の定住化」をはじめとした、あるべき将来に向けて取り組むべき重要な課題を設定して計画の策定を行う。  
中期計画によって施策の目標と基準を定め、重点的で効果的、効率的な行政執行を推進する。  
基本計画・中期計画にもとづいた整合性・実効性のある各分野の行動計画を策定する。

## (2) 健全な財政運営

区の財政基盤を強固なものとする

### 【基本計画2015の実績評価】

学校改築や公共施設の更新、新庁舎建設や本格的なまちづくりの取組み等、計画事業の着実な推進により、歳出規模が拡大傾向にある中、「北区経営改革プラン2015」に基づいた持続可能な行財政システムの確立に向けて、事業の目的や効果の見直し・検証の徹底、限られた資源の重点的・効率的な配分、基金と起債の効果的活用を図ってきた。

少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加等により、経常収支比率（※6）は2年連続して悪化して平成29年度決算においては85.2%となった。一方、企業会計的手法を取り入れた地方公会計制度（※7）による財務書類の作成により、区民への説明責任を果たし、財政の効率化・適正化を推進するための体制整備を進めている。

自主財源の柱である特別区民税は近年増加傾向にあるが、今後も大幅な伸びを期待することは難しい状況にある。また、財政調整基金残高も一時より持ち直したとはいえ、必ずしも23区内において高い水準にあるとはいえない。依然として予断を許さない財政状況の中、創意工夫をもって計画的・安定的な財政運営を進めていく必要がある。

### 【社会動向】

【国】平成31年10月に消費税率10%へ引き上げ予定、法人住民税のさらなる国税化や地方消費税清算基準の見直しといった税制改正、幼児教育の無償化やふるさと納税による特別区民税の減収といった課題があげられる。

⇒特別区の負担増加が懸念される。

【区】平成29年度より地方公会計制度における財務書類の整備を行う。

⇒発生主義会計による正確な行政コストの把握、財政運営のマネジメント力の強化によって、財政の透明性を高め、区民への説明責任を今後も果たしていく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

長期にわたって安定した財源を確保し、積極的な行財政改革により、柔軟で強固な財政基盤を築く。

### 【今後の課題】

①先行き不透明な経済情勢の中、区の財政基盤をより強固なものとする必要がある。地方分権が進み、特別区相互間で税源の偏在がある中、均衡のとれた行政水準の確保や、事務事業の分担に見合う税財源の配分や移譲が必要である。

②景気や年度間の行政需要の変動、将来の行政需要の変動に対応できる財政計画が必要である。

③学校改築や公共施設の更新、まちづくりの推進等、課題が山積みである中、持続可能な行財政運営のしくみの構築が必要である。

④財政状況、区の資源投入についての方針を区民に理解してもらうことが必要である。

### 【重点施策】

★自主財源の拡充 ★持続可能な行財政システムの構築  
⇒計画的で安定的な財政運営のため、区税などの自主財源の着実な確保とともに、持続可能な行財政システムの改革を進める。

### 【単位施策名の変更】

経営改革の推進 ⇒ 持続可能な行財政システムの構築

### 【施策の方向性】

#### ①自主財源の拡充

区税等の自主財源確保に努め、財政の健全性を維持する。

#### ②基金・区債等の計画的活用

計画的な基金の積立・運用、区債の活用を行う。

#### ③持続可能な行財政システムの構築

新たな経営改革プランにもとづき、さらなる経営改革の推進と効率的な行政サービスの提供に向けた取組みを進める。

#### ④財政状況を区民と共有

区の財政状況を区民と共有するとともに、区が直面している課題への意識を共有する。

### 【取組み例】

①行政需要に対する適正な財源措置、都区財政調整制度（※8）の適正な運用を国や都に要請する。

②将来の償還負担のシミュレーションを行う。

③新たな経営改革プランを推進する。

④地方公会計制度を活用した、区の財政状況に関するわかりやすい資料の作成、公表を行う。

### (3)簡素で機能的な組織・機構の実現

#### 行政需要の変化に対応できる、弾力的な組織づくりを行う

##### 【基本計画2015の実績評価】

「経営改革プラン2015」にもとづき組織体制の見直しを実施。平成28年より国保年金課の窓口業務の一部を外部委託、健康福祉部の組織再編と事務分担の見直し、子ども家庭部と教育委員会事務局の組織再編を実施した。

「北区職員定数管理計画2015」にもとづき、職員定数の適正化を図っているが、待機児童解消等に対応するため、定数自体は増加となった。



「経営改革プラン2015」や「職員定数管理計画2015」における取組み等によって、人件費は減少傾向にある。

将来を見据えた健全で安定的な行財政システムの確立のため、公民の役割分担、仕事の進め方の見直しを通して、より簡素で効率的な組織体制を進めていく必要がある。

##### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】効率的な行政を進めるために区が力をいれるべきこととして、「窓口の開庁時間の延長や、便利で分かりやすい窓口の整備を図る」が35.1%と最も多かった。一方「部や課を統合したり、職員を減らす」は17.6%と、前回の24.1%から減少した。

⇒身近で容易に行政サービスを受けられるよう区民サービス向上を図る必要がある。

##### 【社会動向】

【国】平成29年6月の地方自治法改正により、特別区は内部統制に関する方針を定め、これにもとづく必要な体制の整備が努力義務とされた。

⇒平成32年4月の改正法施行に向けて、内部統制の体制準備に取りかかる必要がある。

##### 【基本計画2020に向けて】

業務の質や量の変化に応じた弾力的な組織づくりとともに、内部統制制度の導入を進める。

##### 【今後の課題】

①時代とともに目まぐるしい速さで変化していく区民のニーズに迅速かつ的確に対応していく必要がある。

②事務改善の見直しや公民の役割分担を意識した執行体制の構築により、効率的な事務処理、職員という人材の効果的な活用につなげていくことが必要である。

③内部統制制度（※9）の導入に向けて推進体制の構築や事務上のリスク管理などの準備を進めていく必要がある。

##### 【重点施策】

###### ★組織・機構の改革

⇒多様化・複雑化する行政課題に的確に対応できる組織づくりを進める。

##### 【単位施策の変更】

①組織・機構の改革：従来の単位施策②組織の肥大化防止の要素を吸収して1つの単位施策とした。

③内部統制の構築：新設

##### 【施策の方向性】

###### ①組織・機構の改革

機能的かつ効率的で、社会の変化に対応できる弾力性のある組織体制、関係所管が協力・連携しあえる横断的な組織体制を構築する。

###### ②職員定数の適正管理

限られた人材を効果的に活用する職員配置を行うとともに、外部化やIT技術の導入によって総職員数の適正化を図る。

###### ③内部統制の構築

財務に関する事務などの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために内部統制制度を導入する。

##### 【取組み例】

①役割の薄れた組織の統合・廃止や新たな課題に対応した組織の再編を行う。

②指定管理者制度等の外部化手法を有効活用し、RPA（※10）等、IT技術の導入を検討する。

③内部統制制度導入の検討・準備を行う。

### (4)職員の資質の向上

#### 区民から信頼される職員を育成する

##### 【基本計画2015の実績評価】

「北区人材育成方針」「北区研修基本計画」にもとづき、職員の育成や人事管理の実施を行っている。

実務研修や職層研修のほか、新たに多文化共生や人の多様性等に関する研修を通して、多様な考え方を尊重できる職員の育成を行っている。

政策課題研究会ROSEや職員提案制度（※11）を、継続的に実施している。



ROSEや職員提案制度により生まれた提案事業は、各課において実現に向けた検討を行い、事務の効率化や区民サービスの向上等に結びついている。

社会情勢の変化を的確に捉えた研修により、対応力のある職員の育成につながっている。

区民との信頼関係構築のため、職員の職務に対する責任感や倫理観のさらなる醸成、事務処理ミスや不正の防止に向けた取組みを推進していく必要がある。

##### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】「対応した職員についてどのように感じたか」に対し「よかった」と感じた人が64%と、前回から2.1%上昇。⇒接遇に関する研修を継続して実施するべきである。

##### 【今後の課題】

①区政の担い手である職員一人ひとりを区の貴重な財産ととらえ、「区民とともに」という基本姿勢を強く認識し、職務遂行能力や全体の奉仕者としての意識を向上させる等の人材育成を行うことが、区民との信頼関係構築のために必要である。

②複雑化・多様化する行政課題に対応するため、職員個々の資質の向上だけでなく、組織として職員を支援するしくみづくりが必要である。

③行政課題の複雑化・多様化により、専門性・特殊性の高い業務を行うことのできる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承ができる職員配置が求められている。  
公務員の働き方改革や定年延長への動き等に対応のできる人事管理・人材評価システムが必要である。

##### 【基本計画2020に向けて】

区民から信頼され、主体的に区政や職場の課題解決に取り組む職員の育成、職場づくりに努める。

##### 【施策の方向性】

###### ①職員研修の充実

区民とともに協働のまちづくりを推進する職員の育成、多様な考え方を尊重し、高い倫理観を持って行動できる職員を育成する。

事務処理能力やコミュニケーション能力の向上を図り、区民から信頼される職員を育成する。

###### ②人材が育つ職場づくり

職員一人ひとりの能力が最大限に発揮され、主体的・意欲的に課題等に取り組む、政策形成過程や事業計画策定に積極的に参加ができる職場づくりを推進する。

###### ③人材育成を目的とした人事管理

職員の能力を掘出し、長期的視点に立った人事管理、職員が明確な目標をもって業務に取り組み、成果が評価される人事管理、社会情勢や制度の変化に適応した人事管理を行う。

専門性・特殊性の高い業務のノウハウを確実に継承し、実務に精通した人材を育成できる職員配置を行う。

##### 【重点施策】

###### ★職員研修の充実

⇒区民の視点に立つて主体的に行政課題に取り組むことのできる職員を育成するため、多様な職員研修を実施する。

##### 【取組み例】

①「北区人材育成基本方針」に示すめざすべき職員像の実現に向けて、実務研修や専門研修、職層研修などの取組みを進める。

時代のニーズに応じた研修や、内部統制研修、e-ラーニングによる自己啓発支援など、多様な研修を開催し、積極的な受講を促す。

②OJT制度による日常的な職務を通じた人材育成を進め、実務能力の向上や昇任意欲の醸成につながる「学習する職場風土」づくりを推進する。  
管理職や係長級職員のマネジメント能力の強化に取り組み、職員の能力向上につなげる。

③「人材育成基本方針」に基づいた効果的なジョブローテーションを実施する。  
人事評価制度にもとづく適切な処遇および、職員の能力や適性を活かす人事制度を推進する。  
職員の健康管理体制、職場の安全管理体制の確立・強化を進める。

##### 【単位施策の変更】

###### 職員参加の推進

⇒人材が育つ職場づくり

## (5) 効率的な行政サービスの提供

### 区民の視点に立った、質の高い公共サービスを区民に提供する

#### 【基本計画2015の実績評価】

情報通信基盤の最適化のため、サーバ機器等の仮想化を進めた。また、高度複雑化するサイバー攻撃等への対応として、新技術による情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報セキュリティポリシーの見直しを図った。

平成28年度、国保年金課の窓口事務を一部業務委託化。平成29年度、赤羽会館に指定管理者制度を導入。

毎年、年末ワンストップ窓口による区民からの納付相談を受け付けている。また平成29年度に債権管理条例を制定した。



新技術によるセキュリティ対策を実施することで情報セキュリティ対策を強化した。また官民データの利用促進の環境整備を図るための取り組みを進めている。

管理者制度や事務の外部委託化など、民間活力の導入を進め、定着してきた。

債権収納率向上の取り組みにより、区民税では平成25年度収入率93.60%が平成29年度には97.25%となった。

情報通信機器の普及等により社会的にオンライン手続が浸透している状況で、セキュリティ強化は必要不可欠であり、一層推進していく必要がある。また、区が所有する統計データ等の情報に対する需要が増え、利用しやすい形式での積極的な公開が求められている。

指定管理者制度の導入を積極的に行い、区民サービスの向上や財政負担軽減を図っている。

引き続き内部努力の徹底を図りながら、持続可能な行財政システムを作り上げていかなければならない。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】効率的な行政を進めるために区が力をいれるべきこととして、「窓口の開庁時間の延長や、便利で分かりやすい窓口の整備を図る」が35.1%と最も多かった。また「行政以外でできるサービスの外部委託や指定管理者制度、民営化を推進」が19.5%となっている。

⇒既存の事務事業など様々な公民の役割分担を見直し、区の担うべき役割を明確化する必要がある。

また、区民サービス向上のため、身近で容易に行政サービスを受けられるしくみを検討する必要がある。

#### 【今後の課題】

①行政手続きのオンライン化や、区が保有する多岐にわたる情報資産を効果的に活用できるしくみが求められている。

行政の情報等サイバー攻撃等から守るために、新しい技術を活用したセキュリティ対策が必要となっている。

②基礎自治体として区民生活を支えるため、迅速で正確な行政サービスの提供に努め、区民満足度の向上を図る必要がある。

③区は公民の役割分担を明確にしなが、民間団体やNPOなど「公」を担う多様な主体と連携を図り、質・量ともに増大していく行政需要に的確に対応していかなければならない。

④区民サービスの財源となる区税等の収入率の向上、施設利用料や手数料等の受益者負担の適正化は、公平性の確保という観点からも重要である。

⑤内部努力の徹底、事務事業の見直しや再構築を進めていくためには、これまでの実施方法や内容について検討しなければならない。

#### 【基本計画2020に向けて】

北区の明るい未来を築き、区民の満足度を向上させていこう、将来を見据えた持続可能な施策・事業展開を可能とする行財政システムを構築する。

#### 【施策の方向性】

##### ①行政情報化の推進

新たな技術を取り入れた情報通信基盤全体のさらなる最適化を図り、人口動態の変遷等に対応するAI等のICTを活用した施策を推進する。

区が保有する多種多様な情報資産については、サイバー攻撃等から守るセキュリティ対策の強化を行うとともに、民間視点での活用を図るためのオープンデータ化や、新たな施策等に反映させるための区内における情報共有を推進する。

##### ②行政サービス提供体制の整備

便利で分かりやすい窓口を整備するとともに電子申請・電子納付を推進することで、身近で容易な行政サービスの提供を行う。

AIやRPAといった先端技術を活用した事務の効率化や区民サービス向上について検討を行う。

##### ③民間活力の活用

多様化する区民ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、民間事業者やNPO等、様々な主体と連携し、それぞれの強みを生かした施策を推進する。

##### ④受益と負担の適正化

区民間の公平の観点から、区税等の収納率の向上を図るとともに、受益者負担の原則が当てはまる行政サービスについては、受益者負担の適正化を進めていく。

##### ⑤行政評価システムの活用

事業のコストや成果から区民の視点に立った評価を行い、今後の施策や事業展開に反映させていくとともに、評価結果を公開することで、行政の透明性を高め、説明責任を果たす。

#### 【取組み例】

①クラウド等を見据えたシステムの更なる集約統合とBPR（※12）を含めた総合的なシステム最適化に向けた取組みの研究を行う。

区内ポータルを活用した情報共有や職員のICT活用能力の向上、セキュリティ意識の向上に向けた取組みをさらに推進する。

②ICTを活用した申請業務の効率化。

使いやすい電子申請システムサービスの充実、マイナンバー制度による手続きの簡素化や業務の効率化を進める。

AIやRPAの導入に向けた調査・検討を行う。

③指定管理者制度や業務委託のさらなる活用、事業の民営化や事業者の誘致、新たな公民連携手法についての検討を行う。

④ワンストップ納付相談窓口や債権管理条例の適正な運用による収納率の向上を図るとともに、新たな収納手法について検討する。

使用料・手数料の定期的な改定を実施する。

⑤評価結果を施策に反映できる、効果的な行政評価システムについての再検討を行う。

わかりやすく経年比較等の利活用がしやすい、行政評価結果の集積方法・データ化方法についての検討を行う。

#### 【重点施策】

##### ★行政情報化の推進

⇒将来的に人口が減少に転ずることが予想される中、AI等のICTを活用した情報通信基盤のさらなる最適化を図るとともに、区の保有するデータを活用した新たな施策への反映を行う。

##### ★行政サービス提供体制の整備

⇒区民満足度の向上のため、電子申請をはじめとしたICTの活用やAI、RPAなどの先端技術の導入検討を行う。

##### ★民間活力の活用

⇒指定管理者制度などの着実な推進と、新たな公民連携手法の導入について検討を行う。

## (6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

### 公共施設の適正な更新や管理、区有財産の効果的な利活用を図る

#### 【基本計画2015の実績評価】

新庁舎の整備については、平成29年7月に国立印刷局王子工場との間で協定を締結し、建設予定地が定まった。さらに平成30年「新庁舎建設基本計画」の策定に着手した。

「公共施設等総合管理計画」を平成28年度に策定し、区の建築物に道路や橋梁等のインフラを含めたすべての公共施設等を対象として、区の状況や公共施設等の現状から課題や基本的な考え、基本方針を整理した。

学校施設跡地については「北区学校施設跡地利活用指針」にもとづき、学校ごとの利活用計画を策定している。

「学校施設跡地利活用計画」の策定にあたっては、外部有識者や区民代表の方等からなる検討委員会を設置し、学校施設跡地が区民共通の貴重な財産であるとの考え方のもと、検討を行っている。

遊休地や遊休施設については、発生が見込まれた時点で利活用方針の検討を行い、有効な活用や処分を推進している。



財政の見通しが不透明な中、将来的に負担できる公共施設の更新費用は現在より少なくならざるをえない。用途変換、機能の集約化・複合化、統廃合や廃止といった様々な方策についての検討を重ねながら、限られた資源の中で区民サービスの向上を図るという観点で、公共施設のマネジメントを行う必要がある。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】公共施設にかかる経費削減のために区が力をいれるべきこととして、「民間のノウハウや資金を活用」が4割半ば、「施設の用途変更を行う」が4割程度、「施設機能の集約化・複合化」「適正な維持管理によってできるだけ長く施設を使用する」が3割半ばとなっている。

⇒施設管理に関する効果的な事業手法を検討していく必要がある。

【人口推計調査（平成30年度）】今後平成40年にかけて人口のピークを迎え、それ以降は人口減少に転ずる。

⇒人口推計を踏まえ、適正な行政サービスの提供に柔軟に対応できる公共施設の配置、新庁舎の整備を考えていかなければならない。

#### 【今後の課題】

①新庁舎の整備については、社会動向等を踏まえた行政サービスのあり方を検討するとともに、建設予定地の周辺状況を考慮しながら取り組みを進める必要がある。

②今あるすべての公共施設を大規模改修や改築などの対応をしていくことは財政的に難しい。人口動向や区民意識の変化を捉え、適切な施設の配置を行う必要がある。

③学校施設跡地や遊休施設などの区有財産は財源の確保という観点から、貸付・売却を含めた検討を行う必要がある。

#### 【基本計画2020に向けて】

区民福祉の向上に向けて、新庁舎をはじめとした公共施設の整備を進めるとともに、社会状況や区民意識の変化など、様々な観点から適切な公共施設のマネジメントに取り組む。

#### 【施策の方向性】

##### ①新庁舎の整備

人にも環境にもやさしく区民に親しまれるとともに、適切な行政サービスを提供することのできる新庁舎の整備を、王子駅周辺のまちづくりと連動して進める。

##### ②公共施設の再配置の推進

行政サービスの水準を維持しながら、施設の総量を抑制し、施設機能の集約化・複合化を図りながら、公共施設の将来コストを縮減する。重要度・緊急度に応じた計画的な施設改修や適切な維持補修に努め、建物の長寿命化を図る。また、公共施設の新設や大規模改修の際には、施設の魅力アップに資する利便性の向上等を検討する。区民のニーズに合わなくなった施設や役割を終えたと考えられる施設については、統廃合や廃止を検討するとともに、既存施設のさらなる有効活用を図る。

##### ③区有財産の活用

学校施設跡地や遊休施設等の区有財産については、貸付・交換・売却などの方法を含め、利活用を積極的に図る。

#### 【取組み例】

①「新庁舎建設基本計画」を策定し、建設に向けた設計および工事を進めるとともに、庁舎移転に向けた準備を行う。

②道路や公園といったインフラ、学校などの個別施設ごとの長寿命化等を定めた「個別施設計画」を策定し、適切な公共施設機能の維持管理を行う。  
今後の人口動向や区民意識の変化、老朽化する施設の更新時期等を踏まえながら、具体的な施設の再配置に取り組む。

③学校施設跡地利活用検討委員会等、基本計画実現のための資源調達や地域のまちづくりの推進に寄与するという観点から十分な検討を行い、「学校施設跡地利活用計画」を策定する。

#### 【重点施策】

##### ★新庁舎の整備

⇒人にも環境にもやさしく区民に親しまれ、だれもが気軽に訪れることができる、開かれた新庁舎の整備に向けて取り組む。

##### ★公共施設の再配置の推進

⇒限られた資源の中で区民サービスの向上を図るために、公共施設のあり方を見直し、公共施設マネジメントに取り組む。

## 4-3

自治権の拡充と  
広域的な連携・協力の推進基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

## (1)自治権の拡充

①	地方分権の推進	
②	財政自主権の確立	

## (2)「北区らしさ」の創造と発信

①	シティプロモーション・イメージ戦略の推進	○シティプロモーションの推進
②	北区の特性を生かした施策の推進	

## (3)広域的な連携・協力の推進

①	広域的な連携・協力の推進	○友好都市交流協定の締結 ☆他自治体との新たな連携・交流の推進
②	自治体間交流の推進	

## 区民とともに

## 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・国、東京都、区がそれぞれ実施している事業、役割について関心を持つ。
- ・区の個性や魅力を発掘し、SNSを活用して広く発信していく。
- ・おすすめのスポットなどを、積極的に家族や友人に勧める。
- ・区と関わりのある都市について関心を持ち、交流イベントに参加する。
- ・異なる文化に接しながら、自らの地域の良さを再発見する。



## 区（行政）の役割

- ・区民に最も身近な自治体としての責任を持つ。
- ・北区ブランドの形成に向けたシティプロモーションを充実させる。
- ・観光スポットや区の魅力について、効果的な情報発信を行う。
- ・区域を越えた取組みが必要な課題における他自治体との連携・協力を推進する。
- ・様々な分野で国内外の自治体との交流を促進し、相互発展に努める。

## 北区基本構想

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するため、区の自主性、自立性の向上に努めます。  
また、区民の誇りとなる「北区らしさ」を発見、創造し、他の都市にはない魅力的な北区の地域イメージとして、広く内外に発信します。  
さらに、区だけでは解決できない課題については、他の自治体、都、国との連携、協力を進めます。

## 重点施策

## ★地方分権の推進

⇒区民に身近な基礎自治体としての役割を果たしていかなければならない。

## ★シティプロモーション・イメージ戦略の推進

⇒ターゲット層である子育てファミリー層・若年層に対し影響力を与えていくため、北区にゆかりのある人材の新たな発掘、活用策等を検討する。

## ★自治体間交流の推進

⇒首都東京の自治体として、他自治体を実施する地方創生の取組みへ協力するとともに、産業・観光・文化・スポーツなど様々な分野での新たな連携を模索しながら、相互の地域活性化につなげる。

## (1) 自治権の拡充

区民に最も身近な自治体として、自立した都市となる

### 【基本計画2015の実績評価】

国民健康保険制度の改正に伴う激変緩和措置や、介護保険制度の充実、保育士の処遇改善や待機児解消を実施するための予算投入といった子育て支援策の充実、ふるさと納税制度の見直しなど、様々な分野の課題に対する要望を、全国市長会や特別区長会を通して国や都に行ってきた。

真の分権型社会の実現をめざし、国・東京都との役割分担を明確にするとともに、他区市町村と連携して地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、必要な方策を引き続き求めていく必要がある。

### 【社会動向】

【国・東京都】児童福祉法の改正により、特別区も政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされた。

⇒児童相談所の設置に向けた財政支援や職員の専門研修の充実等を図るよう、国や東京都に要請していく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

国や都の動向を踏まえて、都区制度や地方自治のあり方についての研究を他区と連携して進める。

### 【今後の課題】

①地域の課題を解決する、住民に一番身近な基礎自治体として、区民のニーズや社会情勢の変化に対応した施策を実現していかなければならない。

②自主的、自立的な事務事業の執行のため、国や東京都と区の役割分担に応じた適切な財源の配分を求めていく必要がある。

### 【重点施策】

★地方分権の推進 ⇒区民に身近な基礎自治体としての役割を果たしていかなければならない。

### 【施策の方向性】

#### ①地方分権の推進

基礎自治体優先の原則のもと、地域の課題を解決する自立した都市となるべく、適切な権限の委譲を国や東京都に求めていく。

#### ②財政自主権の確立

事務権限の委譲や拡充に見合う財源確保、課税自主権の拡充を国や都に求めていく。

### 【取組み例】

①②全国市長会や特別区長会を通して、区としての要望を伝えていく。

他区と連携して、都区制度や地方自治の在り方についての研究や施策の展開を図るとともに、児童相談所の設置に向けた協議を東京都と進める。

## (2) 「北区らしさ」の創造と発信

北区の個性と魅力を広く発信し、知名度とイメージを高める

### 【基本計画2015の実績評価】

平成28年3月に「北区シティプロモーション方針」を策定し、ターゲットの再認識と整理、庁内推進体制の整備等を行い、ブランドメッセージ「住めば、北区東京。」を活用しながら、戦略的・効果的な情報発信を推進している。また、「東京都北区赤羽」の著者である清野とおる氏の描き下ろし漫画を採用したPRポスター掲出やメモリアルフォトスポット設置といった取組みを展開した。

イメージ戦略では、東京家政大学生(U-KISS)と区若手職員(O-KISS)との協働により、区のPR動画を制作するなど、区の魅力発信に取り組んでいる。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○区への定住意志は「ずっと住み続けたい」が43.4%と最も高く「当分は住み続けたい」とあわせると、定住意向が8割を超える。一方18～49歳までの転居意向が3割近くと高い。  
⇒子育てファミリー層、若年層の定住意向を高める必要がある。

○区への愛着度は「愛着派」が8割を超え、前回調査と比較すると4.1ポイント増加している。  
⇒シティプロモーションの効果が感じられる。

○地域活動等に参加したことが「ある」は概ね年齢が高くなるほど多く、49歳以下は9割以上が参加していない。  
⇒子育てファミリー層、若年層に対する地域への興味・関心の喚起が必要である。

○ブランドメッセージ「住めば、北区東京。」の認知度は4割半ばと増加した。一方18～29歳で「まったく知らない」が6割半ばである。  
⇒ブランドメッセージを活用した情報発信の効果はでているが、若年層を中心とした、ブランドメッセージを活用した情報発信に力を入れる必要がある。

○区のイメージアップ施策では「多様なメディア媒体による北区に関する報道」が増加し、上位となっている。  
⇒多様なメディア媒体により、幅広い層に区に関する情報を届けていく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

子育てファミリー層・若年層をターゲットの中心とした区の魅力発信に取り組む。

### 【今後の課題】

①都内における北区の知名度やイメージの認知度はまだ低く、北区の個性と魅力を区内外に向けて広く発信し、知名度やイメージを高めていくことが必要となる。  
意識・意向調査における区民の定住意識は8割を超えているが、18～49歳までの転居意向が3割近くと高くなっている。子育てファミリー層、若年層の定住意向を増加させていくため、地域に対する誇りや愛着の醸成、地域への興味・関心を喚起していくことが課題となる。

②区の持つ魅力を行政だけでなく、区民自身が発信し、区内外へ発信していくくみづくりが必要である。

### 【重点施策】

★シティプロモーション・イメージ戦略の推進

⇒ターゲット層である子育てファミリー層・若年層に対し影響力を与えていくため、北区にゆかりのある人材の新たな発掘、活用策等を検討する。

### 【施策の方向性】

#### ①シティプロモーション・イメージ戦略の推進

北区の知名度やイメージを高めていくため、子育てファミリー層・若年層をターゲットの中心に据え、様々な媒体を活用した多角的な情報発信に取り組む。

北区の個性や魅力の発信力を高めることで、区民の北区に対する誇りや愛着の醸成、地域への興味・関心の喚起につなげ、地域の活性化、地域のきずなづくりへと発展させていく。

#### ②北区の特性を生かした施策の推進

北区の特性を生かした北区らしい施策を、区民とともに推進する。

国や東京都、他自治体と連携するとともに、区民や民間組織とも協働しながら、区の魅力発信を観光事業とともに推進する。

### 【取組み例】

①ブランドメッセージ「住めば、北区東京。」を活用したプロモーションのさらなる展開。  
北区ゆかりの人の新たな発掘、活用策などを検討するとともに、O-KISS・U-KISSといった若い世代の活動分野の拡大等に努める。

②フォトコンテストのような区民視点・区民発信によってまちの魅力をPRする事業を推進する。  
文化や歴史、水辺やみどりの空間といった北区の資源を活用した事業の検討を行う。

平成30年5月には北区人口が約25年ぶりに35万人を超え、また住みたいまちランキング2018では、赤羽が19位(前年21位)にランクインされるなど、シティプロモーションの効果を感じることができる。

北区の個性や魅力がメディアへ掲載されることも増えてきており、知名度も高まりつつある。

北区にゆかりのある人々を活用したシティプロモーション・イメージ戦略事業は、北区の知名度とイメージを高める効果がみられた。ターゲットである区民や区外の子育てファミリー層、若年層に影響のある北区にゆかりのある人材の新たな発掘、活用策を検討し、さらなる情報発信に全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

なお「北区イメージ戦略ビジョン第2次行動計画」の計画期間が概ね2021年であることから、計画の見直しを検討する必要がある。

### (3) 広域的な連携・協力の推進

国内外の自治体との交流を深め、地域活性化と相互の発展を図る

#### 【基本計画2015の実績評価】

平成28年3月に策定（29年3月に改定）した「北区版総合戦略」における5つの基本目標の一つを「他自治体と共に発展できる取組を進める」として、具体的な施策に取り組んできた。

全国の各地域の活性化やまちの元気につながる取組を展開する「特別区全国連携プロジェクト」において、岩手-北区連携マルシェといった事業を実施した。

災害時の物資支援や施設利用等に関する防災協定を他自治体や学校、民間企業などと締結しており、随時内容の見直しや新たな協定を検討している。

平成29年に友好都市（山形県酒田市・群馬県甘楽町・群馬県中之条町）の交流協定締結20周年を記念したイベントの実施やPR動画の作成を行った。現在、4番目となる友好都市候補の具体化について検討中である。

国外では北京市西城区との友好交流合意書を締結しており、平成29年にはアメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市とパートナーシティ協定を締結、文化や教育、スポーツといった幅広い分野における交流を行っている。



ふるさと体験事業や青少年交流団の派遣など、小学生から高校生を中心とした交流事業を通じて、友好都市との親善を深めている。

自治体同士の交流は、住民の交流、企業や産業の交流へとつながり、様々な分野における新たなアイデアの創出に寄与するものと考えられる。

北区も含め、東京都、国全体として人口減少という課題解決、まちの活性化に取り組むためには、他自治体との連携・協力が不可欠である。

都市間における意見交換やネットワーク体制を充実させ、情報発信力の強化や新たな連携や事業の見直しを進めていく必要がある。

#### 【社会動向】

【国】「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年度に閣議決定し、各自治体において地方版人口ビジョン・総合戦略を策定し実行するよう努めること、との方針を示した。

【区】平成28年「北区版総合戦略」を策定（平成29年改定）。他自治体との相互発展を基本目標に据える。

⇒北区と他自治体、それぞれの特性、魅力や地域資源をいかした連携・交流事業を推進する必要がある。

#### 【今後の課題】

①河川の水環境保全や土壌汚染などの環境問題、都市計画道路の整備、防災対策等北区だけでは解決できない課題、区域を越えた取組が必要な課題については自治体間の連携が必要となる。

観光や産業、福祉や教育、環境問題といった様々な面において、広域連携のメリットを研究していく必要がある。

ICTやインターネット環境の発達により、周辺自治体だけでなく遠隔自治体との広域連携も視野に入れることが可能となった。

②首都東京の自治体として、国内外の自治体と友好関係を築き、相互発展や共存共栄を図っていく責務がある。

北区の地域活性化のためには、区民が異なる文化、環境、生活や情報と接しながら、自らの地域への理解や関心を深める機会を持つことが重要である。

#### 【基本計画2020に向けて】

国や東京都、他区市町村との連携・協力を推進するとともに、首都東京の自治体として国内外の自治体と幅広い友好関係を築き、相互発展や共存共栄を図る。

#### 【施策の方向性】

##### ①広域的な連携・協力の推進

周辺自治体との連携・協力を推進し、観光・産業・福祉・教育・環境等、多方面における効果的・効果的な取組について検討する。

大規模な災害時には、国や東京都と連携して支援・受援態勢を整え、迅速な復旧・復興に努める。

周辺自治体だけでなく遠隔自治体とも情報・知識の共有を図る。

##### ②自治体間の交流の推進

地域活性化と相互発展を目指して、国内外の自治体との交流を推進する。

新たな友好交流都市の選定にあたっては、既存の民間交流や人口・産業・文化等共通の価値観に基づく交流の発展性、また農村と都市などお互い不足する要素の補完性といった観点から検討を進める。

現在友好都市交流協定を締結している都市とは、相互に協力し、新たな視点から都市間の連携・交流事業の更なる促進を図る。

#### 【取組事例】

①他自治体や団体との様々な分野における協定締結の見直し・検討を行う。

大規模な災害時には、国や東京都と連携して対口支援方式（※13）により、迅速な災害対策業務を遂行する。

ICTを活用した遠隔WEB会議の検討など、他自治体との連携協力体制を強化する。

②友好都市間で相互の視察や、まちの魅力PR、地域活性化を目的としたイベントの実施等により、さらなる交流活動を推進する。

北区と友好都市がお互いに得られるメリットを整理し、候補地の選定を進める。

防災、教育、産業等あらゆる分野において、ともに課題を検討していく自治体交流検討会を拡充し、新しい連携の形を具体化する。

特別区全国連携プロジェクト事業を推進するとともに、他自治体を実施する地方創生の取組に対して、実施会場の貸出や情報提供等の協力をを行う。

海外の友好都市とは青少年交流団等の派遣・受入事業を継続する。

#### 【重点施策】

##### ★自治体間の交流の推進

⇒首都東京の自治体として、他自治体を実施する地方創生の取組へ協力するとともに、産業・観光・文化・スポーツなど様々な分野での新たな連携を模索しながら、相互の地域活性化につなげていく。